

678

51



* 0 0 2 8 8 6 6 0 0 *

0028866-000

678-51


質屋利子の研究

東京質屋組合利子調査研究委員会・編

東京質屋組合

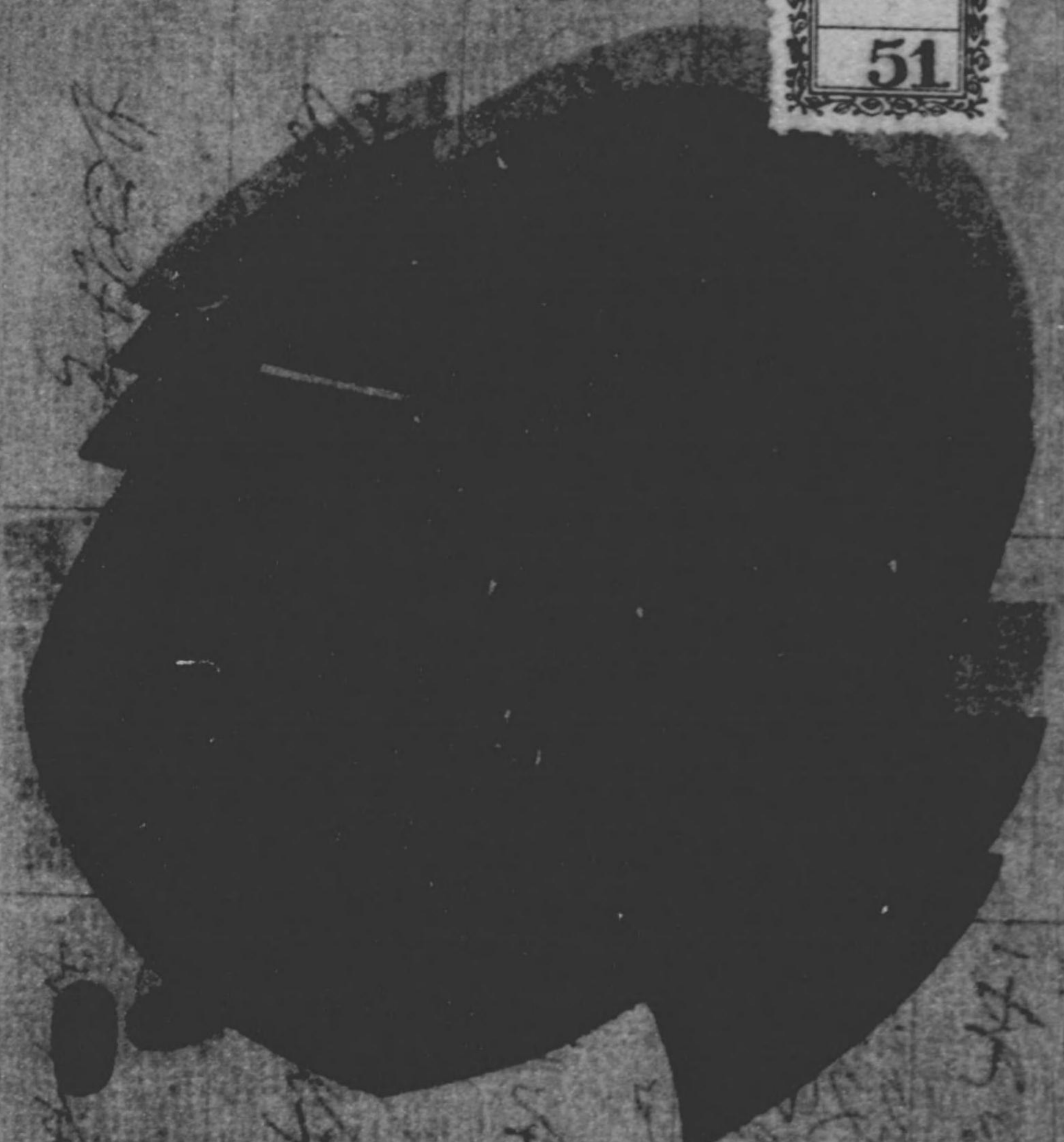
昭和9

ADI



質屋利子の研究

678
51

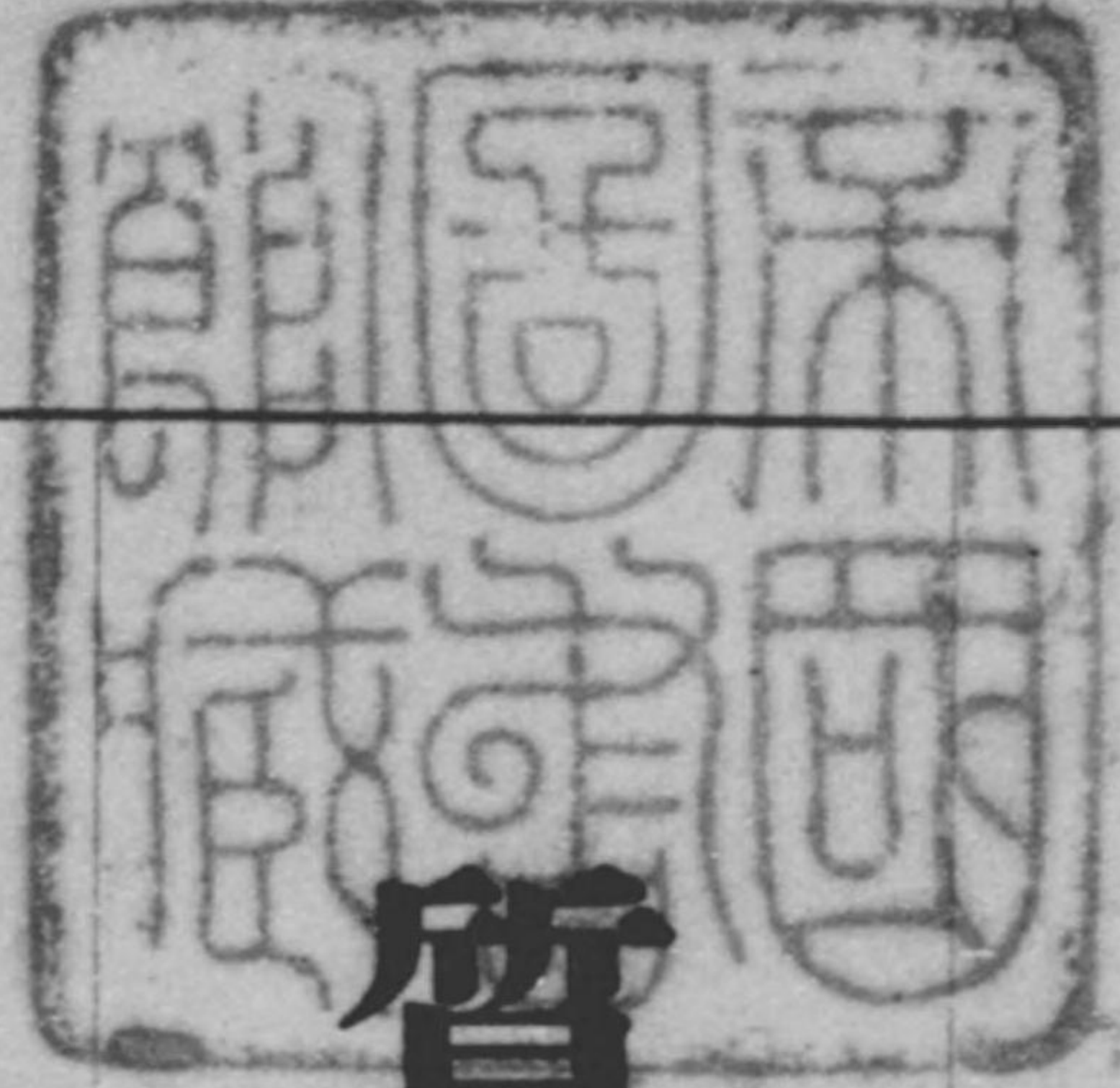


東京質屋組合利子調査研究委員会

質屋利子の研究

678
51

東京質屋組合質屋利子調査研究委員会



東京質屋組合利子調査研究委員会

質屋利子の研究

東京質屋組合



發行所 宇治

678-51

刊行の辭

古來質屋は最も平易且つ簡便に急場の融通を助くる金融機關であるとして、常に重要視されて居る事は今更贅言を要しない所であります。唯質屋の利子が概して高率であると云ふ批判を耳に致しますが、其れは單に利子と云ふ概念にとらはれた皮相の見解と言はねばなりません。

質屋は決して所謂資本家ではありません。矢張り一種の企業家でありまして、東京地方に於ては自己の全資本のみに依て經營するものは比較的尠く、大體に於て他より資金の供給を受けて業務を營んで居る状態であります。例へば銀行を金銭の卸問屋とするならば、質屋はその小賣業者であります。而も質屋は質物の保管に對する諸設備、經營上煩雜な手數、多大な營業費等を必要とする等より觀るも一般貸借利子とは根本に於て區別せらるべきものでありませう。更に業態から推しても大資本の經營には絶對不適當のものであり、又人任せでは到底出來ない營業であります。元來庶民金融と云ふ重大な建前からしても、出來得る限り利子の低下を圖らんとする事は、獨り關係當局や利用者の望む所であるのみでなく、我々業者としても勿論相當の考慮を拂つて居る所であります。然し乍ら新に何等かの方策を講ずる事なくして、現在の機構や組織の經營下に於いては、利子の低下は絶對に斷行出來得ないのでありまして、それは本書の内容を検討しても解

本書は下名の者が、質屋利子調査研究委員会の調査方針に基き、各自各編を分擔して執筆せるものにして、文中或ひは重複、齟齬する所なきを保し難い。又資料を多く取り入れた爲めに頁數も豫定通りに行かず、勢ひ増加せざるを得なかつた。讀者諸賢の御寛恕を乞ふ次第である。

執 筆 者

東京質屋組合	教育部部長	大野正治
同	調査部副部长	高野力壽
同	機關紙部委員	坂本敬三郎
同	同	磯部信太郎
同	同	射水豊三
同	同	笠木宸太郎
同	囑託	原田幸衛

目 次

第一編 質屋利子の沿革資料

第一章 序 説……………一

第二章 王朝時代の質制とその利子……………三

第三章 鎌倉室町時代の質屋とその利子……………五

第四章 江戸徳川時代の質屋とその利子……………一〇

第五章 明治時代(質屋取締法)の質屋利子……………二七
附 關東大震災直後の質屋利子……………三三

第二編 法律上より考察せる質屋利子

第一章 序 説……………三五

第二章 質屋利子に関する法律の變遷……………三九

第三章 質屋利子に関する判例……………四九

第四章 質屋利子の利息制限法適用除外に関する外國の立法例……………五七

第五章 帝國議會に於ける質屋取締關係法案……………六〇

第六章 學者の法律的質屋利子論…………… 一六六

第七章 結 論…………… 一六九

第三編 利子を中心として觀たる 民營質屋と公益質屋

第一章 序 説…………… 一〇一

第二章 民營並びに公益質屋の特性…………… 一三三

第三章 民營質屋並びに公益質屋の利子…………… 一四〇

第四章 結 論…………… 一六〇

第四編 外國及び我國外地に於ける質屋の概要

(外國質屋の概要)

第一章 米國の質屋…………… 一六三

第二章 英國の質屋…………… 一六七

第三章 獨逸の質屋…………… 一七六

第四章 伊太利の質屋…………… 一八六

第五章 佛蘭西の質屋…………… 二〇三

第六章 白耳義の質屋…………… 二〇〇

第七章 和蘭の質屋…………… 二二二

第八章 支那の質屋…………… 二二三

第九章 滿洲の質屋…………… 二四五

(我國外地に於ける質屋の概要)

第十章 朝鮮の質屋…………… 二五五

第十一章 關東州及滿鐵附屬地の質屋…………… 二六一

第十二章 臺灣の質屋…………… 二六五

第十三章 樺太の質屋…………… 二七一

第十四章 上海に於ける邦人質屋…………… 二七五

第十五章 結 論…………… 二七八

附 米英獨民營質屋法…………… 二八四

第五編 東京市に於ける 質屋と質屋利子の考察

第一章 序 説…………… 三二五

第二章 質屋利子割合…………… 三三三

第三章 營業規模…………… 三四三

第四章	貸出及質物の状態	三七〇
第五章	質屋利子の構成	三九九
第六章	質屋利子割合決定の根拠	四四九
第七章	質屋利子に關する二三の問題	四六一
第八章	結 論	四七二
第六編 各種庶民金融機關の利率		
第一章	序 説	四七七
第二章	無 盡 業	四八〇
第三章	貯蓄銀行其他の小額貸付	四八八
第四章	一般貸金業	四九五
第五章	信用組合	五一五
第六章	結 論	五一九
第七章	結 論	五二三
附 録	東京質屋組合利子調査研究委員會經過報告	
	同組合公益質屋及外國質屋調査研究委員會經過報告	
	利息制限法改正に關する東京質屋組合對策運動經過報告	

第一編 質屋利子の沿革資料

第一章 序 説

本篇に於ては我が國の質屋の利子の歴史的變遷の跡を探究し、併せて質屋の沿革を極く概括的に述べんとするものである。

茲に注意しなければならないのは質制と質業の謂であるが、我が國の質制の文献に現はれてゐる最古のものは文武天皇大寶元年(皇紀一三六一年)制定の大寶令の出擧及び、質制に關する規定である。然し乍ら典物を取り利を計り營業とするに到つたのは、鎌倉室町時代の土倉(庫倉)に於いて之を明かに見るのである。而して徳川時代に入り質屋と呼稱されるに及び、今日の質屋の前驅として完成されるに到つたのである。

従つて本篇は、我が國の質屋の利子の沿革の探究を爲すのがその目的であつて、質業以前の質制に就いては、之を精しく究める必要はないのであるが、一應順序として質屋以前の質制に就いて概観し、而して質屋の起源としての鎌倉室町期の土倉(庫倉)、次いで徳川時代の質屋の利子に就いて述べ、現行質屋取締法制定の明治廿八年に到る間の利子に關して説述した。

我が國の質屋の沿革は右の如く極めて古く、その由來する所に就いては支那の模倣であるとするもの、又然らずしてこの種のもの各國民の間に於いて、其の經濟の發展に隨伴して自ら發生せるものである等諸説あれども



質に就いての我國最古の文献大寶令は、唐制を模して之を成文法としたのであつて、支那の影響は多分に受けたものと思はれる。然し乍ら、それは草創期に於ける成文上の事に屬し、質物を取つて金穀を貸し付ける事は、自然の經濟的發展の現象で全部が支那模倣ではあるまいと云ふのが通説である。右の觀察は穩當にして最も正鵠を得たるものとわれ等の首肯する所である。

凡そ事物制度を考察する上に歴史の研究は最緊要なる事に屬し、今日の質屋利子を研究せんと欲せば先づ過去の歴史を繕かなければならぬ。況んや古き傳統と永き慣習を持つ質屋についての明日の問題を語らんとするに於ては特にわれ等は過去の歴史と傳統とは無視し得べからざる所である。

然し乍ら、質屋利子の歴史的資料は學者の研究も未だ極めて尠く、僅かに五指に止まり、殊に明治維新より質屋取締法制定に到る間は未だ殆んど何人も確たる資料を呈示せるものなく、又之れに關する論文なき事は、われ等業者として殊に遺憾とする所である。故に本篇の執筆に當つては最もこゝに留意し、資料の蒐集と研究に之つとめたのであつて、未だ不充分の憾なきにあらざれども、少くとも未見の分野に一石を投じたるものと信じ、現行取締法の第九條の利子は如何なる歴史的過程の後定められたものなりやの問題を一應茲に解き得たるかと思考するものである。

本篇執筆に際して啓示を受けたる論著

- 一、日本經濟史の研究 幸田成友經濟博士著
- 一、日本金融經濟史の研究 栗栖法學士著

- 一、室町時代の質屋(庶民金融自第七卷第十號) 菅 吉男氏
- 一、中世に於ける社寺金融の特別低利率について (史淵第三輯) 伊奈建次氏
- 一、大阪に於ける質屋營業方法の變遷 (經濟時報第五卷第六號) 黒羽兵次郎氏
- 一、質屋取締條例改正請願運動 (經濟史研究第四十一號) 黒羽兵次郎氏
- 一、無産者金融機關としての質屋の研究 東京市發行

第二章 王朝時代の質制とその利子

質屋と言ふ名稱は徳川時代に入つてから用ひられたのであるが、營業として始つたのは足利時代の土倉、鎌倉時代に庫倉と呼ばれたものがある。然し錢穀を人に貸與して利息をとる方法は極めて古くからあつた。

文献の上から之を見るならば、大寶元年(一三六一)制定の大寶令の中に^{出舉}及^び質物に關する規定がある。

錢又は穀物を貸して利を取る事を漢語で^{出舉}、^{出息}或は略して^舉又は^息と言ひ、我が國ではこれを^{イラシ}と訓み、日本書紀に出でゐる質の字に傍訓ム、カ、ハリとあるが、これは人質を示してゐるのである。同じく書紀の大化二年(一三〇五)の條に^質の二字があり、これを^{イラシ}、^ハ、^イ、^ネと訓んでゐるが、これは^稲の出舉である。

出舉に公出舉と私出舉の二種がある。公出舉即ち公舉とは政府の出舉で、天武天皇四年四月(一三三六)の詔によれば、農民の貧富を量つて三等とし、中戸以下のものへ^稲を貸付けたもので、その初めは窮乏せる農民を救済するものであつた。(日本書紀)然し後には其の利^稲は政府の收入の一つとなり一種の租税であつたのである。

右は官學の稻粟出舉であるが、出舉に私學、寺院及び富豪の出舉がある。之は始めから營利の目的であつた事は言ふ迄もない。又出舉の品物は右に述べた稻粟と今二つ財物の二種類があつた。而して出舉の期間と利率はその品物によつて異つてゐる。財物出舉の利は六十日毎に計算し、利率は八分の一以下即ち一割二分五厘年七割五分に當つてゐる。百八十日を過ぐるも一倍以上を取る事を禁ぜられ、利を通して本となすを得ず即ち複利の方法は禁ぜられてゐた。

稻粟出舉の場合は春貸付けて秋の收穫の後利息と共に返納せしむるものであるが、其の利子は大寶令雜令によれば公出舉は年五割、私出舉は年十割と定められてゐる。即ち元本十束で官稻は元利合せて十五束、私稻は二十束を返済することとなる。然し年五割と言ふものは春から秋の間を八ヶ月とすれば七割五分の利となる。

而して元明天皇の和銅四年十一月(二三七一)に私稻出舉も官稻と同じく五割に引下げられ、更に養老四年三月(一三八〇)官學の利、私學の利共に十分の三に定められた。それは利が嵩み返済の期に到つても返済する事が出来ず、遂には住み馴れた郷里を逃亡して他國に浮浪する者次第にその數を増し、聖武天皇の天平九年九月(一三九七)私稻の出舉は之を禁止されるに到つたのである。然しながら錢財の私出舉は禁止されたわけではなく、爲に表面では錢を貸すが如くにして私學の稻粟貸付けは行はれてゐた様である。(續日本紀卷二十三)

寶龜三年(一四三二)の大日本古文書中所收によれば、
議解申下請三月借錢一事上
合參佰文利別月卅九文宛實物布二

右件錢限三箇月内一本利共備將三進上若過三期限一料給時質物成賣如數進納仍錄三事情謹解
寶龜三年二月十四日

給當麻鷹養
改男足
上馬養

とあるが、「利別月卅九文宛」とは利息は毎月三十九文宛の意であつて、百文につき十三文即ち一割三分に當る「料給時」とは給料を受くるの時と云ふ意味である。

又聖寶龜四年の條に百文につき毎月十五文とあるのが見える、之等より察するに當時月一割三分乃至一割五分位と云ふのが大體の通例であつた様に思はれる。

王朝時代の出舉の結果は斯くの如く農民を重利に苦しめ、田宅の質舉は屢々禁止又は制限されたのであるが、依然として止まず、一方之が權門の土地兼併の勢を益々助長せしめ、百姓農民の流浪を激増せしめた如くである。

第三章 鎌倉室町時代の質屋とその利子

王朝時代に於ける質は、政府、寺院又は富豪がたゞこれを爲したと言ふにとゞまり、未だこれを專業とするものは出現しなかつたのである。然るに鎌倉期に入り漸く質を專業とするものが出て來たのであつて、その意味に於て我が國の質業の起源をこの時代に置く事が出来る。

當時この質業を單に「くら(倉)(庫)又は土倉(どくら)と呼ぶと言ふ説もあり」と呼び、貸出す金錢を無盡錢、

と謂つた。室町期に入つてからは庫倉と名付けられた様である。而して質業を土倉と呼ぶやうになつた理由は上代我が國の財物、又は稻粟の貯藏庫は木造で乾燥には適してゐたが、火災盜難の憂があつたのであるが、それが漸次土壌で以て固められて造られるやうに變化し、特にこの時代の質業者の貯藏庫が土壌で以て造られたので、これ等土倉の呼び名を付せられたであらうと言はれてゐる。

建長七年八月（一九一五）後深草天皇の御教書に典物を受けて金錢を貸貸する事は、「近年」に始つたとあるに徴して、この期を距ること余り遠からざる頃に、出来たものであることがわかる。

土倉の典物は衣類什器等の動産に限られ、期限が到来するも物主が元本の償還をしない場合には、質取主は典物の所有権を取得したのである。當時に於て既にこれを「流す」と謂はれた。そして元本に對する利息は、元本の一倍に達する迄延滞しなければ、流す事は出来なかつた様である。即ち弘安二年十一月卅日（一九三六）貞永式目の追加即ち貞永以來の幕府の評定書を載せた條に

一、石原左衛門五郎高家。與三鎌倉住人慈心。相論腹卷一事。右訴陳之趣、技業雖多、所詮以三件腹卷。令入三置無盡錢質物之慮慈心抑留之由、高家雖申之、一倍已後三訴訟之間非三沙汰之限一矣者、偽仰下知如件。右によると、利子が元金の一倍に達した以後に取戻訴訟を起したのであるから、高家の申立は無効であるとする。

鎌倉期の利率は暖味であつて捕捉するに容易でないが、幸田博士は其の著「日本經濟史研究」質屋の條に於て「嘉頼より建武に到る百年間の借用證文十通についての調査によれば、百文につき三文乃至六文の間にあつた様であつたが、之等は何れも土地を典物としたもので、衣類物具の類を質とした場合の利率を考へるに足る文書が見

當らぬ」と言つてゐられる。又此の時代の月別利子は、「大低百文に付き五文より八文の間を取つてゐたと、」内務省警保局の「質屋考」では吾妻鏡、式目新編追加、法然上人行狀繪詞、東大寺百合古文書等を參考として述べてゐる。鎌倉時代は所謂御家人中心の武家政治の時代であつた。従つて諸政治は家人の利益保護を第一とし、その所領を賣却する事を禁じ、質入をも嚴禁した。これは後年の徳政の端緒とも言ふべきものであつた。

然し土倉業者は當時既に官許營業であつて、倉役と言ふ彼等から徴した税は、幕府の收入の重要なもので、屢々發令された徳政令も除外されたものゝ如くであるが、幕府の苛税は益々激烈を極め、「應仁記」に據れば、義満の頃に四季に一度づゝ課徴せられたものが、義教のときには一年に十二度も課せられ、大嘗祭などのあつた十一月には一ヶ月の中に九回、十二月には八回も徴税されたと言ふ事で、之れを以つても幕府の窮乏と共に收斂いよいよ急であつたことを知る事が出来る。又一方には暴民の掠奪に遭ふものがあつても、幕府の威漸く衰へ制止する事が出来ず、土倉は殆んど其の跡を絶つに到つたのである。

以上の如く、鎌倉末期から建武中興頃に亘つての土倉は疲弊の極に達したが、之が爲金融の圓滑を欠き、茲に於て足利尊氏は、土倉の保護政策を採つて建武式目第六條に於て國民上下の爲に質屋保護の急務なるを力説し、一度は衰へた土倉業も、室町期に入り特許的獨占業となり再び隆盛となるに到つた。

以下建武以後の沙汰書二百十條を集めた「建武以來追加」によつて、足利室町時代の質制に就いての簡條を抜録して質制を窺へば、次の如くである。

□永享三年十月十七日（二〇九一）

一、洛中洛外土倉質物事

於三絹布類一者十二ヶ月、至三武具一廿四ヶ月之由所被三定置一也、若過三彼數月一不三請出者、爲三流物一可致三計沙汰之旨可相三觸諸土倉一之由、所被三仰下二也仍執達如件。

永享五年十月十三日(二〇九三)

一、諸土倉盜人事

取三置質物一之上者、自今以後爲三倉預辨一於三利分上來質一者、以三一倍一可致三其沙汰一、至三利平巨多札一者假令(絹布十二ヶ月武具廿四ヶ月)本錢之外以三半分一可償一之、若無三私力一爲三倉預一者召三進其身一可被三處三罪科一萬一號三逐電一令三拘惜一者、爲三本所一可致三其辨一矣。

長祿三年十一月二日(二二一四)

一、質物利平事

絹布類、繪珍物、書籍屬、樂器、具足、家具、並雜具以下、可爲三五文子、盆、香合、茶碗物、花瓶、香爐、金具等並米

長祿三年十一月十日(二二一四)

一、定置洛中洛外諸土倉質物利平事

一、絹布類繪珍物、書籍屬、樂器、具足、家具並雜具以下五文子、於三約月一者許三置三十二ヶ月一
一、盆、香合、茶碗、花瓶、香爐以下金物武具等可爲三六文子一於三約月一者廿ヶ月但至三武具一者可爲三廿四ヶ月一

ヶ月一

一、米穀並雜穀等利平同前、於三約月一者可爲三七ヶ月一、如此所三定置一如三件

又、政所方德政時制札案文に

定政事

- 一、絹布類、繪珍物、諸籍ノタグヒ、カツキノ具足、カグ、サウグ等置月ノ外、十二ヶ月タルヘキ事
- 一、盆、香合、茶碗、花瓶、カウロ、カナ物、已下廿ヶ月タルベキ事
- 一、米穀並雜穀等七ヶ月タルヘキ事

右條々任三先例一サタメヲカル、トコロナリ、所詮十分一ヲサタセシメ以テ女白晝トルヘシ、若コノヤク月ヲハセスギバナガレ(流)質タルヘキ上者德政ノサタニヲヨブヘカラス萬一寄事於左右。カウノ儀ニ、ヲヨハハラキテトイヒ、トリテトイヒ共ニ以テザイクワニシヨセラルベシ、此ノ外ノ借錢以下ノ事相互令三注進一。御下知ヲモツテ其沙汰アルヘキノ由所被三仰下二也仍下知如件

永正十七年二月十二日

丹後守 平朝臣
上野介 藤原朝臣

永正十七年は(二二八〇年)長祿三年(二二一九年)を去る事六十一年である。右によつて見れば典物の品種によつて利が五文と六文に分れ、又流期が廿四ヶ月、廿ヶ月、十二ヶ月、七ヶ月にそれ／＼區分されてゐたのであ

る。而して當時にありて、如何なる種類の典物が取られてゐたかをも、大體察知することが出来る。

永正十七年の徳政令に「女を以て白晝取るべし」とあるのは、夜分は兎角騒動が起り易いし男では喧嘩になり易いから、日中女を便に遣り穩に土倉について、質物を請取れと言ふ意味で、當時の社會状態がわかる。而してその以後の徳政令にもこの「白晝取れ」と言ふ一句は必ず存してゐる様である。

應仁記の記す所によれば、室町時代に於ても土倉に對する課税即ち倉役は、鎌倉末期と等しく、幕府の主要財源の一とせられ、随分苛斂誅求を蒙つたらしく、土倉にして課税に堪え兼ねて廢業を願ひ出づるものがあつても幕府は財源を失ふを恐れて容易に許容しなかつた模様である。

兎に角この鎌倉室町期に於て土倉（又は庫倉）なる質業専門の營業形態を完成し、次いで質業は江戸徳川期に入り異常なる發展發達をなしたのであつて、鎌倉室町期の質業は質業の沿革史上注意すべき存在である。

第四章 江戸徳川時代の質屋とその利子

室町末期より足利時代を経て、豊臣時代に至る迄は間斷なき兵亂の爲め、經濟取引の如きものは殆んど行はれず、土倉は概ね廢業し其の名も亦殆んど消滅したかの如くであつた。然るに豊臣時代に及んで質業は先づ浪華の地に復活し、次いで徳川時代に至つて其の制度は漸く整備するに至つた。

元和八年八月（二二八二）所司代周防守勝重が發した京市街觸（式目二十一條）に、初めて質屋なる文字が見えてゐる。その大要は次の諸項である。

一、質物ノ牌ニ双方ノ郷里姓名ヲ諸人讀易キ様スヘシ、若シ質入者住所ヲ明言セサルトキハ質屋ハ之ヲ留置キ奉行所へ届出ツヘキコト

二、贖品ハ質ニ取ラサルコト

三、質物價格ノ三分ノ二ヲ質置主ニ貸付ケ三分ノ一ハ質屋ノ利トスルコト

四、利息ハ相對タルヘキコト

又江戸では寛文七年二月（二三二七）の町觸を始めとして、其の後も質屋の業務に關して度々町觸が出てゐるが、大阪に於ては寛永十九年（二三〇二）に質屋は會所の設置を見、質屋總代を置き質屋仲間の公認を見た様である。江戸に於ては元祿五年十一月（二三五二）に觸書を以て新たに三人の質屋總代を設け、本石町三丁目右總代會所を置いた。右觸書によれば質屋はすべて一定期日まで總代會所に出頭して登録を受け、質屋作法書簡板（鑑札）を受領すべきこととなつてゐる。

元祿五年十一月の質屋作法定書は左の如くである。

質屋作法御定之事

一、刀、脇差諸道具諸品等ハ 十ヶ月切

一、衣類等ハ 六ヶ月切

一、錢質百文ニ付 一ヶ月三文宛利息

一、金貳兩以下ハ 一ヶ月一分ニ付利息三分五厘宛



板簡

一、金拾兩以下ハ 一ヶ月一分ニ付利息三分宛
 一、金百兩以下ハ 一ヶ月壹兩ニ付利息一匁宛
 右之積ヲ以テ利息下値ニ可有相對事
 右之定今度從御公儀様被仰付候質置主諸人ニ此ノ作法之通曉ト申渡請人判置主判兩判取質取可被申候御定之切過候得者ナカレ申候尤利息濟シ被申候ハハ又借シ可被申候今後御吟味ノ上拙者共ニ右ノ改被爲仰付間毎度廻リ諸事吟味仕候間判取日切之用捨有間數候
 元祿五申年十一月 日

中村屋 平右衛門
 車屋 久右衛門
 塀屋 三九郎



山惣惣兵衛氏藏

右の定書を見ると、先づ流質期限は室町期の長祿三年及び、永正十七年のそれと比較すると、室町期の十二月、二十ヶ月であつたのが此の時代に於てはその半分の六ヶ月、十ヶ月となつた事が注目される。又利率について言へば、錢質は一ヶ月百分の三・貳兩以下は百分の二、四・金拾兩以下は百分の二、一・百兩以下は百分の一、七と言ふ割合になり、室町末期の百分

の五乃至百分の六に比して著しく低率になつてゐる。典物の品種による利率の差異を廢し、貸金高の増加につれて利率を遞減した點、及び貸金高の段階區劃などは、後世の質屋利子の變遷の上に頗る注意すべき先例を作つたと言ふべきであらう。室町時代の流期二十四ヶ月であつた武器類が、十ヶ月期限となつたのは時代が戰亂から太平へと推移したことを、暗黙のうちに示してゐるものと觀取される。然るにこの定書は質業者の間に於て實際には充分勵行されなかつたらしく、發布十年足らずにして之を改正して、元祿十四年(一三三一年)十一月に

質屋作法御定之事

- 一、刀、脇差御道具諸品等ハ 十二ヶ月限
- 一、衣類ハ 八ヶ月限
- 一、錢質百文ニ付 一ヶ月利四文
- 一、金貳兩以下ハ 金一分ニ付一ヶ月利銀四分
- 一、金拾兩以下ハ 金一分ニ付一ヶ月利銀三分
- 一、金百兩以下ハ 金一兩ニ付同利一匁

百兩以上ハ右ノ積ヲ以テ利足下直ニ可然相對事

一、御尋物相觸候吟味之刻不隱置早速可差出事

一、質物之内賣買證文ヲ取置候テ質外ニ仕候儀堅無用之事

右之定此度從御公儀様被爲仰付候上ハ質置主諸人ニ此作法書之通曉申渡請人判置主判兩判取質取可申候御定之

切過候ハ流シ申候尤利息濟候テ又借可申候此度吟味之上拙者共ニ右之改被仰
付候條毎度廻リ可致吟味候間判形日限之用捨有之間敷候
前書之通違背有之候ハハ御公儀様ニ拙者共可申上候以上
元祿十四年巳十二月

中村屋 平右衛門
堺屋 三九郎
車屋 久右衛門

元祿十四年四月法書



山田惣兵衛氏藏

の如き定書と改正された。
この改正の眼目は、質入期限が前の定書と比較して夫々二ヶ月宛延長された
事と今一つは、金二兩以下の少額の質物の利率を上げた點である。即ち錢質百
文に付き三文であつたのが、四文の百分の四に、金二兩以下金一分に付利銀三
分五厘であつたのが、利銀四分即ち百分の二、八になつたのであつて、この十
四年の改正の流期及び、利率は舊定書よりも却つて室町末期のそれと權衡がと
れてゐるのである。

而してこの元祿十四年の改正定書の流質期限及び、貸金利率は實に江戸時代
百六十余年を通じての根本となり、標準となり明治に到つたのである。故に我
が國の質業史の上に看過すべからざる文献である。

既に述べたやうに、此の時代までは元祿五年の定書によつて總代を置いて盜品、遺失物の取締をなさしめたの
であるが、同十六年十二月遂に總代を廢止して、盜品、遺失物の取締は従前の如く町年寄より名主に、名主より
その所轄區域の質屋に通達吟味されるに到つたのである。然しながら「利息の儀は只今通り相心得べし」とあつ
て依然十四年の定書が効力を有してゐたのである。斯くして名主に取締を任せて見たのであるが、矢張り甘く行
かぬので、享保八年五月（二三八三年）に到つて、質屋、古着屋、古着買、古鐵屋、古鐵買、古道具屋、小道具
屋、唐物屋の八品商の組合を作り之が取締を爲すこととなつたのである。當時の江戸市中に於ける質屋組合は、
其の數二百五十三組、店數二千七百三十一であつたのである。
而して同八年五月日附の定書によれば

- 一、質物八ヶ月限り
- 但利益之義ハ壹ヶ月
- (1) 金壹兩ニ付 壹匁六分
- (2) 金壹分ニ付 四分
- (3) 一百文ニ付 四分

尤モ錢時之相場ヲ以テ勘定可致候事
右之通屹度相守可申候以上

とあつて、元祿十四年の流期は刀、脇差諸道具諸品と衣類とは前者は十二ヶ月、後者は八ヶ月であつたのが一

率に八ヶ月となつたのであつて、而して元祿十四年から享保八年までは實にこの間二十二年である。この流期八ヶ月は爾來維新直前にまで及んだのである。尙ほ利子に於ては(1)、(2)は共に三分弱で、元祿十四年の定書より六厘弱高率となつてゐる。然し右は銀五十六匁金一兩替と見ての換算であつて、當時果して斯かる利率となつてゐたか否かは疑問である。(3)は四分で元祿十四年度と同率であつて、大體に於て元祿十四年と利子割合は異らなかつたと見られるのである。

越えて享保十四年十月(三三八九)幕府は、元祿十五年以來の借金銀は「向後利金を五分以下に引下げよ」と命じたので、當時の質屋仲間は、本令發布されるや陸續歎願書を出し、窮狀を訴へたのであつた。其の中に於いて五分以下の引下げは、今迄の利子収入の二分の一乃至十分の一に減ずるのであつて、自分の有金で營業をやつて居るもの少く、年一割乃至一割半で資金を他から融通を受けてやつてゐたものが、當時既に可なりあつたと言ふ事實が見られるやうな事柄を述べてゐるのである。

斯くて、時の南町奉行大岡越前守忠相は、年番名主に對して質業者の歎願書を集め、調査の上提出するよう命令したのであるが、いま年番名主の書拔の意見なるものを見ると次の如くである。

富澤町組、取置の質物金一兩以下は只今迄の通り一兩以上は御觸の通り月切は彌々八ヶ月に願ふ
市兵衛町組、取置の質物金一分より三分迄は錢貨同前に少し了簡を加へ一兩以上は御觸の通り五分の利息で取引する

向後の質物利金は金一分より三分まで右同斷一兩以上は一匁づゝ但し只今迄の八ヶ月切を改めて五ヶ月切と

したし

小石川春日町組、取置の質物金一兩以上は五分一兩以下は八分とし錢貨は相對の上用捨を加ふ

向後の初金は相對と仰渡されたと質屋一同當十一月以來の利金を金一兩につき一匁二分錢質百文につき三文に定めたし

八町堀組、取置の質物金二兩以下は一兩につき利息一匁二分二兩以上は利息八分に願ふ

と言ふのであつて、年番名主は取置の質物金一兩以上は一兩につき利銀二分五厘、即ち御觸にある通り五分とし、金三分二朱までは錢貨同前に少々用捨を加へて取引することゝしたらば、質置主質屋双方共差支へあるまいと答申した。斯くして同年十二月二十二日年番名主を呼び出して、前記の答申書に附札で右二ヶ條願書面の通り質屋一同に申し聞け、以後この儀について訴訟がましき儀を申し出づること無用と返付したのであつて、之れでこの騒動は終つたのであつた。即ち一兩以下の最頻繁に需要ある貸金に對しては錢貨同様利子に多少斟酌を加へるといふのであつた。

寛保二年(二四〇二)に定書百ヶ條の發令があり、徳川時代の質屋制度はいよゝ完備し、金融機關としての重要地位を占むるに到つたのである。同百ヶ條中に八ヶ月内の質物は請戻を申付け、八ヶ月を過ぎたらば流に申しつけるとあり、流期は八ヶ月に決定されたのである。

「江戸會誌」によれば寶曆、明和、安永年間は錢相場の高下が極めて激烈であつたらしく、之に伴つて利子を又加減してゐる。

寶曆十三年(二四二三) 錢相場四貫文内外ニ上リシニ付

金一兩ニ付 一ヶ月利百文

金一分ニ付 同 利廿四文

錢百文ニ付 同 利三文

右を利率に換算すれば、一兩にありては百分の二、五・一分では百分の二、四・錢百文では百分の三に當る。

明和六年(二四二九) 錢相場五貫文ニ下リシニ付

金一兩ニ付 一ヶ月利百廿四文

金一分ニ付 同 利三十文

錢百文ニ付 同 利三文

右の利率は一兩では、百分の二、五・一分では百分の二、四・錢百文では百分の三に當る。

安永九年(二四四〇) 錢相場六貫文ニ下リシニ付

金一兩ニ付 一ヶ月利百四十八文

金一分ニ付 同 利三十六文

錢百文ニ付 同 利三文

右の利率は一兩では、百分の二、五・一分では百分の二、四・錢百文では百分の三である。

以上の如く錢相場の變動に應じて利息も貸金一兩について見るならば僅か十六、七年間に百文より百四十八文

約五割も多くなつてゐるのであるが、利率より見れば二分五厘の位を少しも動いてゐないと言ふ事がわかる。

明和、安永、天明の廿余年間は所謂田沼時代であつて、幕府政治の腐敗の時代にして、明和七年(二四三〇)幕府は當時の質屋敷に休株を加へて二千軒を以て定數とし、一軒に付き毎月銀二匁五分宛の冥加金を上納せしむるに到つた。この冥加金の上納は表面は質業者の出願によると謂ふことになつてゐるが、事實は奉行所よりこれを申渡したのであつて、業者内には相當反對もあつたのであるが、遂に取り上げられなかつたのである。而してかゝる冥加金を上納せしめた根拠と云ふものは、株仲間の定數を設けられてゐる關係上、質業は一種の獨占的營業とも言ふべき特典が與へられてゐて、その特典に對する代償として課せられたものである。

然るに松平定信老中となるに及んで、弊害があるといふので株仲間を廢止し、且つ冥加金の上納も廢したのである。

寛政期に入つて冥加金、株仲間の廢止の外に質業に關して相當大なる改革が加へられ、利率に就いても質業者の反對を斥けて、次の如き引下げ斷行をなすに到つた。

一、金一兩ニ付一匁四分トス(従前は一匁六分)

二、錢百文ニ付二百文マデ三文(従前は四文) 二百文以上四文(従前に同じ)

この利率(一)は従前の百分の二、七が百分の二、三となり、(二)に於ては百分の四が百分の三となつたのであつて、當時業者の反對が可なり叫ばれたが強行されたのであつた。而して曩に述べた定書百ヶ條に定められてゐた違反行爲の處罰が一層精細となつたことである。

- 一、一判又ハ一人兩判ニ定ムル違反行爲ノ處罰ガ一層精細トナツタコト
- 二、無判ニテ質物ヲ取リシ者ハ質物取上ノ上過料五貫文
- 三、自訴スル者ハ一判無判ノ差別ナク質物ハ取上過料ハ免除
- 四、在方質屋ハ一判、一人兩判又ハ無判ニテモ質物取上ノ上過料三貫文、但シ自訴ノ分ハ過料免除
- 五、在方ニテモ加入ノ分ハ江戸質屋同料

而して株仲間又は仲間組合は、曩に述べた如く寛政改革に依り之を廢止したのであつたが、其の結果として盜品遺失品等の訟案には少からざる不便を生ずることとなつたのである。

此の時代に於て、幕府が仲間組合を廢止した目的の一は、組合の利率協定を破り、相互競争をせしめ士族階級の生活難を緩和せんとする政策の現はれであつて、その具體的な現はれは先づ文政二年（一四七九）に見え、次いで天保十三年に再び業者の反對を押し切つて斷行せしめたのであつた。即ち左の通りである

- 此段諸色値段引下げ方御札に付町中商賣人一統引下げ値段書上候然る處町中質屋共は未取調も無之諸色値段引下げ候上は質利足之儀も右に準し引下げ可申旨町年寄一統被仰聞候左之通利足引下げ
- 一、元百文に付是迄利足四文之處引下げ利足三文貳割五分之引下げに相當申候右に付質屋共迷惑之儀も可申哉
- 左候逆外に百文利足引下げ方も有之間敷哉右に付ては
- 一、元錢貳百文余以下は利足引下げ百文に付三文之積り
 - 一、元錢三百文以上は利足引下げ百文に付三文五分之積り

右にて平均錢利足壹割八分七厘五毛之引方に相當申候差當り三百文利足拾文五分に相當り申處四文にては拾四文に相當り申候右に致し貳百文以下利足三文三百文以上三文五分の積りに可致哉

- 一、金質分元金壹兩に付是迄壹匁六分然る處引下げ壹匁四分壹割貳分五厘引に相當り、右金錢平均利足壹割五分六厘余引下げに相當、但し是迄の利銀壹匁六分以下に致、來分へ本文の通割合に準し引下げ可申積り
- 右之趣立關より被申渡候に付惣仲間行事一統寄合之上前書之通致御請家別に印形差出し候 以上
- 文政二卯年八月廿九日

幕府は一般金利を（定書百ヶ條では一割半）天保十三年九月（二五〇二）の令では、金銀貸借利息を自今二十五兩一分（利率一割二分）となす可き事を定めた。既に一般金利の引下をなしたる以上は、質屋利子に付いても相當の低下を計らねばならない、と謂ふ意見が奉行所方面から起り、遂に天保十三年十二月の町觸を以て左の如く定められたのである。

- 一、錢百文ニ付一月二文
- 二、金二兩以下金一分ニ付一月二十文
- 三、拾兩以下同十六文
- 四、百兩以下同一分

右の利率を元祿十四年のそれと比較して見ると、（一）は二割五分で、元祿は四割八分である。又錢六貫五百文を金一兩替とすれば、（二）は一割五分四厘弱で、元祿は三割四分弱、（三）は一割二分強で、元祿は二割五分強、

(四)は今回の改正は年八分であつて、元祿は二割である。之によつて見れば、口数の多い十兩以下の利子が元祿の半額若しくは半額以下となつたのであつて、如何に當時の質業者を脅したかは想像するに難くない。

それに當時の下質の利息は年八分から一割二分位であつた。又天保改革によつて衣類裝飾品に厳しい制限を加へられ、盛場は火の消えた如くなり、自然盛場から来る質草の縮緬の衣裳、鼈甲の櫛笄といふ様な金目の品は、質入のまゝ請出するのではなく、賣出せうとすれば市價が下落してゐて五六割の損害となる。そこへこの利子引下令が出たと言ふのであるから業者の苦痛は並一通ではなかつたのである。爲に本令發布以後は、二兩以上の質物を斷り五兩十兩の質物は一口二兩以下の數口に分け、又評價を安くし、利息は分厘まで勘定する。そして月初三日猶豫期間が當時既に實施されてゐたが、之を廢止する等苦心して營業した事が文書に残つてゐる。

かくして業者は辛うじて漸く營業を續けてゐたのであつて、中には店舗を閉ぢ又は廢業を企てる者さへあつて少からず人心を動搖せしめたのであつた。

幕府はこの容易ならざる事態を招來したの對して俄かに狼狽し、翌十四年春名主の意見を聞いたり、質業者を呼び出して尋問したりして、之が善後策に種々腐心した結果、同二月遂に前年の利子引下令を改正し

一、五兩以下一分ニ付一月二十文

二、百兩以下十兩以上ハ一分ニ付一月十四文

と定め、錢質に付いては従前の通りとし、尙流期は八ヶ月を過ぎれば質置主に相談に及ばず流期差支へなき旨を明示した。

然しこの改正令は一般質業者の失望を買ふに止まり、金融は依然として澁滞逼迫の状態であつた。

其の理由は改正令(一)の利息は年二割弱、(二)は年一割強となつたのであろうか、質業の主なる貸付は錢質であつて錢質の利率は従前の儘であり、この改正は殆んど當時の業者にとつて實益を伴ふことが少かつたからである。この事については當路者も氣のつかぬ事ではなかつた様であるが、百文につき三文といへば九兩一分の利息で、他の一般金利と比較して余りに差があり過ぎるとも考へてゐた様でもあり、又二度までも發布した法令を又發布し直すといふ事は、爲政者の威信に關係するとの意見の爲に、政府に於ては強硬な態度を取つたのであるものと推察せらるゝのである。

然し依然民間の物情は治まる可くもあらず、反つて幕政に不利をさへ認めらるゝに到り、同年七月遂に幕府も我を折つて

「當分質物ノ利分ヲ定メス元祿以來ノ振合ニ見合セ正路ニ取引スヘシ」

と申し渡すに至つた。斯くて事實上元祿の制を復活するの結果となつたのである。

天保の改革は單に質屋利子のみでなく、一般金利について幕府は引下令を發令したのであつて、否むしろ質屋利子は一般金利の引下に追隨の意味でなされたのであるが、その理由は一に當時の旗本御家人の生活が窮乏の極に達し、如何にもして之等旗本御家人の生活を救済しようとした事その目的であつたのである。然るに町人階級の勢力は遂に武士階級を凌駕し、又一方幕府の實力も漸く衰へ遂に此の不結果不體裁に終つたのであつた。

爾來質業取締法については享保八年令及び寶永三年令の意を取つて行はれたに過ぎず、組合仲間制度の改革を

断行した水野越前守が免職となり、阿部伊勢守正弘老中筆頭となるに及んで、幕府の内部に仲間組合再興の議が起つた。而して弘化二年(二五〇五)頃から調査に取りかゝらせたが、これは江戸ばかりではなく各地も同様であつたので色々の質問が町奉行所、名主、町年寄との間に混雑と繁忙とを極めて中々進捗せず、八品商は特に多く當時一万人以上に達してゐて、嘉永四年三月(二五一一)に至り漸く調べが完了し、南町奉行遠山左衛門尉から仲間組合設立について申渡があつたが、越えて翌々六年三月二十七日八品商組合仲間設立許可の町觸が發せられた當時の質屋業者数は千七百五十二店で、天保改革來僅々十ヶ年にして三百四十余店の減少を示してゐるのであるこの減少は、天保の利下げが業者の發展を壓迫した結果と見る事は強ち誤りではあるまい。

天保以後は一方物價の高低急であつたらしく、利子も度々高下してゐる

慶應元年(二五二五)九月

諸色高値ニ付當分之内利足

- 一金壹兩ニ付 錢 百四十八文
- 一金壹分ニ付 錢 四十四文
- 但シ金壹分以下錢割ヲ以
- 一金貳朱ニ付 錢 三十二文
- 一金壹朱ニ付 錢 十六文
- 一錢百文ニ付 錢 四文

慶應二年(二五二六)十一月

- 一金一兩ニ付 一ヶ月 一匁六分
- 一金一分ニ付 同 利四十八文
- 一金二朱ニ付 同 利廿四文
- 一錢百文ニ付 同 利四文

尙同、二年十二月の記録によれば

一夜着蒲團其外質品にて嵩張張者大概金壹匁に

付利足壹ヶ月銀壹匁七分程

一品物に寄り利分相對にて少々の差別有之候事とあり、右嵩張物の利子は約百分の三に當り、夜着蒲團等の嵩張物の利子を特に定められてゐる點は注目すべき事である。

慶應三年六月(二五二七)の記録には

- 一金壹兩ニ付 一匁六分
- 一金壹分ニ付 五分
- 一金貳朱ニ付 三分



店頭掲示 土方仁三郎氏

右者此度錢相場兩に八貫貳百匁に相成候間御一統御相談之上相改候ニ付爲念記置候以上とあつて、錢相場の急變動を言つてゐる。右の慶應二年の利足に就いて見ると（錢七貫文を一兩とし）一分及二朱に就いての利足は百分の二、八の利率となり、一兩、錢百文の利足は遠き過去の元祿十四年の利足と全く等しく、之を見ても曩にも述べた如く、元祿十四年以降徳川百六拾余年を通じて元祿十四年の定書の利率が、その基本となつてゐたと言ふ事を知る事が出来る。

以上で略々徳川時代の質屋利子の沿革を述べ來つたのであるが、尙茲に徳川期の質屋營業を理解する上に質屋の利潤の中に併せて考慮されなければならない點は、當時の質業者が極ね兩替商を兼ね營んでゐたと言ふ事であつて徳川時代特に後期以後に於ける金銀相場、錢相場の動搖は極めて大きいものがあつて、兩替營業はその間にあつて當時の經濟界に不可欠の業態で、それから享受せる兩替兼營の質業者の利益は又尠からざるものがあつたのであつて、徳川時代の質屋利子を考察する上に留意されなければならない事である。

而して慶應二年四月町奉行が八品商組合に命じて報告せしめたる質屋總代の報告記録によれば、（文久三年元治元年、慶應元年の平均）業者數千四百八十一店にして、一ケ年の買取高金參百參拾壹萬四千七百兩余、利息高金參拾萬二百兩余の巨額に達し、幕末期とは言へ當時に於ては實に金融機關の王座にあり活潑なる機能を發揮してゐた事を數字は雄辯に物語つてゐるのである。

第五章

明治時代（質屋取締法制定以前）の質屋利子

附 關東大震災直後の質屋利子

明治維新の政治的變革は實に經濟的にも我が國稀有の大變動であつた。江戸幕府の倒壊とその後に来つた兵亂は、江戸上下の人心を暫くは不安ならしめ、經濟界は一時その活動を停止した。斯くて諸種の政治經濟制度が變改されるに及んで、國民の生活様式は根本より一變された。この影響は質業者にとつて實に大きな問題となり、流質品の價格は低落又低落し、流質品は益々激増し、一方質草は枯渴し、質業者の倒産は夥しき數に上り、嘉永四年（二五一一）組合再興の時は千七百五十二店であつたのが、明治二年（二五二九）には千二百五十八店に減じたのである。

徳川時代の質業者に對しての爲政者の取締は盜品紛失品の取締に専ら力を注がれたのであるが、明治時代質屋取締法制定以前に於ける取締規則も亦他の八品商と其の規を一にするものであつて、明治九年の警視廳布達の八品商取締規則、同十七年太政官布告第九號質屋取締條例、の二者共その内容は大同小異である、前者は十一年一月及び十四年十二月の兩度に亘つて増補されたが、規則二十二箇條の中第十三、十四、十五條の質業者のみの箇條に於ても専ら盜品紛失品の取締に就いて規定し、利子割合及び流期等に就いては少しも言及されてゐない。

後者は質屋取締條例として質屋業者に獨立規定されたもので、本法十八箇條、細則十一箇條より成り、前者に比して詳細立法としての體裁を整備せるものと言へる。然し本條令も盜品紛失品の取締に就いての規定と言ふ可く、營業上の規定に就いては概括的であり、利子に就いては、細則第十條に

左ノ事項ハ質入主ノ見易キ場所ニ揭示スヘシ

- 一、流質期限
- 二、利子ノ割合
- 三、質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辦法

とあり、それは單に店頭に掲示し顧客に知らしめる事を規定せしめたるに止まり、法文上に利子割合を規定したのではなかつた。

而して明治廿八年九月一日法律第十四號を以て質屋取締法が公布された。右取締法は同卅三年、卅八年、四十年の三回に亘つて改正修補され今日に及んでゐるのであるが、該取締法第九條に於て初めて法文上の利子が規定されたのである。さればそれ以前の利子割合は果して如何なるものであつたか、法文上によつては之を明確に知る事は遺憾ながら出来ないのである。

同第九條の利子は
貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ一箇月百分ノ二半

となつてゐて、十圓一錢以上の利子に就いては何等規定されてゐない。この點に關しては彼の昭和八年（二五九三年）の利息制限法中改正案問題の時に論議の中心となつた所であつたが、それは法律上の問題に屬し、茲には暫く論及する事を除けるとし、唯現行法取締法制定以前の利子の實際に就いて少しく述べたいと思ふ。

定

一、結社規則被仰出 俾通
 一、質物仮入換 紛失品布令取調方差支ニ付
 一、取調方差支 紛失品布令取調方差支ニ付
 一、六ヶ月期限下 定相滿候者無斷相流申候事
 一、火賊之難兩損鼠虫喰置主損毛之事
 一、近火之節者出入不仕候事

利息之定
 一金壹圓ニ付 三錢
 一金二十五錢ニ付 壹錢

月日 質屋社中

藏氏吉豊宮田 示掲頭店の頃年初治明

明治二年貨幣制度の改革と同時に貨幣單位も兩、

朱、文の計算から圓、錢、厘の單位に改められたのであるが、質屋利子に於ても亦同様改正を見た事は必然である。然し乍らそれに關しての文獻は見當らず、僅かに明治初年頃（明治五、六年頃と推定、二五三二年—二五三三年頃）と見られる店頭揭示によれば

- 一、結社規則被仰出之通厚相守可申事
- 一、質物假入換之承者紛失品布令取調方差支ニ付更に不致候事
- 一、六ヶ月期限下 定相滿候者無斷相流申候事
- 一、火賊之難兩損鼠虫喰置主損毛之事
- 一、近火之節者出入不仕候事

利息之定
 一金壹圓ニ付 三錢
 一金二十五錢ニ付 壹錢



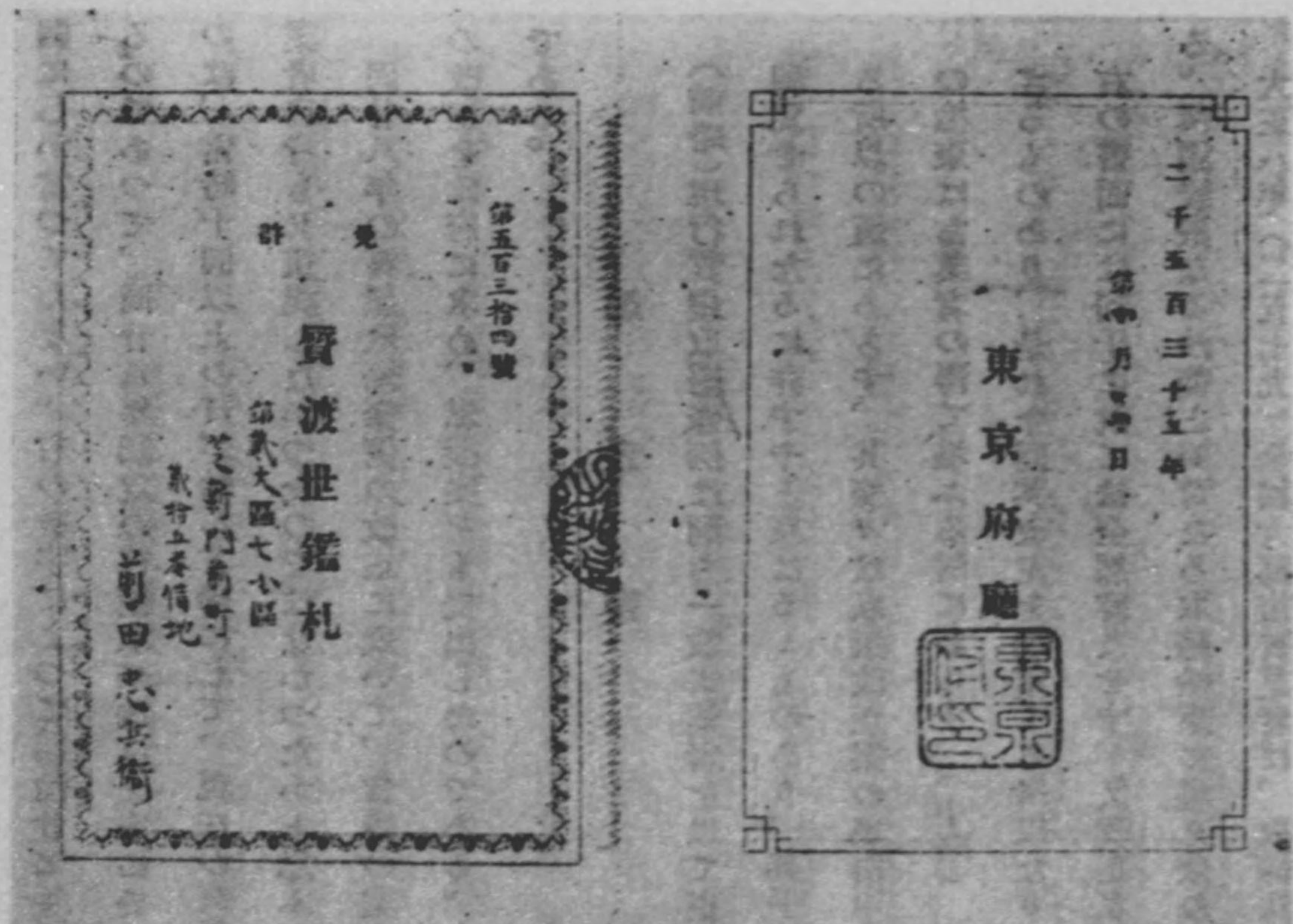
明治廿五年頃質帳帳簿 田沼正太郎氏藏

一金十二錢五厘ニ付 六厘
 とあり、茲にも金壹圓以上の利子が明確でないが、明治十年より廿七年（二五三七年—二五五五年）にいたる間の質取台帳を調査した所によれば、全く右の揭示の利子とその儘行はれ、而も壹圓以上の利子は百分の三の割合で營業されてゐた事を實際的立場から立證する事が出来るのである。
 尙参考として江戸會誌第二冊第二號（明治二十三年二月二十六日發行、二五五一年）に

近時は去廿一年の利子左の如し

金十圓以上	衣類 嵩もの 時計道具類	一ヶ月十八錢七厘
同	同	廿五錢
金十圓以下	衣類 嵩もの 時計道具類	同
同	同	廿五錢
同	同	四十五錢

即ち二割二分四四より五割四分までとす。舊時に比して頗る重きに似たれと右は小質のことゆへ百圓以上ともならば次第に輕きなるべしと見えてゐる。右によれば十圓以上平均百分の二、二圓、十圓以下百分の三、五



外山英之助氏藏

にして、前述の調査の數字と少しく異つてゐるやうである。
 質屋取締法制定の前年の明治廿七年五月の質取台帳（東京市赤坂南町）入質八十六件に就いて調査した所によれば、次の如くである。

一口の金額	口數	點數
十二錢五厘以下	一二	一四
二十五錢以下	三一	三八
一圓以下	四〇	七三
一圓以上	三	一四

この口數合計八十六口、點數百三十九、一口平均一點六分強である。この八十六口の入資金高合計は三十四圓八十九錢九厘にして、一口平均高は四十錢五厘八毛、一點平均二十五錢一厘七毛である。而して一圓以下二十六錢以上が全體の口數の八割三分弱を占めてゐる。一圓以上は僅か三で總體の三分五厘

弱にしか當つてゐない。右の數字によつて明治廿七年頃の質草の状態並びに質草價格の状況を推知する事が出来るのであつて、同廿八年制定の質屋取締法第九條に於ける十圓一錢以上の利子を法文上に制定明示されなかつたのは、當時十圓以上の質が殆んど稀にして、現在の質業状態に於ける事程十圓一錢以上の質物利子については、業者自身も又重視しなかつたのではなかつたかと思ふのである。

同廿八年の質屋取締條例の改正に就いて、當時の業者は政府の質屋取締法制定に先き立ち、同廿六年取締條例の改正を政府に求め、私提案をも提出したのである。今大阪に於ける條例改正趣意書を摘記してみると次の如くである。

趣 意 書

(前略)現行質屋取締條例は則ち一般質業者を以て正經の營業を爲さざる者故らに不正品を取扱ふ者と看做して制定せられたるに非ずやと疑はるゝものあり、其手續の繁雜なる其處分の嚴酷なる公正の業務を營む者に對する所以の道にあらず、其條々は私擬改正案の理由中に詳陳したるを以て、今茲に贅せずと雖ども此の如き苛酷の檢束は當業者の得て堪ふる所にあらず、(中略)而して現行條例の下に立つ當業者の困難は實に言ふに忍びざるものあり、是れ今回其改正を切望する所以なり、(下略)

右の書面には利子に就ては全然言及せず、又改正私提案にも利子に關しては意見を開陳してはゐないのである。所謂峻嚴なる法條と繁苛なる取締檢束に堪え兼ねる旨だけを續陳してゐるのみである。

大正八年(二五七九)全國大都市質業者は、取締法改正を内務大臣に要求した。その中第九條改正の利子に就

いて次の如く述べてゐる。

質屋は左の制限以上の利子を收受する事を得ず、五圓以上一ヶ月百分の四、二十五圓以下一ヶ月百分の三、五十圓以下一ヶ月百分の二半、五十圓以上隨時示談に依る

云々となし、利子計算の方法は多年の慣習のまゝに、存置せんとする要求であつた。而してその改正の要求理由として

質物の價格が明治廿八年本條制定當時に比して數倍に上りたる爲、自ら制限金額を數倍とする必要を生じたる事、諸物價及び、雇人の給料暴騰し、質屋の生活費及び、營業諸経費も自ら急激に膨張し、從來規定の利子にては質業のみにて生活する質屋が營業を繼續する事能はざるに到りし事、質屋が營業の性質上倉庫及び一定の店舗を有するを要し資金の半額前後を之に固定し、且つ貸付が小口にして煩雜なる手数を要し、而も利子以外には如何なる名儀を以てする収入をも得る能はず、實際の純益が些少に過ぎる事、中流以下の質屋が上流の質屋に轉質する場合轉質利率は最低一割二分より一割五六分を普通として而も一面上流質屋と同様多額の固定資本を要する爲、總資金に對する收益率が僅かに五六分の程度に過ぎざる事、公益質舖が營利を目的とせず、資金の豊富なるに加へて公課を負擔せざるを以て民間の質屋業者に對して打撃たる事等を掲げてゐる。今日と雖右の要求理由は以て傾聴すべき所であらう。

附 關東大震災直後の質屋利子

大正十二年(二五七〇年)九月一日の關東大震災は、東京市内に於て質業者の最も活潑な活動をなしたつた

本所、淺草、下谷、深川、芝、神田及び京橋、日本橋の下町諸區を見渡す限りの焼野ヶ原と化せしめ、罹災地方の業者をして非常な打撃を蒙りしめたのである。即ち前年度の十一年末市内を通じて千〇九十四店あつた質業者は震災のあつた十二年度末にはその前年の半數にも達せず、僅かな三百八十店に激減し、再起の程も危ぶまれるに到らしめたのであつた。之より遡つて大正九年（二五六年）末には市内千二百五十三店を數へたるものであるが爾來産業界は萎微沈衰、財界の不況と共に深刻化するに伴ひ、質業亦不振の一路を辿るの状勢であり、加へて同十二年の大震災は業界にとつて滿身これ創痍殆ど致命的の打撃を蒙つたのである。罹災業者は營業を繼續するにも深刻なる資金難に直面し回復は實に容易ならざるものがあつたが、市内復興の緒につくや漸く小額金融の逼迫は叫ばれ、官憲又開店を督勵し、依然癒えざる辛慘に抗し同十三年に五百十四店、同十四年五百四十五店、昭和元年五百七十五と云ふ回復の曙光を認め得るに到つたのである。然し乍ら一方物價は反騰し、生死を彷徨せる震災の打撃は容易に治癒せず、而も五十餘年前の取締規定の利子を遵法することは業者にとつて餘りにも困難であつた。されば規定利子の超過に就いては屢其の筋に陳情し辛うじて小額金融の潤滑を計る事が出来たのである。以つて今日に至つて居る。

而して之れより先き、大正初年來より引續き全國業者は質屋取締法の改正を叫びつゝあるが、質屋利子の規定に就いては國內的に營業狀況が稍異り一律に定め難き事情にあるため、また何等の解決を告ぐるに至らない状態である。

第二編 法律上より考察せる質屋利子

第一章 序 説

第一節 質屋利子に関する法律

質屋取締法中の質屋利子の問題は營業者の死活を制する鍵鑰である、然れども其構成及特質に付ては多くは經濟上の見地より論考すべき所に屬し、法律上に關する部分は寧ろ淺少で且單純である。而かも經濟上の考察は已に他編に於て之を盡くせりと認めらるので、以下主として法律干係に付き叙説するであらう。

我國現行法律の上に質屋利子を明定してあるのは、單に明治二十八年法律第十四號質屋取締法第九條の存するのみである。而かも是れ専ら質屋の貸金に對する利子の率に關するもので、且其制限を設けたるに止まるのである。而して一般貸金の約定利率は利息制限法に制限せられ、同法は民法及商法の特別法で、質屋取締法は利息制限法に對する複特別法とも見るべきである。

抑々質取引が商行爲なりや否やに付ては、從來學說の岐るゝ所であつたが、今日となつては他人の資金を聚集して之を自己の營業取引の貸金に融通するのは、之を商行爲と看做すことに一致し、大審院の判例も左様になつてゐる。

従て現在に於ては、法律上我等民營質屋の或者は商行爲を爲すを業とする商人であり、或者は非商人の特殊貸

金業者である。前者の質取引は質屋取締法の外は先づ商法を以て律せらるべく、従て利息制限法第五條の返還期限以後の約定損害補償は、商法施行法第十七條に依り適用を除外されてゐるので、制限なく其約定額を請求し得るが如きも、元來質屋の質物はその流質性に依り期限の到來と同時に當然其所有權を取得すと解せらるゝので流期後の損害補償の問題を生ずる餘地なく、一般の法律問題としては質屋取締法第九條に何等の制限なき貸金十圓一錢以上に對する利率如何に係るのみである。

若し夫れ専ら自己の資金を其儘質取引の貸金に供用する質屋業者は商人で無いので、商法適用の關係を生じない。直ちに民法に支配せられて前同一の歸着に決せらるゝのである。

第二節 質屋利子の法律的地位

現行民法に依るも將又商法に依るも、當事者間に特約なき場合の法定利率は年五分(民法)又は年六分(商法)に止まり、其以上の利率の契約を爲したるときと雖も、固より契約自由の原則に依り有効なのであるが、其の約定率が若し利息制限法を超過する場合には、其の超過分は裁判上無効にして訴又は支拂命令を以て公に之を請求するを得ない。請求するも超過部分は棄却せらるゝのである。假令利息と爲さずして禮金又は俸利等の名目を用ゆるとも裁判上は同様に取扱はるゝのである。されども質屋利子は現行質屋取締法第九條に依り、貸金貳拾五圓以下は一ヶ月一錢一圓以下は同百分の四、五圓以下は同百分の三、十圓以下は同百分の二半と明定してあるから之を年利に換算すれば元金一圓以下は四割八分(元金二十五錢以下も同率)五圓以下は三割六分、十圓以下は三

割に該當し、この制限内の請求は固より法律の許されたる所であるから、利息制限法を超過すること二割一分乃至三割三分に及へども、元來是れ利息制限法の例外規定たるものなれば、質屋取締法に規定せる金額に付ては、當然利息制限法の適用を除外さるゝ。然らば質屋取締法に何等制限なき貸金十圓一錢以上の場合も亦其利息制限法の例外を成すものと解すべき歟、所謂十圓以上に制限無しとして、相對の隨意示談で定めることが出来るか、之を定めても利息制限法の月一錢二厘五毛年一割五分を超過せる場合、その超過利息は任意の支拂は有效であるとしても、裁判上請求し得るか、又十圓以上も十圓以下と同率と解し得るか、現行法制とその解釋例の下に於ては、之を否定せざるを得ないのを遺憾とするものである。

第三節 質屋利子の法律的特性

質屋利子は「質屋の利子」でなく「質屋利子」である。質屋業者が營業上質置主より收受することを得る質取引の對價である單純なる元本利用の果實のみを意味しない。是れ一般貸金の利子と其性質を異にする所にして、通例、利子の外、手数料、鑑定料及保険料等を包含すと主張さるゝ所のものである。

質屋は元來法律上専ら動産質のみを營業の目的とするものである。不動産質は質屋固有の營業目的に屬しない。蓋し質屋は自己の店舗に於て質權を設定せしめ貸金を爲すことをのみ公許されたる營業であるから、質屋の店頭に於て占有を移轉されべきもの、換言すれば質置主が店頭に質物を持參してその儘之を質屋に交付するを要するが故に、自ら動産質に限らるゝこととなるのである。

又權利質は質屋本來の營業に屬せず、尤も質屋の質權を取得し得べき目的物に付ては、質屋取締法上之を規定する所無いのであるが、無記名式有價證券は取引上動産と看做され、小切手は持參人拂式のものでも畢竟債權の表示物たるに過ぎないから動産と看做すを得まい。

動産を持參することは、營業質入の前提手續なる故に、質屋は座ながらにして質物を收受し質物を取得し直ちに保管の義務を生ずべく、其間報酬を受くべきもの無きが如くであるが、質入主の住所の突留、物品の整頓包装札附、記帳、受戻又は流質の場合に於ける帳消等、普通無擔保貸金以上容易ならぬ手数を要するは勿論である。營業質の質物(動産)は其種類に制限がないので、質草は種々雑多にしてダイヤモンド黄白金銀等の貴金屬より、腰卷下帯の雜布まで、其市價を鑑別するは容易の業でない、店主自ら之を爲すとせば特殊の智識經驗を要し店員に之を爲さしむるとせば適任者を必要とし、通例公定相場若くは市場價格を有する有價證券也、或は土地建物の如く一般又は特殊の標準に依り易きものでない。從て此鑑定に對して特別の報酬を受くべきは當然である。又質草たる動産を自らの責任を以て保管すべきは質屋の主要なる義務で、又大小長短種々なる形體を有するもの、保管に對し料金を徴收し得べきことも勿論で、有價證券、不動産の保管乃至銀行が擔保物件を債務者の負擔に於て倉庫業者に保管せしめ、自己は單にその倉荷證券を保管するとは比較にならない。保險料は火災類燒の場合貸金は質屋の損失たれば其動産は自己の財物として火災保險に附するに過ぎざれば、質屋が自己の利益の爲めの負擔とするも、質屋取締法第十六條の現存する以上、質屋が意善無過失であるとも、尙ほ且警察官吏の或は徴收還付處分に或は長期の保管處分に遭遇するを免かれないのであるから、此場合の損失補填の保險料は之を包含せしむ

べきものと爲さざるを得ない。而して以上の手数料、鑑定料、保管料及び保險料は他の貸金業者に見ざる質屋業者特殊の負擔にして、悉く質屋利子を以て之に充當せざるべからざるものである。

質屋利子は月を以て基準とされてある。是れ一般制限利息の年を以て定められ、又公益質屋の利子の半月を以て定められてゐるのと異なる所で、一ヶ月以内短日數の場合計算上月率を超過しても、その超過利子を請求し得るのは全く法的習慣の効であると謂はねばならぬ。

第二章 質屋利子に關する法律の變遷

第一節 利息制限法

一、明治十年(九月)太政官布告第六十六號利息制限法

利息制限法左ノ通相定候條此旨布告候事

第一條 凡ソ金銀貸借上ノ利息ヲ分チ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス

第二條 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ベキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十(二割)、百圓以上千圓以下百分ノ十五(一割五分)、千圓以上百分ノ十二(一割二分)以下トス、若

シ此制限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第三條 法律上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利息ノ高ラ定メサルトキ裁判所ヨリ言渡ス所ノ者ニシテ元金

ノ多少に拘ラス百分ノ六(六分)トス

第四條 第二條ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金捧利等ノ名目ヲ用ル者アルトキ總テ裁判上無効ノ者トス

第五條 返還期限ヲ違フルトキハ負債主ヨリ債主ニ對シ若干ノ償金罰金違約金科料等ヲ差出スヘキ事ヲ約定スル事アルモ概シテ損害ノ補償ト看做シ裁判官ニ於テ該債主ノ事實受ケタル損害ノ補償ニ不當ナリト思量スルトキハ之ニ相當ノ減少ヲ爲スコトヲ得

一、明治三十一年(六月)法律第十一號

(民法施行法第五十二條利息制限法中改正)

明治十年第六十六號布告利息制限法第三條ハ之ヲ削除ス

三、大正八年(四月)法律第五十九號

(利息制限法中改正)

第二條中「元金百圓以下ハ一ケ年ニ付百分ノ二十(二割)百圓以上千圓以下百分ノ十五(一割五分)千圓以上百分ノ十二(一割二分)以下トス」ヲ「元金百圓未滿ハ一ケ年ニ付百分ノ十五(一割五分)百圓以上千圓未滿ハ百分ノ十二(一割二分)千圓以上百分ノ十(一割)以下トス」ニ改ム

第二節 質屋取締法

一、明治十七年(三月)大政官布告第九號質屋取締條例

第一條 質屋營業ヲ爲ス者ハ管轄廳(東京府ハ警視廳)ノ免許ヲ受クヘシ

第二條 質屋ハ質物台帳ヲ備ヘ其紙數ヲ記シ所轄警察署ノ檢印ヲ受クヘシ

第三條 質物帳台ニハ警察官ニ於テ質物貸金質入主及質入受戻入換ノ年月日ヲ調査スルニ差支ナキ様記載スヘシ但證人ヲ有スルトキハ質入主及證人ノ實印ヲ捺捺セシメ置クヘシ

第四條 身元詳ナラサル者ヨリ質物ヲ取ルコトヲ得ス但身元詳ナル者證人タルトキハ此限ニアラス

第五條 十五年未滿ノ者白痴風癪者及雇人(雇主ノ家ニアル者)ヨリ質物ヲ取ルコトヲ得ス但父母後見人雇主又ハ身元詳ナル者證人タルトキハ此限ニアラス

官廳、町村、學校、病院、社寺、會社ノ印章記號アル物品ハ其質入シ得ヘキコトヲ證明スル證人二名以上アルニ非サレハ之ヲ質物ニ取ルコトヲ得ス

前二項ニ違背シタル者ハ警察官ノ命ニヨリ元利金ヲ償フコトナク質ヲ取戻サル、コトアルヘシ

第六條 盜罪詐欺取財ノ罪又ハ刑法第三百九十九條第四百一條ノ處斷ヲ受ケタル者ヨリ物品ヲ質ニ取り又ハ寄藏シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ届出ヘシ

第七條 贖物ノ疑アル物品又ハ身柄不相應ト認メタル物品ヲ持來ル者アルトキハ直ニ所轄警察署又ハ巡行ノ警

察官巡查ニ密告スヘシ

第八條 流質物ヲ賣拂ハントスルトキハ五日以前ニ其物品目錄ヲ所轄警察署ニ差出スヘシ

第九條 流質物ヲ賣拂ヒタルトキハ警察官ニ於テ其物品代價及買主ヲ調査スルニ差支ナキ様流質物賣拂帳ニ記載スヘシ

第十條 贖物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日時ヲ其品觸寫書ニ附記スヘシ

第十一條 品觸到達以來一年内ニ類似ノ物品ヲ質ニ取り又ハ寄藏シタルトキ若クハ其以前ノ質物及寄藏品中ニ類似ノ物品ヲ發見シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ届出ヘシ

第十二條 質物台帳質物賣拂帳及品觸寫書ハ十年間保存スヘシ若シ亡失シタルトキハ直ニ所轄警察署ニ届出ヘシ
第十三條 警察官ハ何時タリトモ質屋ノ店舗ニ臨ミ質物及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ其質物ヲ差押又ハ時々帳簿ヲ差出サシメ之ヲ検査スルコトアルヘシ質屋ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十四條 此條例ニ違背シ又ハ詐偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ二百圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 此條例ヲ一年以内ニ再犯シタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ其營業ヲ禁止シ又ハ停止スルコトヲ得

第十六條 此條例ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第十七條 營營上ニ付テハ家屬又ハ雇人ノ所爲ト雖モ營業者其責ニ任スヘシ

第十八條 此條例ヲ施行スルノ方法細則ハ警視總監府知事東京府ヲ除ク縣令ニ於テ便宜取設ケ内務卿ニ届出ヘシ

二、明治二十八年(三月)法律第十四號質屋取締法

第一條 質屋營業ヲ爲サムトスル者ハ行政廳ノ免許ヲ受クヘシ 支店ヲ設クルトキ亦同シ
第十五條 廢業シタルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第二條 質屋ハ店舗ノ外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 質屋物品ヲ質ニ取ラムトスルトキハ質置主ニ於テ其物品ヲ質入シ得ヘキ權利ヲ有スヘキコトヲ確認シタル後之ヲ爲スヘシ若シ不正品ノ疑アルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第四條 住所氏名ノ詳カナラサル者ヨリ物品ヲ質ニ取ルコトヲ得ス但住所氏名ノ詳カナル者其ノ證人タルトキ又ハ警察官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 質屋ハ質契約及質物處分ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第六條 質屋ハ質契約ノ證トシテ質札又ハ通帳ヲ質置主ニ交付スヘシ
帳簿質札及通帳ノ製法及様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第七條 質屋ハ左ノ事項ヲ見易キ場所ニ揭示スヘシ

一、利子割合

一、流質期限

一、質物ノ災難ニ罹リタルトキノ處辦法

一、質物出入時間

第七條 傳染病毒ニ汚染シタル物品ナリト認ムルモノハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス

前項ノ物品ニシテ警察官ニ於テ未タ消毒セサルモノト認ムルトキハ直ニ消毒法ヲ施サシメ命ニ從ハサレハ之ヲ官沒ス

第八條 質屋ハ質物ヲ使用シ若ハ貸付スルコトヲ得

轉質ハ必要ノ場合ニ限り命令ヲ以テ制限シ若ハ禁止スルコトヲ得

第九條 質屋ハ左ニ掲クル制限内ノ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得

貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以

下ハ一箇月百分ノ二半

本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限り無効トス

第十條 質置主ハ流質期限前ハ何時タリトモ元利金ヲ辨濟シテ其ノ質物ヲ受戻スコトヲ得

第十一條 質屋ハ流質期限經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得

第十二條 質屋ハ何人ニ拘ラス質札又ハ通帳ヲ所持スル者ニ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得

第十三條 贖物ニシテ特ニ識別シ得ヘキ物品ニ限り警察官ニ於テ必要アリト認ムルモノハ品觸ヲ發スルコトヲ得

第十四條 贖物ノ品觸アルトキハ到達シタル年月日ヲ其ノ品觸寫書ニ附記スヘシ品觸到達後六箇月内ニ品觸ニ相

當スル物品ヲ質ニ取り若ハ質物トシテ占有セルコトヲ覺知スルトキハ直ニ警察官ニ届出ヘシ

第十五條 警察官ハ犯罪ノ嫌疑アル物品若ハ遺失物又ハ傳染病汚染ノ物品アリト認ムルトキハ何時タリトモ質

物及帳簿ノ検査ヲ爲シ時宜ニ依リ十日以内ヲ限リ其ノ物品ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得

警察官ニ於テ物品ヲ押收シタルトキハ領置證書ヲ交附スヘシ

第十六條 質物ニシテ遺失物若ハ贖物ニ係ルトキハ警察官之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得若シ被害者知レ

サルトキハ徵收シタル日ヨリ二箇年後官沒スルコトヲ得

第十七條 營業ニ關スル帳簿ヲ廢棄セムトスルトキハ警察官ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 質屋法律命令ニ違反シ行政廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ營業ヲ禁止又ハ停止スルコトヲ得

禁止及停止ノ効力ハ全國ニ及フ

第十九條 禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ他人ノ名義ヲ以テ質屋營業ヲ爲シ又ハ質屋營業者ノ代理人タルコトヲ得

停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十條 質屋廢業シ若ハ營業ヲ禁止セラレタルトキト雖モ其ノ以前ニ成立シタル質契約及其ノ質物ニ付テハ尙

ホ此ノ法律ヲ適用ス

停止ノ處分ヲ受ケタル者其ノ期間亦同シ

第二十一條 行政廳ハ何時タリトモ營業ノ禁止ヲ解クコトヲ得

第二十二條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該當スル者ハ二圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十五條ノ場合ニ於テ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ故意ニ物品帳簿ヲ毀損亡失シタル者

二、第一條ノ免許ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シタル者

三、禁止又ハ停止中營業ヲ爲シタル者

四、第八條第一項及第十九條ニ違反シタル者

第二十三條 第一條第二項第二條第三條第四條第五條第一項及第二項第六條第七條第一項第十四條及第十七條ニ

違反シタル者ハ二圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十五條 質屋營業上ニ就テハ家族又ハ雇入ノ所爲ト雖營業者其ノ責ニ任ス

第二十六條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル細則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第二十七條 此ノ法律ハ明治二十八年九月一日ヨリ施行ス 但シ沖繩縣ニ施行セズ

第二十八條 此ノ法律施行以前ニ係ル質契約ニ付テハ契約當時ノ法令ヲ適用ス

第二十九條 明治十七年第九號布告質屋取締條例ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

三、明治三十三年(三月)法律第六十一號質屋取締法中改正

第十六條中「官沒スルコトヲ得」ヲ「被徵收者ニ還付スヘシ」ニ改ム

四、明治三十八年(三月)法律第二十五號質屋取締法中改正

第二十七條但書ヲ削ル

附 則

本法ハ明治三十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

五、明治四十三年(四月)法律第四十三號質屋取締法中改正

第十六條中贓物ヲ盜品ニ改ム

第三節 法律の變遷に付ての解説

質屋取締に關する法律が、始めて全國(沖繩縣を除く)に布かれたのは、明治十七年三月太政官布告第九號の質屋取締條例である。勿論帝國議會の協賛無き以前の法律であるが、この太政官布告中には質屋利子の點に付ては何等の規定が無い。東京府下に於けるその施行規定たる同年四月の警視廳の布達に係る同條例細則中にも質屋利子に關しては、その第十條第二號に、僅に「利子の割合」は質入主の見易き場所に掲示すべき旨を規定せる外に何等の明文が無い。而かも流質期限に付ては、同細則中にも、質屋之を定めて警視廳に届出つへしと規定されて居るに拘らず、質屋利子に付き這種の規定をも見ざるは、是より先き既に明治十年九月利息制限法を施行されたれば、質屋利子も亦一般に之に則るべしとの趣旨であらう。果して然らば現行質屋取締法律はその直前の質屋取締法に於て特定せざりし質屋利子の規定を復活せると同時に、その制限を或程度まで擴張せるものと認め得るのである。

當時に於ては質屋利子は質業者と質入主と相對協議の上決定するを原則とし、一般に隨意示談に依り協定されたる質屋利子は、店頭揭示に附随される慣例であつた。固より不當の利子を食ふ者は警察の取締に觸るゝこともあるが、明治十年以來は己に利息制限法が、太政官布告を以て一般に施行されてゐたのに、質屋利子にも之を適用すべしとの明文も、關係法律には無かつたのである。

質屋利子に關する法律上の最初の規定は、現行質屋取締法として、明治二十八年三月以來施行されてゐる體の第九條が、即ちそれである。爾來同法は明治三十三年、同三十八年、同四十三年の三回に一部改正されてゐるが第九條の利子の規定には毫も融れて居らぬ。明治六十八年に相當する昭和九年の今日まで四十年間も、依然として尙ほ舊の如しである。利率は兎に角として貸金の段階等の規定が既に時代に副わさるものもあるも亦宜なりと謂つべしである。

一般の利息制限法は、明治十年の施行以來今日までの間利率の點も、大正八年に一回改正されて、制限率が各階段に付二分宛低下された。大正八年と昭和九年とは己に十五年も隔つてゐるが、兎に角一度の改正はあつた。質屋利子に至つては四十年間一日の如しである。四十年前の明治二十八年時代に規定された貸金十圓以下の規定を、日進月歩の今日、四十年後の昭和九年にも適用しやうとすること自體、己に時代錯誤の甚しきものありと謂わざるを得ない。

第三章 質屋利子に關する判例

第一節 利息制限法關係

第二條 制限超過利息の支拂と取戻請求

大審院 利息制限法所定ノ利率ニ超過スル利息ノ支拂ヲ約シタル場合ニ債務者ガ何等異議ヲ異メスシテ任意ニ支拂ヲ爲シタルトキハ右制限ニ超過スル約定利率ヲ以テ計算シタル元利金ニ支拂ハレタルモノトシテ其超過シタル部分ノ取戻ヲ請求スルコトヲ得サルモノトス（昭和五年オ）第二六四二號判決）

第二條 制限外利息の特約の効力（元本組入れ又は準消費貸借の効力）

大審院 利息制限法ハ利息カ同法所定ノ率ヲ超過スルトキ其ノ超過部分ヲ無効ト爲ス趣旨ナレハ假令債務者カ之ヲ元金ニ繰入ル、コトヲ承諾スルモ又ハ之ヲ目的トシテ準消費貸借ヲ爲スモ効力ナキモノトス（昭和五年オ）第二〇九條同年九月二十七日民三部判決）

第二條 制限外利息の授受と返還請求

大審院 利息制限法超過利息ハ當事者間ニ於テ既ニ授受ヲ了シタル場合ニハ民法第七〇八條ノ規定ニ依リ之カ返還ヲ請求シ得サルモノトス（昭和五年オ）第二〇九號同年九月二十七日民三部判決）

第二條 制限外利息契約の効力

大審院 利息制限法ニ反セル利息ト雖之カ約束ハ當然無効ニ非ス裁判上其ノ制限ヲ超過セル部分ノ請求ヲ爲シ得サルニ止マルモノトス(大正一五年(オ)第六〇四號同年一〇月一三日民三部判決)

第二條 元金百圓の利率

大審院 元金百圓未滿ナルトキハ一ケ年ニ付キ二割ノ利息ヲ附スルコトヲ得ルモ元金百圓ニ滿ツルトキハ一ケ年ニ付一割五分ノ利子ヲ附スルコトヲ得ルモ二割ノ利子ヲ附スルコトヲ得サルモノトス(大正六年(オ)第三九二號同年八月二四日民事部判決)

第二條 本條の適用ある場合

大審院 利息制限法ノ規定ニ超過シタル利子タリトモ當事者間ニ於テ任意上既ニ之カ授受ヲ爲シタルトキハ之ヲ制限内ニ引直シ計算スベキモノニ非スト雖モ裁判上之カ請求ヲ爲スハ其ノ利子ノ名稱ノ何タルヲ問ハス苟モ制限ニ違反シタル利子ノ支拂ヲ請求スルノ實アル以上ハ之ヲ許容スヘキモノニアラス(大正六年(オ)第三四號同年四月十六日判決)

第二條 制限外利息契約の効力

東京地方 利息制限法ノ制限タルヤ其ノ制限ヲ超過スル部分ハ單ニ裁判上支拂義務ナシト謂フニ止マリ民間ノ取

引ニ於テ任意ニ支拂フ場合ニ於テモ亦之ヲ無効トシテ禁止防遏スルノ法意ニ非スト解スルヲ妥當トス(大正一三年(ワ)第二六〇六號同一四年四月一六日民九部判決)

第二條 返済を了したる利息と取戻の請求

東京地方 假令利息制限法ニ超過セル部分ト雖モ既ニ辨済ヲ了シタル利息金ハ其返還ヲ請求シ得ヘキモノニ非サルモノトス(大正十八年(レ)第一三四號同一〇年二月二七日民九部判決)

第二條 超過利息に代へて振出したる手形の効力

前橋地方 利息制限法ノ制限ヲ超過スル利子ニ付キ債務者任意ニ現實ノ給付ヲ爲シタルトキハ爾後債権者ニ對シ之カ返還ヲ求ムルコトヲ得スト雖モ單ニ同制限外ノ利息ニ付キ約束手形ヲ振出シタル如キ場合ニアリテハ之ヲ以テ直ニ現實ノ給付ト同視スルコトヲ得サルヲ以テ債務者ニ於テ任意辨済ヲ拒否スル以上ハ債権者ハ法律ノ保護ニ依リ裁判上之ヲ強要スルコトヲ得サルモノトス(明治四四年(ナ)第一八九號判決)

第五條 損害賠償の豫定(約定利率に依る商事債権の賠償と本條適用の有無)

大審院 商事債権ニ付テハ商法施行法第一一七條ニ利息制限法第五條ヲ適用セサル旨規定スルニ依リ當事者ニシテ履行期限後ノ損害金トシテ利息制限法第二條ノ制限ヲ超ユル利率ニ依リ賠償ヲ爲スヘキコトヲ特約シタルトキハ其ノ特約ニ從ヒ賠償額ヲ定ムヘキコト固ヨリ否ムヘカラサルモ唯約定利率ニ依リ賠償額ヲ算定スルニ過キ

キル場合ハ未タ以テ右ニ所謂賠償ノ特約アリタルモノトハ云ヒ得サルヲ以テ結局民法第四一九條第一項ノ定ムル所ニ從ヒ利息制限法第二條ノ制限ヲ受ケサルヲ得サルモノトス(昭和六年(オ)第一九四六號同七年六月三日民一部判決)

第五條 高率の損害豫定契約

東京控訴 凡ソ金錢債務ニ付キ期限後ハ日歩壹圓又ハ日歩五六十錢ノ割合ニヨル損害金ノ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ約スルカ如キハ格外ニ莫大ナル損害金ノ支拂ヲ約シタルモノニシテ公ノ秩序善良ナル風俗ニ反スルモノナレハ右損害金ニ關スル特約ハ相當ナル範圍ニ於テノ其ノ効力ヲ有スルニ止マルモノト解スルヲ妥當トス(昭和五年(ネ)第二二八四號同六年一月二八日民七部判決)

第五條 一方的商行為に因る債權と本條(損害金約定の有効なる例)

東京地方 商法施行第一一七條ハ利息制限法第五條ノ規定ヲ商事ニ適用セサル旨ヲ規定シタルニ止マリ積極的ニ辨濟期日後ノ損害金ヲ如何程高率ニ約定スルモ有効ナル旨ヲ規定シタルモノニ非サレ共本件ノ如ク金百圓ニ付一日金三十錢ノ損害金ノ約定カ高率ナレハトテ直ニ之ヲ以テ公序良俗ニ反スルモノト斷スルコトヲ得サルカ故ニ該損害金ノ約定ハ有効ナルモノトス(昭和四年(ワ)第二四九〇號同年一月二三日民七部判決)

第二節 質屋取締法關係

第一條 質屋營業者の意義

大審院 質屋營業トハ需要者ヨリ動産ヲ質ニ取り之ニ對シテ金錢ヲ貸付クル行爲ヲ業トスルモノニシテ一種ノ金錢貸付業者ナリトス(大正一二年(オ)第六六〇號判決)

第一條 質屋營業者と商人

大審院 金錢貸付業者ハ自己ノ所有スル金錢ヲ貸付クル場合ト汎ク不定多數ノ人ヨリ預金其他ノ方法ニ依リ收受シタル金錢ヲ他人ノ需用ニ供スルガ如キ媒介行爲ヲ爲ス場合トアリテ後者ハ商法第二六四條第八號ニ所謂銀行取引ニ該當スルモノナレハ質屋業者ニシテ叙上後者ノ方法ニヨリ金錢貸付ヲ業トスルトキハ商人ナリトス(大正一二年(オ)第六六〇號判決)

第十一條 流質期限の経過と所有權取得

東京地方 質屋營業者カ盜品ヲ質ニ取り善意無過失平穩且公然ニ其占有ヲ始メタルトキハ流質期限ノ経過ト共ニ質屋取締法第一一條ニ依リ其所有權ヲ取得スヘキモノナリトス(明治四五年(ル)第一七〇號判決)

第三節 従來の裁判例と質屋利子との關係解説

従來の裁判例中、質屋利子に直接關係あるものは極めて乏しい。殊にその利率の問題即ち貸金十圓一錢以上は利息制限法を適用すべき旨を明認せる判例は、未だ曾て之を見ざるのである。これ質取引の金額は裁判の手續を煩して判決を仰ぐ程多大でないのと、偶々裁判問題となつても、中途示談が成立し判決までに至らずして了る爲めと認めざるを得ぬ。

判決例に顯われりるものゝ一は、一般の利息に就て制限を超過する部分は、裁判上請求の權利も無ければ支拂の義務も無い。併し任意的の支拂は有効であり、一旦任意に支拂つたものは取戻を要求することを得ない。一旦利息として支拂を了した金額は、その制限超過の部分も、元金に引直すことも要しない。尤も單に手形に改めたものゝ如きは、未だ現實に支拂を了したとは謂われないので、制限外利息を改めた手形の支拂は裁判上請求し得ないといふことになる。約言すれば所謂契約上の無効でなくて訴訟上の無効である。當然無効でなく裁判無効であると、解したものが多数である。但し大審院昭和五年九月の判決は稍之と異なる見解を下して、超過部分を無効と爲し、假令債務者が之を元金に繰入るゝことを承諾するも、又は之を更に貸金契約に改むるも効力が無いと判定されてゐる。要は既拂の超過利息は取戻されぬ。手形や證書に改めただけでは、請求出來ぬと思へば、大なる間違ひはない。

以上の判旨を質屋利子に當て兼ねると、貸金十圓以上に付き年一割五分以上の割合で收めても、又一ヶ月二分

五厘の割合で收めても、質入主が任意に支拂さへすれば、質入主は質屋業者に對し、その後於て之が拂戻し又は元金に繰入の請求は出來得ない、只質屋業者としては質入主に對し右様の利子の支拂を請求する裁判は出來ないといふに歸着する。

尤もこれは十圓一錢以上利息制限法に依るべきものと假定しての議論であることは勿論である。以上は利息制限法の解釋を質屋利子に當て兼ねたのであるが、質屋取締法第九條第二項には貸金十圓以下の制限利子に付き、その違反せる部分即ち超過したる質屋利子に限り、之を無効とする特別の規定がある。その規定は所謂法律上の無効であつて、裁判上の無効でない。従て質屋業者は裁判外に於ても超過利子の支拂請求は出來得ないのであるが、若し質入主が之を知つて敢て支拂を爲したとなれば、民法第七百五條に依り矢張り返還を請求し得ないことになる。質屋取締法第九條の制限は勿論貸金十圓以下に就てである。十圓一錢以上の貸金の場合には同法條の制限は全く無い。従つて超過利子契約無効の規定は適用無き結果となるであらう。質屋業者が質屋取締法第九條に違反して、超過利子契約を有効として、之を請求收受したる場合でも、罰金その他刑事の制裁は規定されて無い。但し第十八條に依り警察官憲に於て必要と認むるときは、營業禁止又は停止の行政處分を爲し得ることの規定はある。

裁判例の他の一つは質屋取締法第九條の質屋利子の制限の規定は、貸金二十五錢、一圓、五圓、十圓の何れも以下とされてゐる。利息制限法は百圓、千圓の何れも未滿とされてゐる。この「以下」と「未滿」の相違に就てある。二十五錢は一ヶ月一錢である。一圓は同百分の四である。五圓は同百分の三である。十圓は同百分の二

半であるが、一般利息は百圓は年一割二分に入れる。千圓は同一割に入るといふのである。別に説明するまでも無いことである。

尙ほ他の一つは商事債権に付ては、商法施行法百十七條に依つて利息制限法第五條の適用を除外されてあるから、返期後の償金、罰金、違約金、料料等損害の補償に付ての特約は、第二條の制限を受けない。只事實受けたる損害の補償として不當なりと認めらるゝときは、裁判官は相當の減額を爲すことを得とされてゐるのみである。これは商事債権に限らるゝ場合である。従て一般の普通の貸金は關係ない。且返済期限後損害の補償に付て特別に約定のある場合である。特約の無き場合の損害補償は約定利率に依るのであるから、その約定利率が制限法を超過してゐるときは、損害金としても超過金は請求出来ない。矢張り制限率までに減額される。質屋利子が商事債権であるか否かは、質屋業者は法律上商人であるか否かに依て定まる。質屋業者が商人であるか否かは、質取引が商法第二百六十四條第八號の「銀行取引」に該當し之に包含さるゝか否かに依つて決する。法律上の銀行取引とは銀行の取引ではない。銀行の様な取引の意義で、銀行のやうな取引とは他より資金を集めて之を他に貸付くるといふのである。他に貸付くる方は質屋の營業として疑ひの無い所であるが、他より資金を仰ぐ許りでなく集めるといふ以上多數少くも複數であることを要する。一軒の親質又は銀行から融通を得たる資金を貸出すのみでは、質屋業は法律上未だ以て銀行取引とは言ひ得ない。況んや自己の資金で營業し得る質屋業者は勿論のこと法律上の商人ではないが、併し右の「銀行取引」に該當する質屋業者は商人である。従て質屋業者中には商人もあり、商人でなくて單に一種の金錢貸付業なりと認めらるる者も相當に在る譯である。序に申して置くが返期まで

は利息で、返期以後は利息でなく利息に代る損害金となるのである。

元來質屋業者にしても正當に質取りした質物は、流質期限の到來と共に、質屋取締法第十一條に依り當然その所有權を取得するのであるから、返期後の損害の補償問題は生ずる餘地が無いと謂わねばならぬ。況して實際上流期後の損害を特約する場合は想像され得ないから、この問題は質屋業者に關係あるが如く見えて、實は交渉の無いものである。

尙最後に損害金の特約の率に就て、一言を加へると、概して日歩の二、三十錢（元金百圓に付き）位迄は、裁判上も認められるのであるが、五、六十錢以上となると公序良風に反すとして、減縮さるゝ場合がある。その時の裁判官の頭一つに依るのである。世間の通例は十錢位迄で、裁判所でもこの程度は當然公認してゐる。

第四章 質屋利子の利息制限法適用除外に關する外國の立法例

米國のハバート大學の商業部教授フランクリン・ダブリュ・ライアン（Franklin W. Ryan）氏の著書「高利及高利法（Usury and Usury Law 一九二〇年發行）は一九二一年ハバート大學のゼッセ・インドル・ストラウス賞金及一九二三年市俄古市のハートシャフナー及びマルクス賞金を得た高利法に關する世界的著述であるが、其の中に於いて一般高利法即ち利息制限法と質屋法との關係に就いては左のやうな見解を發表して居る。即ち同氏

は高利法を分類して左の如く記述して居るのである。

法律の性質に依り分類した利息制限法

(一)「法定利率」(最高及び最低共)

(最も多くの外國諸國及び總べての米國諸州は「法定利率」を有す)

一、法廷が利息を生すべき金を判決するに當たり適用すべき利率

二、貸借當事者が貸金に對する利率を契約してなかつた時に適用すべき利率

三、貸借當事者が利率を契約してなかつた時延滞金に對して請求し得らるゝ利率

四、其の他の條項

(二)法定最高率制定

一、一般法定最高利率

a、古代及び中世紀高利法

(最高普通零乃至一割) (零の法定率あり、一方六分の最高率あつて其の差異の範圍は大である)

b、アメリカ高利法

普通六分乃至一割二分

(ロード・アイランドの最高率は三割)

二、特別法定最高利率

a、小口貸付法

(最高率普通三割乃至六分) (附録1、小口貸付法参照)

b、質屋法

c、其の他の特別最高率

(三)利率を定めぬ高利法

一、普通法規則

(「衡平法は如何なる種類の無法な契約の強要を防止す」一八五四—一九〇〇年英國法)

二、道德高利契約を無効とする法律

a、一般に總べての形式の貸金に適用すべき法律

(此の法律の典型的法律は一八八〇年に發布、一八九三年に修正された獨乙の法律である)

b、小口貸金業者に依る消費貸金にのみ適用せらるゝ法律

三、法廷が道德的高利契約を改縮し得る事を規定する法律

a、貸金の總べての型に適すべき法律

(此の種類の典型的な法律は一九一八年印度の高利貸法である)

b、小口貸金業に依る消費貸金にのみ適用すべき法律

(四)法律を適用しない除外例の規定

(多くの州に於ける此の種の規定が漸次高利取締法の範圍を狭めて居るのである)
 即ち質屋法を利息制限法の一つと認めて一般利息制限法の除外例と解して居るのである。此の故に米國の一般利息制限法の一つと認む可き統一小口貸付法 (Small Loan Act) の第二十條に於ては、左の如く質屋を除外して居るのである。

統一小口貸付法第二十條 此ノ法律ハ本州(法律發布ノ州)及米國ノ銀行、トラスト會社、建物貸付業、質屋法ニ關スル法律ノ下ニ於テ營業シ居レル個人、合名合資會社、株式會社ニ適用セス とある。

又英國に於ても其の一般利息制限法と目す可き現行英國金貸業法 (一九二七年改訂) (Moneylenders Act) 第四條中に於て金貸業の定義の下に「現行質屋法ノ規定ニ隨ヒ營業シ居レル質屋ハ此ノ中ニ包含セス」と明示して、明らかに此の金貸業法中から質屋法を除外して居るのである。

又填太利の維納大學の總長であつたアントン・メンガー先生の「民法と無産階級」(井上登氏譯二二二頁以下)の中に於て、同氏は獨逸民法々典第二四七條及同施行法第九條及理由書(一三四頁)に依れば、同國一八八〇年五月二十四日の高利に關する刑罰法は、消費貸借契約のみに適用されるものであつて、質屋取引には適用されないとの解釋を下して、質屋利子を一般高利取締法から除外して居るのである。

第五章 帝國議會に於ける質屋取締關係法案

第一節 衆議院の質屋取締法案と解説

明治二十八年一月廿四日衆議院質屋取締法案(第一讀會)

東尾平太郎君 それから利子の制限は十圓以上五十圓以下の金額に對しては制限するの必要を認めないから、之を削りましてございます。それから一圓以下は百分の四の利子と斯うあります。二十五錢以上の少額でありますと、例へば十錢の質を入れて四厘しか利子がないと手数料にも足らぬ様な次第でございますから、二十五錢以下の金額は一錢以内取る事を得ると云ふ事としました。併し二十五錢以下で必ず一ヶ月に一錢取ると云ふのではない。一錢以内で遣れと云ふので御座います……。

明治二十八年一月三十一日同院質屋取締法案(第二讀會)

河野岩吉君 此の九條の利息の規定を削除するの考で御座います。質屋取締法に斯様な事を規定して取締上何がために斯様なものが入用である。利子制限の事と云ふものは一般の規則があつて、何も今此處で質屋法の取締上に斯様なものを定めて置かなければならぬと云ふ事は實に御座いませぬ。此理由は今別に長たらく申述べませぬでも能く分つて居る。私は此利息の事に關する一切の事を削除する。即ち第九條を全廢するの考である。

守屋此助君 私も詰り書面を出して置きましたが、第九條の事で御座います。凡そ金の利息と申しますものは需要供給の度で詰り需要者と供給者で供給する人より需要者が多ければ利息を騰げる。それが反對になれば下ると云ふ事は、是は自然の結果に任して宜いと思ひます。總て此法法は余り干渉に過ぎて居る様な觀念を私

は抱いて居る。之が又質置主を保護すると云ふ精神を斯う云ふ制限で置かれたのだと思ふ。金の利息を澤山取る人を保護するのでありませうが、矢張り此結果質置主を害するのである。何故なれば此制限が御座います爲に小さい質を置かうと云ふ事柄のあつた時に質の取り手が無い。それから安い物品でも質屋の庫を澤山に埋めるもの質がある。大きな品物で安い物がある。そふ云ふ場合には自然質屋は何うしても、私は質屋の利息と云ふものを澤山取らなければ質屋は營業が成立たぬと思ふ。そふ云ふ場合には質屋は之を取らない。嵩い大きい利息の安いものであれば質取主が澤山に取れるから、そこで世の中の融通が利くので、然る處が制限が御座いますればそふ云ふ譯に行かぬから金を貸す方で質を取りませぬ。此制限法と云ふものを無論私は廢すべきものであると考へる。是も矢張り相當の賛成者を持たして申し立つて居るので御座いますから、諸君能く御考へ下され、質置主を保護すると云ふ同精神を十分御貫きを願ひたいのであります。

第二節 貴族院の質屋取締法案と解説

一、貴族院第一讀會ノ續

明治二十八年二月十四日貴族院第一讀會ノ續キ

水之江浩君 第九條の「質屋ハ左ニ掲クル制限内利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得ズ」とございますが、是は十圓以下の制限で十圓以上になりましたときはどう云ふ利子を附するのですか。

伯爵小笠原忠忱君 十圓以上は普通制限法に依る譯でございます。

水之江浩君 え……。

伯爵小笠原忠忱君 普通の利子の制限に依る譯でございます

二、貴族院第二讀會

同年二月十八日同院(第二讀會)

議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数でございます。第六條より第九條まで……。

第九條 質屋ハ左ニ掲クル制限内ノ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テズルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得ス

貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢、一圓以下ハ一箇月百分ノ四、五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以

下ハ一箇月百分ノ二半、

本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限り無効トス

(侯爵中御門經明君演壇に登る)

侯爵中御門經明君 只今問題になつて居ります中の此第九條に至りましては、本員は不同意を表せねばならぬ。それで第九條は全部削除して仕舞ふと云ふ意見なのでございます。其理由は質屋の取引上に於きまして利息に制限を付すると云ふことは甚だ宜しくないこと、本員は考へるので、又現に今日民法上には利息制限法と云ふものが別に立つてゐるのであります。それと是は大に抵觸する所もありませんし、殊に彼の利息制限法に反して

十圓以下だけは此の如く高い利息を取らなければならぬと云ふ理由も一向見出さない譯である。又此の法文に依りますると、成る程第九條の一項には「質屋ハ左ニ掲クル制限内ノ利子ノ外」と斯う「内」と云ふ字が此處にありまするけれども、第二項には二十五錢以下は一箇月一錢、一圓以下は一箇月百分の四、斯う云ふ工合に書いて是だけの利息と極つた文章になつて、而して第三項の結文末項には「本條ニ違背シタル質契約ハ其……違反セル部分ニ限り無効トス」と斯う云ふことになつても恰此の金高の利息で取引せねばならぬやうに見えるけれども、東京あたりでは或は斯う云ふ高い利息で取引しなければ質屋が立たぬとか、或は此の位高い利息でも自由に契約するものが澤山あるかも知れませぬが、極く田舎の方に参りますると質を置きます者は斯う云ふ高い利息は出さない。又質屋の方でも斯う云ふ利息を取る譯もないのであります。東京杯はまだ是よりか高い利質屋の取引上息を取ることが澤山あるのが、今日の質屋の習慣になつて居ると云ふことである。それでありますから右様な所謂民法に屬する契約の事は隨意に任して置いた方が至當のことであらうと本員は考へるので、殊に又此の法律は何でありませうか。即ち質屋取締の法律であつて、所謂警察取締の法と云つて宜いものである。然るに此の民法に屬する斯様な簡條をば此の法律の中に挿んで置くこととは、此の法案の法則上の方に於ても甚だ宜しくないかと本員は考へるので、夫れ故に本員は此第九條には同意を表することは出来ませぬので全部削除の考であります。

名村泰蔵君 ちよつと發議者に尋ねて置きます。利息と云ふことが大變に御喧ましようございましたが、東京ではどの位質屋で取つて居りますか。又田舎はどの位で取つて居りますか。其割合の所を御承知でございますれば

ちよつと……それから民法上の制限はいらないと云ふやうに伺ひましたが、今日利息制限の法と云ふものは廢してはないと存じますが、其邊はどんなことでございます。ちよつと……

侯爵中御門經明君 御答致しますが、田舎ではどの位の利息を取つて居る、東京ではどの位取つて居るか一々委しく調べて参りませぬ。私は質屋に行つて調べて居ないから存じませぬが、併ながら承る所に依りますると東京では衣類の中でも和服の類に至ると餘程利息は廉く貸すさうであります。又金銀道具、時計等の類になると利息は餘程高い。其高い部分は其品物に依つては三割以上にもなるさうです。衣服も極く安い所と言ふと一圓に付て一ヶ月一錢五厘位なものであると云ふことであります。又田舎に至りますると中々東京のやうな高い利息は拂ひませぬ、又質屋に於ても取りもせぬと云ふことに承はつて居る。それから利息制限法はどういふ御尋でございましたか

(名村泰蔵君 「利息制限法と云ふものは民法上に在る事を定めて置くには及ばぬ……然るに民法と云ふものは未だ實行されて居りませぬが、利息制限法と云ふものは既に數年前發布されて居るが、今日其利息制限法といふものは廢されて居ると云ふ御考でありますか、廢してないと云ふ御考でござりまするかそれを……」
と述ぶ)

分りました。利息制限法は明治十年に發布されたと思ひますが、それがありませんから只今の意見を出したのでござります。即ち現に行はれて居ります

(松本昭君「中御門君へ少し質問致しますが、さうするとなんですか……」と述ぶ)

私は此……耳が悪うございますから其積りで仰つて下さいませぬから……

(松本鼎君「削除することには賛成するが、少し其趣意が違やせぬかと思ひますから御尋します。さうしますると質屋の利息と云ふものは制限法の七分五厘と云ふものゝ上には取れないといふ御趣旨でございますか。それは裁判所に至つても今日の利息は習慣通り互の契約に據ると云ふことの……そこを承りたい」と述ぶ) 御答致します。利息制限法に明に裁判所に於て有効としてございます。それ故に斯う云ふ質屋の取引は隨意に任してありますから、斯う云ふことは法律に置かない方が宜いと思ひます。

松本鼎君 賛成致します。

子爵谷干城君 谷も賛成致します。少し理由は異りますけれども……。

(政府委員松岡康毅君演壇に登る)

政府委員(松岡康毅君) 是は賛成は多分なからうと存じましたが、案外にも賛成と云ふ御聲を聴きました。

(名村泰蔵君「是は十分説明を願ひます。委員に代つて……」と述ぶ)

是は決して其民法商法にございまして商法には制限がないとしても、民法に制限法を付けて置くのは何も珍しくない。又民法上……警察に關する取締と云ふものであるから之に利子の事を掲げるのは不適當なものであると云ふ御説がありますが、是杯は不適當ではございませぬ。極く適當な話で斯う云ふ貧民杯を扱ふ……急に逼るものゝ質物を預けるに其利息の制限と云ふものは取締をせねばならぬと云ふことは是は要用であるのでございませぬ。つまりどうも此邊の質物の事柄に付きましては失禮ながら……失禮と申すよりは失禮でございませぬ。斯うこと

は衆議院の方が能く通じてゐるやうでございまして、どうも貴族院の御方よりは衆議院の方が斯う云ふ事には能く實際に通じて居ると思ひます。何分之を普通に云へば今之を取放して仕舞ふと云ふ事は最も宜くないのであります。何卒削除の説は廢減になる事を望みます。

村上桂策君 ちよつと致府委員に質問を致します。衆議院、貴族院杯の事を云はれましたが、それは姑く措きまして此貸金の制限の事は……利子の制限の事は十圓以上と言ふことは云ふてありませぬが、あれはどう云ふ御考でございませぬか。

(政府委員都筑馨六君演壇に登る)

政府委員(都筑馨六君) 十圓以上は通常の利息制限法に據つて制限さるゝてあらうと思ひます。それで政府の方で、此質屋取締法を設けまして貧民を保護する點に於て最も注意せねばならぬと云ふのは十圓以下即ち細民の置きます所の質に付ての利息でございませぬ。少し十圓以上少し餘計な金高を借る人と云ふものはそれだけ質物を持つて居らねばならず、従つて多少餘裕のある人でありませうから左程法律で嚴重に取締法を設けて保護をせないでも自ら保護する途を十分攻究し得るであらうと思ふのです。然るに細民に至りますと十圓以下のものを借りるやうな貧民に至りましては随分社會の弱いものでありますから多少法律の干渉で以て保護するにあらざれば自ら保護して往くことは困難なことであらうと思ひまして、十圓以下に付ては斯ういふ規定を設けました。最初から御議論もございました通り利息に制限がございませぬから今日の習慣法と所謂名づくる其制限法の規定を滑つてやつて居る。夫で又十圓以下の貸借杯に至りましては利息制限法の百分の二十と云ふのを適用したれば何も法

律を濫らぬでも正當の規定でやれるのに詰り貧民は會社の弱者であると云ふ事を利用して其弱者の膏血を絞るが如き苛酷な利子を取る所の營業と云ふものは少し制限して行きたいと云ふ精神に基いて居ります。衆議院の原案には此通又大阪あたりから出しました所の質屋營業者の請願書にも此通にございませうから正當に著實に營業して往く質屋といふものは此制限の爲めに決して商賣が出来なくなると云ふやうなことはなからうと思ひます。又前述の經濟論に據れば斯う云ふ事柄は營業者の方に一任して置いた方が其競争の結果に依つて利息や何かも自然適當の程度に落付くから、法律で干渉せぬでも宜いと云ふ御論も出ますか知れませぬけれども、今日の經濟と云ふものは、資本家と云ふものは、聯合する餘裕を有つて居る。其聯合するの餘地があるから其聯合に依つて自ら不利でない點に止める力を有つて居る。之に反して細民と云ふものは、全く法律に依つて保護するにあらざれば自分の權利を伸張して往くことが出来ない他所の新しい法律は其經濟論に基いて制定致しましたものもございませうが、果して自由の競争に任して置けばそれで宜いと云ふことはもう今日で最早言兼ねるでありませうと思ひます。政府も多少今日此利息を以て往つて制限を付けませぬと烏金の制限までも出来ないで、何卒此箇條は委員會の修正の通りに御決議あらんことを希望致します。

議長(侯爵蜂須賀實茂昭君) 第九條は御論が御出ましたに依つて第六條、第七條、第八條は文を先づ問題に供します。他に御發言もござりませぬば直に表決に付します。第六條、第七條、第八條原案を可とする諸君の起立を請ひます。

起立者

多數

議長(侯爵蜂須賀實茂昭君) 半数でございませう。次に第九條原案を可とする諸君の起立を請ひます。

起立者

多數

議長(侯爵蜂須賀實茂昭君) 過半数でございませう。

三、衆議院提出貴族院回付

同年二月二十一日日本會議

夏尾平太郎君(百十四番) 質屋取締法案は、貴族院に於て衆議院の決議を多少修正されましたが、随分不完全の條もござりますが、既に古物商取締法案も當院で是認した次第でござりますから止むを得ず本院に於て是認せられんことを希望致します。

(「賛成々々」の聲起る)

議長(楠本正隆君) 貴族院の修正案は朗讀を省いて、議題に一括して供しまするが……。

吉本榮吉君(六十四番) 讀會を省略して直に決定することに致したい。

議長(楠本正隆君) 別に讀會には關係しませぬから、一括して議題に供して可否を語ひます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(楠本正隆君) 御討議なきを以て本案の結了を報じます。

現行質屋取締法が法案として審議された明治二十八年當時、貴族院に於ても貸金十圓以上の利息に付き何等制限無きは如何との疑問ありて、議員村上桂策氏より此の質疑が出てたのであるが、政府委員都筑馨六氏は十圓以上は一般の利息制限法に依つて制限さるべしと答辯し、尙ほ同氏の意見に依れば質屋取締法は貧民を保護する上に最も注意を加へ、十圓以下は即ち細民階級の質入に就ての利子なり十圓以上は餘裕を有する階級の金融なるを以て、取締法に依つて保護を加へざるも、自ら保護する途を十分攻究し得べし、細民は多く否らざるを以て、取締法は十圓以下に付て斯かる制限を設けたる趣旨なりとのことであつた。

都筑氏の如上の意見を徹底するときは、十圓以上の質入主が借受百圓未満は年二割、百圓以上千圓未満は同一割五分、千圓以上は同一割二分の當時の利息制限法の制限に依り、若し質屋業者よりこれ以上の利子を請求するときは、同氏の所謂餘裕ある上層階級の質入主は自衛の権利を行使して、制限以上の利子の支拂はその請求を拒み得べく、結局一割二分乃至二割以上の利子は裁判上支拂の責任無きに歸するから、十圓以下の同氏の所謂貧弱者の支拂ふべき利子は、十圓以下は三割迄、五圓以下は三割六分迄、一圓以下は四割八分迄請求せらるゝことになり得るに比し十圓以上の餘裕階級は反て最高二割に止まる理由を解すべからずである。十圓以上に對し一方には當事者の隨意示談とし、他の一方には利息制限法を適用すとせば、それ以下小口の貸金との比較上、如此不合理不權衡の非社會政策的結論を生ずるのである。

第三節 衆議院に於ける利息制限法中改正案その他

附、解 說

一、民政黨案

昭和七年十二月二十七日、第六十四帝國議會に、所謂民政黨案（一松定吉氏外三名提出）として提出せられた原案は左の如くである。

利息制限法中左ノ通改正ス

第二條中「裁判上無効ノモノトシ」ヲ「法律上無効ノモノトシ」ニ改ム
 第四條中「裁判上無効ノモノトス」ヲ「法律上無効ノモノトス」ニ改ム
 第六條 何等ノ名目ヲ以テスルヲ問ハス本法ノ趣旨ニ違反シ交付セル金錢ハ之カ返還ヲ請求スルコトヲ得
 第七條 常習トシテ他人ノ窮迫状態思慮淺薄又ハ無經驗ニ乘シ利息、禮金、棒利、手数料、其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス給付ニ比シテ著シク權衡ヲ失スル不當ノ利益ヲ得タル者ハ六月以下ノ懲役若ハ三千圓以下ノ罰金又ハ之ヲ併科ス

二、國 同 案

昭和八年一月二十六日、同議會ニ所謂國同案（安達謙藏氏外二名提出）として提出せられた原案は左の如くである。
 利息制限法中左ノ通改正ス

第一條中「金錢貸借上」ヲ「消費貸借上」ニ改ム
 第二條中「元金百圓未満ハ一ケ年ニ付百分ノ十五(一割五分)百圓以上千圓未満ハ百分ノ十二(一割二分)千圓以上百
 分ノ十(一割)以下トス」ヲ「元金百圓未満ハ一ケ年ニ付百分ノ十(一割)百圓以上千圓未満ハ百分ノ八・四(八分
 四厘)千圓以上百分ノ七・二(七分二厘)以下トス」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
 前項ノ規定ハ手形割引利率ニ付テハ準用ス
 第六條 本法ノ規定ノ適用ヲ避ケル爲一箇ノ取引ヲ數箇ノ取引ニ分別スルモ總テ之ヲ一取引ト看做シ之ニ本法ノ
 規定ヲ適用ス
 第七條 本法ノ規定ニ違反シテ定メラレタル利息ヲ現ニ支拂ヒタル者ハ之カ返還ヲ請求スルコトヲ得
 前渡、相殺、更改等ノ方法ニ依リ本法ノ規定ニ違反シテ定メラレタル利息ヲ消滅セシメタルトキハ其ノ行爲ヲ
 無効トス
 第八條 他人ノ急迫ニ乘シ本法ノ規定ニ違反シタル利息ヲ取得シ又ハ其ノ取得ヲ圖リタル者ハ一年以下ノ懲役又
 八百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行後ニ發生スル利息ニ付テハ本法施行前ニ成立シタル取引ニ對シテモ本法ヲ適用ス

三、兩黨の合流案

本會議及委員會に於て、慎重審議の上結局民政黨案を一部修正し、國同案之に合流して決定されたる案は左の
 如くであるが、本會議に於て可決確定に至らざりしも、當時議會に於ける空氣の一斑は、之に依つても觀測さる
 ののである。尤も多數黨たる政友會は當時は別に提案せざりしものである。

利息制限法中左ノ通改正ス

第二條中「裁判上無効ノモノトシ」ヲ「法律上無効ノモノトシ」ニ改ム
 第四條中「裁判上無効ノモノトス」ヲ「法律上無効ノモノトス」ニ改ム
 第六條 何等ノ名目ヲ以テスルヲ問ハズ金錢貸借ニ關シ本法ノ規定ニ違反シ交付セル金錢ハ之カ返還ヲ請求スル
 コトヲ得
 第七條 常習トシテ人ノ窮迫、淺慮又ハ無經驗ニ乘ジテ金錢貸借ニ關シ著シク不當ナル財産上ノ利益ヲ得又ハ他
 人ヲシテ得セシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、本法ハ當分ノ内銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ノ爲
 ス貸付金ニ付テハ之ヲ適用セス此等ノ者ノ爲ス貸付金ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
 第七條ノ規定ヲ除クノ外本法ハ本法施行前ニ發生シタル債務ニシテ本法施行迄ニ完済セラレサルモノニモ亦之ヲ
 適用ス

四、傳へられたる政府の改正案

是より先き、政府より同議會に提出さるべしと傳へられたるものは左の如くであるが、提案を見るに至らざり
 し次第である。

利息制限法改正案

第一條 消費貸借上ノ利息ハ左ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ス
 元本ノ價額百圓未満 年一割五分

同百圓以上千圓未満

年一割二分

同千圓以上

年一割

利息ノ約定ハ利息カ前項ノ制限ヲ超過スルトキハ其ノ超過部分ニ付キ之ヲ無効トス
復利ノ約定ハ其ノ累積額カ第一項ノ規定ニ依ル最高限ノ利息ヲ毎一年ノ終ニ元本ニ組入ルル方法ニ依リテ算出
シタル利息ノ合計額ヲ超過スルトキハ其ノ超過部分ニ付キ之ヲ無効トス

元本ノ辨償額カ一ケ年以内ニ到來スヘキ場合ニ於テ復利ノ累積額カ第一項ノ制限ヲ超過スルトキ亦同シ

第二條 債權者ニ對シ前條ニ規定スル制限ヲ超過シテ利息ヲ支拂ヒタルモノハ其ノ超過部分ニ付キ返還ノ請求ヲ
爲スコトヲ得

第三條 消費貸借ニ關シ禮金、割引金、手数料、調査料、天引金、延期料其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス
債權者ノ受ケタル財産上ノ利益ハ之ヲ利息ト看做ス但シ本法ノ規定ノ適用ヲ免脱スル目的ニ出テザルモノハ此
ノ限ニアラス

第四條 消費貸借上ノ債務ノ不履行ニ付キ豫定シタル賠償額ヲ不當ト認ムルトキハ既ニ其ノ支拂アリタルト否ト
ヲ問ハス裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ之ヲ相當ノ額マテ減少スルコトヲ得

第五條 本法ノ規定ヲ免脱スル目的ヲ以テ爲シタル手形ノ割引、利付手形ノ取得、元本ノ分割貸付、其ノ他一切
ノ取引ニ付テハ前四條ノ規定ヲ適用ス

第六條 金錢其ノ他ノ代替物ノ融通又ハ其ノ周旋ヲ業トスル者其ノ業務上ノ取引ニ關シ人ノ窮迫又ハ淺慮ニ乘シ
テ著シク不相當ナル財産上ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ得セシメタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰
金ニ處ス

前項ノ業務ヲ營ム者ノ使用人又ハ斯ル業務ヲ營ム法人ノ役員若クハ使用人カ營業主ノ業務上ノ取引ニ關シ前項
ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十年第六十六號布告利息制限法ハ之ヲ廢止ス

商法施行法第十七條ハ之ヲ刪除ス

本法施行前ニ發生シタル債務ニ付テハ仍明治十年第六十六號布告利息制限法及商法施行法第十七條ニ依ル
但シ昭和七年十二月三十一日迄ニ完済セラレサルモノニ付テハ明治十年第六十六號布告利息制限法ニ規定スル
制限ヲ超過シテ利息ヲ支拂ヒタル者ハ其ノ超過部分ニ付キ返還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

附、以上兩案に就ての解説

三の兩黨合流案に付き、本則の四ヶ條は何れも法文簡明直截にして、別に説明するまでもないが、附則中の
「本法ハ當分ノ内銀行其ノ他官廳ノ監督ヲ受ケテ金融業務ヲ取扱フ者ノ爲ス貸付金ニ付テハ之ヲ適用セス此等ノ
者ノ爲ス貸付金ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル」とあるのが、即ち結局に於て質屋業者等には依然現行の特別法規
（質屋取締法等）を適用し、直ちに利息制限法を以て律することを爲さずといふに在つて、明かに官許營業除外
主義を認められたる洵に有理の立法であつたのであるが、遂に兩院通過の機會を得るに至らなかつたのは遺憾で
ある。四の政府原案中第三條の但書たる「但シ本法ノ規定ノ適用ヲ免脱スル目的ニ出テザルモノハ此ノ限ニアラ
ズ」とあるのも亦畢竟同様の法旨に歸するのである。その主たる理由は公認營業に屬する貸金の利息は相當程度
の高率を認むるにあらざれば、反つて金融の梗塞を來し、所謂角を矯めて牛を殺すの結果に陥らざるかと憂懼さ
れた爲である。一方社會的低金利政策と對立して、金融難を緩和せしめる爲め主張さるゝこの説も、亦頗る注意
に値するものがある。

第六章 學者の法律的質屋利子論

第一節 小笠原氏の所見とその批判

小笠原氏の質屋利子論

質物の利子は十圓以下而已を特別に規定せるものにて之以上にありては利息制限法の規定に因りて利子の制限を受けざる可からず、利息制限法は明治十年九月廿二日太政官の布告に係り、凡て元金百圓以下は年二割（十圓に付一ヶ月十六錢六厘強）十圓以下一割五分、千圓以上一割二分を最高とし、之以上の利子は超過せる部分丈無効なりとせり。されば質物利子と雖も十圓以上の金額にありては當然此制限を受く可きこと明瞭にして、此利率以上の利子を收得するを得ざるものとす。而して質屋取締法の質物利子を特別規定せしは大約左の諸點に就き實際必要あるに因れり

(一) 質物の保存の費用を包含すること

(二) 所謂失質に於ける保険

(三) 流質物に對する損失の補填

(四) 従來の慣習あること

即ち(一)質物保存費の幾何なるやは物品の性質に因りて異り、通常容積大なる質物の利子高率なるは此點に因れ

り、(二)失質とは質物の燒失盜難等に因りて質物の消滅するを謂ひ、亦質物の破損に就きて質屋の辨償を要する處あるもの、利子の高率なるは常に見る處なり。(三)流質物の損失は他方より見れば質屋に於ける一種の保險なりとす。(四)商慣習上顧客が質物利子を拂ふに躊躇せざるに因りて、之等の諸點に金利を加へたものは質物利子に外ならず、故に其利率は甚だ高きに居るも、亦止むを得ざるに出づるなり。されど斯く質物利子の高率なるは既に社會學者の論ぜし處にして偶々質屋市營論者の乘する點となるの虞なしとせず。今少しく詳細に質物利子の高率なる因由を説明せんと欲す。

實際に就いて見るに質屋の利子は同一ならず、特定利子よりも低率なること一般なれど、間々之よりも高きものあり。殊に元金十圓以上の場合には利息制限法以上なるも少からず、之特定利子に因れば元金一圓以下なるは年利四割八分に當りて高きに失し、十圓以下なるも尙年利三割なるに比し元金十圓以上なるは利子甚だしく低きに過ぐるの態あるに因れり。吾人は斯かる調和なき制限の早晚改正せらる可きを望まざる能はず、若し茲に轉質の方法に因りて元金十圓の質を取りたりと假定し、轉質利子の一ヶ月十錢を控除せば、質屋の收むる處は僅々六錢強に過ぎず。此中に於て諸種の負擔を爲すとせば質屋は必竟損失に了る可きは明かなり、故に質物利子の高率なるは因つて來る處あり。徒らに質屋の利己心のみ非ざるを知るに足る可し、亦質物利子の收得は決して確實なるものに非ず、質物の評價は流質に於て利子收入の幾分かを填補する作用を有するものなれど、之が利子の全部を償ふ場合極めて稀なるのみならず、流行の變遷、評價の誤謬、物品の時期等に因りて賣價減少するもの少からず。之を平均するときは流質總高の一割を出づるは稀にして、大抵五分に過ぎざるなり。然も流質總高に對す

る利子高は少くも二割五分以上なりとす、故に流質に於て質物利子の全部を填補すること到底不可能にして、若し流質が期限経過後長ければ長き程価格は減少し、流質の損害を蒙らざるを得ず、通常質物の流期は四個月と定むれど、實際流質として賣却するは早くも六個月にして一年を要するもの甚だ少からず、之等を質物總高に加へ平均する時は利子は高率ならざるに至るを知るなり。

次に轉質利子の高率なるも一般質物利子をして高率ならしめたり。轉質利子は通常年一割二分（一圓に付一月一錢）にして、一割四分四厘なるも少からず、問々之以上あるなり。殊に月歩を以て徴收するものなれば複利に因り一割二分なるも、一割三分に當れり。之を通常質物利子と比較すれば左の如し。

(一)元金一圓に對する普通質利子四十八錢、轉質利子十二錢

(二)元金五圓に對する普通質利子三十六錢、轉質利子十二錢

(三)元金十圓に對する普通質利子三十錢、轉質利子十二錢（以上元金一圓に對する年利を計算せり）

之に因りて見るに、元金の大きな程轉質利子の差額は減じ利益薄くなれり。然も之單に質物利子との割合を擧げたるものにして、此差額に對し種々の經費を加ふる時は如何質物利子の經費は其種類甚だ多く、計算亦困難なれど、質物保存費、質物課税及び他の經費を合し元金に對する年七、八分の間を上下するは疑ひを容れず、此計算に因れば元金十圓以上の質物は、一圓に就き日歩二錢以下なることを得ず、加ふる流質失質の損害を填補するの要ありとせば二錢五厘の利子を得るも實費を償ふに過ぎず、故に利息制限法の存するの間轉質は到底行はれざるの制度なりと謂ふべし。吾人の轉質利子に就き元金十圓を標準とせるは通常轉質が十圓前後の質物に行はるゝ

手段なるが爲なり。以上質物利子の高率なるは因由する處あるを説明せり。

而して斯く質物利子の高率なるを以て之を不法なりとするの當れるや少しく考ふるの價值あり。殊に利息制限法に因りて元金十圓以上の質物に於ける利子の如き然りとす。要するに法律を以て利息の制限を爲すは決して無意味に出づるに非ざる可きも、そは一部の必要よりするに過ぎず。故に質屋の利息が制限法以上なりと謂ふも、夫が特に質主との間の契約に係り且商慣習として存在するの間決して不法なりと謂ふ可からず、之利息の制限は質主の利益を保護するに出づるを以て質主が其利益を承認し、亦習慣上質主が之を支拂ふに躊躇せざれば可なりとす。之既に謂へる如く質屋取締法に存する特定利子の範圍を十圓迄と限れるは少くも商慣習を無視せるものにして、此點に於ては寧ろ往時の自由なりしに如かざる觀あり、されば吾人は特定利子の範圍をして一層廣くするの要あるを思ふ者なり。次に現時の制度に於て質物利子に重利を附する慣習を見ずと雖も、重利は決して不當ならず。之が質主との間に契約せらるゝ時は、其効果あるは謂ふを俟たず、唯其重利が如何なる利率を以てせらるゝやは疑問にして、例せば其利子と同一なる重利を附するを得るやの如き之なり。

されど夫等の契約は全く自由にして之を爲せる時は同じく効果ありとすべし。亦重利を附するは常に利子が一年分以上延滞したる後なるを要す。（小笠原繁夫氏著「最新質屋の研究」より）

小笠原氏の質屋利子の必然性乃至特殊性を説明せる中、流質損の填補と一般の慣習を引用されたことは最も首肯するに足る。殊に質入主と質屋業者との双方が商慣習に依りて特殊の質屋利子を支拂ひ來りし沿革的事情を

も認め、質屋利子の高率止むを得ずと結論されてゐるのである。又質屋取締法に於ける特定利子十圓以下二錢五厘以内の範囲を一層擴大すべしとの説を主張せるは實際的にして、一般質屋利子と轉質利子との關係に論及せるは、殆んど非素人的觀察に近く、能くその眞隨を穿つてゐる。現代に至つては質屋業も最早や遊資家の閑業にあらずして、立派な經濟的企業である。随つて新規開業者の資本は多くは之を轉質(親質)に仰ぐ、自己資本乃至銀行融資の如きは寧ろ少數にして、多數は預入せる質種の再入質である。一口に轉質といふも、質權附貸金債權に付ての權利質の設定でなく、動産の復質入に過ぎない。従て轉質も事實に於ては一般の質入と多く異なる所がない。所謂轉質權者の收得する親質利子も矢張り質屋利子であつて、轉質即質入である以上この間にも慣習の古くより存在することは、一般質入以上と觀て可なりである。但し轉質權者にも普通の貸金債權を併せて主張し得る證書を豫め徴し置くものも多い。質屋利子の特殊性を主張せずして、單なる貸金債權を行使せむとすれば、當然利息制限法を以て制限せらるべきは論無き所である。

流失損に對する保險は、東京府下に於ける一般の流期四月到來以後に於て、質物の處分權が直ちに質屋に移る以上質屋が空しくその權利を行使せずして、その間に損失を見るも法律上は止むを得ずとせねばならぬ。但し實際に於ては數年前の如き物價の動搖甚しき狀況に在りては、流期前に既に値落損失の傾向を生ずることが多い。その保險性を認むべしとする氏の意見は極きに涉りて掌の届く感がある。

復利は一般の利息に付き、法律上は一年分延滞したる場合に於て、債權者より催告を爲すも、債務者が之を支拂はざるときは以後之を徴し得るものである。従て質取は通例四ヶ月を一期として之を更新し、更新なき場合に

も多くは爾後八ヶ月間も之を放任すること無くして、流質處分を爲すべきを以て、法律上營業質に限り流質期限後に於て特に復利を認むるの特別規定無き限り、現行法制の下に於ては適用を論ずる實益が乏しいのである。

補見學士の質屋利子論

貸出利率に付いては質屋取締法第九條に規定が設けられ、之に定められた制限利率の外には如何なる名目を以てするも、之を超過して質置主より金錢を徴收する事は出来ない事になつてゐる。其の制限利率は

貸金貳拾五錢以下は一ヶ月壹錢	
壹圓以下は	同 (百分の四) 年四割八分
五圓以下は	同 (百分の三) 年三割六分
拾圓以下は	同 (百分の二) 年三割

となつてゐるが、實際に於ける貸金利率の決定は質屋の經營方針、地方的金利關係及資金關係等に依つて異つてゐる。然し大體質屋組合の下に貸金利率は協定せられてゐる様である。貧民との取引の多い質屋に於ては、以上の制限利率の極限に近い利率を課してゐるけれども、比較的大きな質屋の如きは幾分低利を以て融通を與ふるものである。又質物の種類に依つても貸金の利率を異にするのが常である。一般に衣類貴金屬等に對する貸金利率は夜具、道具等のそれよりも低廉であり、又貸出金額の高額なものは少額のものよりも其の利率は低廉である。併し乍ら中には貸出金額の多少に拘らず、凡て均一の利率を課するものもあり、此の種のものには制限利率よりも

幾分低利であつて、寧ろ少数の大質屋に於て見るのみである。拾圓以下の貸金利率に就いては最高四割八分（日歩拾參錢一五）最低二割四分（日歩五錢五八）普通三割六分（九錢八六）のものが多く様である。質屋業の統計調査に依れば、最高47%、最低25%、普通31%であると述べてゐる。尙京都市に於ける累年の貸金利率に關する統計を示せば、

質屋金利調 京都市昭和元年調

大正	拾圓に就き			壹圓に就き		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
九	二三〇	一八九	二〇〇	三三三	二九九	三〇〇
十	二五〇	一九五	二二五	三五	二七	二三
十一	二七〇	一五二	二〇〇	四〇	二一	二五
十二	二五〇	一五〇	二〇五	四〇	二五	三一
十三	二五〇	一五〇	二二〇	四〇	二五	三〇
十四	二五〇	一五〇	二二〇	四〇	二五	三〇
昭和元	二五〇	一五〇	二二〇	四〇	二五	三〇

右は一ヶ月の貸金利率であるから、年に換算すれば大體前に述べた所と似たものである。又之に依つて質屋金利の變化も窺ふ事が出来るであらう。

質屋取締法は拾圓以上の貸金に就いては別に規定を設けてゐない。従つて拾圓以上の貸金に就いては協議の上定めるのであるが、慣習上之は利息制限法に依る事になつてゐる。即ち

- 貸金百圓以下 年二割
- 同 千圓以下 同 一割五分
- 同 千圓以上 同 一割二分

之に依つて見れば、大額の融通程低廉である。即ち生産的方面に用ひらるゝと推察し得らるゝ稍纏つた貸出は幾分低利の融通を受けてゐるわけである。

尙最後に質屋の貸金利率に就いて特に忘るべからざるは、質屋の貸金利率が一般の金融界の金利と殆んど没交渉の地位にあるといふ事である。即ち質屋の利息は一般の金融界の金利が如何に變動しやうとも、之に隨伴して直ちに其の貸金利率に影響を受ける様な事は殆んどなく、容易に其の利率は變更せられない現状である。

利息計算法並に質契約の更新 質屋の利息計算法は、入質日数の多少に拘らず月割計算に依つてゐる。計算期は月末であるが、之に對しては商慣習に依り一定の猶豫期間を與へてゐる様である。多少の例外はあるが、大抵翌月三日迄三日間の猶豫を與へるものが多い。(註三)

(註三) 青梅地方には翌月二日乃至十日迄の猶豫を與へるものがあり、又神戸市に於ては月初一日、吳市に於ては翌月五日間を以て猶豫期間としてゐる。(公設質舖一三一頁註上)

尙質物の貸出期限が到來した場合、同一質物に就いて更に質契約を延期するとか、若しくは質物の交換、又は質

物の抜出等をする様な場合に於ては、所謂質契約の更新が行はれる。此の場合には前質契約は消滅して新に質契約が締結せられたものとして、同一月に就いて二月分の利息を徴する慣習が行はれてゐる。此の二重の利息即ち所謂「オドリ」は我國現行民法の解釋としては如何ともする事の出来ぬ所である。然し中には此の二重の利息に就いては特定の日を定めて、例へば月初一日に限り之を免除してゐるものもある。尙質屋に依つては質契約の更新が請求せられた場合には、質置主より利息支拂を要求し、若し利息を支拂ふ事が出来ない場合には、増質をなさしむるか、又は前質物よりも高價な質物に換へて間接に利息の支拂をなさしむるものがある。即ち質屋は利息の支拂ひの出来ない場合には複利法の計算に依らずして、擔保の増大に依り利子の支拂をなさしむることになる。若し此の増質等の場合に新質物が利息金に比して過剰なる時には、質屋は質置主の要求によつて其の過剰分を現金にて支拂ふ、其の額を貸金中に加算する事になつてゐる。然し特別に懇意なる取引先に對しては、利息の支拂、増質、品換等を要求する事なくして、質契約の更新を承諾し、流質處分を延期する事がある。之は全く特例に過ぎない。

貸金利率 現今質屋の有する幾多の缺點の内、最も非難の多く、又最も重要なものは貸金利率の問題であらう。一般に現今質屋の金利の高きに失する事は萬人の認むる所である。其の高率たるや論を俟たない。然らば何故に質屋の貸金利率は高率であらうか、此に暫く質屋の金利の高率たる所以を考察して見たい。

元來質屋の金利は、所謂純利息の外に尙多額の保険料、手数料、保管料を包含するものであると言はれてゐる。

イ 保険料とは質屋が貸付元利金の回収の完全に行はれざるべきを慮り、質置主より徴収する割増金である。即ち保険料は質屋に於て流質處分、不正品官渡並に滞納處分に因る質物徴收等の爲めに蒙るべき損失補償として要求するものである。其の保険料の如何は、貸借上に於ける危険の程度を標準として定めらるべきであるが、質屋の質物貸出に就いては銀行に於ける有價證券と異り、貴金屬、衣類等即賣に困難する物品を擔保とする爲めに貸付元利金の回収が容易に行はれないのみならず、又質屋利用者は庶民階級であるから時として提供せられた物品が贖物である事も屢々あり、其の損害を蒙る危険率が相當に高いといふ。

ロ 次に手数料とは質物受入保管其他鑑定並に處分に對する煩雜なる手数料に對する報酬である。元來質屋は銀行から資金の融通を受ける資格のない信用程度の低い庶民階級に對して銀行が擔保として取扱はない貴金屬、衣類其他の動産に對して融通するのであつて、其の鑑定には特種の鑑定眼を要し、又貸出金額が概ね零細である爲めに割合に煩雜なる手数料と比較的多額の経費とを必要とし、又質物の出入頻繁で且つ元利金の回収に對しても種々の手数料と経費とを必要とする點に於て、全く銀行と同日の論ではないといふ。

ハ 更に保管料とは質物を保管する爲めに生ずる報酬である。銀行に於ては其の擔保物は主として有價證券であつて、稀に商品の如きものがあるとしても、大抵は倉庫會社に委託して保管せしめ、其の倉敷證券に對して融通するのが例であるが、之に對して質屋に於ては質物保管の爲めに自ら巨額の資本金を投じて特に倉庫を建築し尙種々保管設備をなして、必要な資本金を固定してゐる。従つて質物保管に對しても相當の手数料と経費を要する事、又銀行の比でない。

以上述べた様に質屋の金利には純利息の外に保険料、手数料、保管料を包含するものであるが、元來之等の構成分子は凡ての動産擔保の貸付に於て見らるゝ所であつて、敢て質屋の貸出にのみ限らるゝべき性質のものではない。然し乍ら只質屋に於ては之等の利子構成分子に於て他の動産擔保の貸付に比して、比較的不利なる立場にある事は否認し得ざる事實であらう。

尙我國に於ては法律の定むる所に依り制限利子以外には何等の名義を以てするも金錢を徵收する事を得ないが英、米兩國に於ては純利子の外に手数料、保管料を別に徵收する事を許してゐる様である。(註四)

(註四) 例へば米國アユラウエーア州に於ては、質屋に於て特別の注意を拂ふ場合には月三歩の手数を、ペンシルバニア州に於ては保管料其他の費用に對して月五歩以下の手数料を、又バーシニヤ州に於ては毛布、衣類其他之に類するもの、保管に就ては特別の注意を拂ふ爲めに、一ヶ月二歩の手数を徵收する事を許してゐる。英國に於ても手数料として拾志以下の貸金に就ては半片、拾志以上の貸出に對しては一片を徵收する事を認めてゐる。又白耳義の公設質局に於ては動産賣却の際に貸出金分の利子の外に總手数として元金の五分を加算する事になつてゐる。

尙右の外に質屋の金利の高率なる所以は、質屋の金利が大體一定不變であつて、一般の金融界の繁閑に依つて左右せらるゝ事少なく、之と交渉の地位にある事に依る。此の現象は全く質屋に於ける資金融通が制限せられ、専ら轉賣の方法に依るを以て、他の金融界とは直接何等の交渉なく、一般金融界の資金移動に影響を蒙る事が少ないからである。故に此の點より見ても質屋に對して他より資金を融通せしむる必要を痛切に感ずる所である。更に又資本金の過少な事も亦利子を高からしむる一因をなすものであらう。従つて他の金融機關に於ける様に

質屋に就いても其の運轉資本金の額に適當なる制限を附する事も亦一案ではなからうか。最後に私營質屋の資金利率の現今高率なる最大原因は何といつても質屋取締法の金利に關する制限が寬に過ぐる爲めである。此の制限は必ず適當に改めらるべきものであらう。

質屋の貸金利率は以上述べた様に高利と云はるゝが、之を他の一般の金利と比較して如何なる状態にあるかを考察して見れば、銀行に於ける諸貸付最高日歩參錢前後よりも遙かに高く、又信用組合の諸貸付最高日歩四錢程度よりも高率であるが、只金貸業者の貸付利子日歩參拾錢に比すれば、質屋利子は最高拾參錢餘りで其の半分に足りない結果を示してゐる。尙之を諸外國の質屋に於ける貸金利率と比較して見ても、尙我國質屋の高利なるを見るであらう。

各國質屋金利比較表

私營主義	日 本 英 吉 利 米 國	二四%—四八% 四 — 九 三〇 — 三六 (別ニ若干ノ手数料)
公營主義	佛 蘭 西 伊 太 利 白 耳 義	三 — 七 五 — 七 〇 — 六
公私混合主義	獨 逸	公 營 — 二 — 二 私 營 — 二 — 二 — 二 — 二 — 二 — 二

右の表に見れば、質屋の貸金利率の高率なるは日米兩國あるのみ、同じ私營主義を奉ずる英國に於てかく低率なるは何ぞや、勿論國の事情其他の原因を異にするも、同じ私營主義の英國に於ける低率に鑑み、我國に於ても貸金利率を現在より幾分低下し得ざる理由はないと思ふ。尙又我國の公益質屋の貸付利率は低率なるにも拘らず、尙且相當の利潤を得つゝあるに徴しても、我國私營質屋の貸金利率の低下は必要にして、且當然と認められる。

現今私營質屋の營業それ自體が大體不利なる状態にある事は認むる所である。然し立場をかへて質置主の側より見れば、現今上流階級に屬する人々は比較的低位に資金の融通を受けつゝあるに獨り下層の庶民階級の人々は之に比して非常に高率なる資金より利用し得ざる事實は、國民の大部分を占むる庶民階級を遇するに甚だ酷である。従つて質屋の如く社會經濟上重要な地位にあるものに於ては、或點迄社會政策的意味を加味せらるゝ事は當然にして又止むを得ざる所であらう。且又現在の質屋貸金利率は拾圓以上に對しては、利息制限法を適用し、而も一方壹圓以下の貸出に對しては、非常な高率を課する事、之亦庶民階級を壓する結果となり、社會正義上より見ても甚だ不當である。之を質屋營業者自身より考へても壹圓以下の貸金に對して如何に多くの率を課したとしても、尙其利益は全體より見て其の絕對額に於て大した問題ともならざるべく、従つて質屋も或程度の苦痛は認め得べき所なるを以て宜しく貸出金額の如何を問はず、貸金利率は同一率となすを以て穩當と思はれる。

利息計算法 現今質屋に於ける貸金の利息は月割計算の方法に依つてゐるが、月割を以てする時は僅か一日の融通に對しても亦一ヶ月の利息を徴せらるゝ不合理な結果となる。利息の計算法として最も理想的なものは日割計算であらうが、然し日割計算は其の取扱ひが頗る繁雜であつて、其の實行は到底望み得られない事だといふ。

又一面より見る時は日割計算は極めて短時日の融通に就いては、質屋に對して餘りに酷なる嫌ひがある。故に獨逸の公設質局に於ては、一定の最低限を定める方法を採用してゐる。又他面に於ては小額の融通に就いては月割計算にするよりも日割計算にする方が、質置主に於て不利なる場合があるが、大體一定額以上の融通に就いては日割を以て計算する方が、質置主に於て遙かに有利なる事はいふ迄もない。

利息計算法の改善に就いては、以上の事情を考慮して、理想としては一定の最低限を定めて日割計算を採用する事が最も望ましい事であるが、然し萬止むを得ず之を斷行し得ないならば、切めて現今我國公益質屋の採用してゐる様に、月の十五日以前の受戻に對しては半ヶ月分の利息を徴するに止めたいものである。尙十日割の方法を採用し得れば、尙更結構と思はれる。

最後に質契約の更新の時に於ける二重の金利は、現行法としては妥當なるものとしても、常識上から考へても全く不當であつて、之は緩和策を講じて此の惡習は須らく打破すべきであらう。

(經濟學士補見一正氏の「庶民金融機關としての質屋研究」より)

x x x x x x

質屋利子の特殊性を成す一分子の保険料は、補見氏の見解の如く、貸付元利金の回収の完全に行はれざるを見込むでの割増金と一言に片附くことは出來得ないのである。若しこの意味よりとせば、總ての貸金業、殊に細民階級に對する小口營業者に共通するものに過ぎずして、質屋利子の特色とはいへなくなる。無論これをも含むには相違ないが、また他に顯著なる多量の分子が存在する流質處分損、盜品と遺失品の徴收無償還付損、不正品

の差押處分損、質置主の國稅、地方稅滯納處分損等が是れである。

その中最も著大なるものは、盜遺失品の無償還付處分損である。昭和八年中に於ける府下當業者多數の統計に依るも、それが毎年如何に莫大なる總額を示せるか分かる。平穩公然に質物の占有を始め且善意無過失であつて、民法上完全に質權を取得した者でも、盜品又は遺失品なるときは、被害者や遺失主は盜難又は遺失の日より二年間は無償にて取戻が出来る。之は民法第九十二條の一例外たる第九十三條に依るのであるから、一般的に致方も無いのであるが、質屋業者に在つては（古物業者も同様であるが）盜難又は遺失の事實が認められた裁判所の判決でなくとも、警察官の認定に依るのであるから一層慘めである。勿論之に故意は無いとする、併し過失の場合もあり得る。徵收して且つ無償還付の後、若し犯人が窃盜の場合が横領になつたり、或は詐欺になつたりしても、一旦消滅した質權還付した質物は、回復の見込は乏しい。況してそれが後に或は人違ひ、或は證明不充分等の事由にて、犯人が釋放されたやうな場合は、當業者は眞に災難である。否災難だと諦め切れぬこともある。元來盜難、遺失は共に被害者自身の過失に原因することも決して尠くない。戸締不注意の空巢覗ひの如きがそれである。身仕舞の不始末に因る遺失の如きがそれである。然るに過失ある被害者、遺失主も總て一様に善意無過失の質屋業者より無償還付を受け得るとせば不合理極まる。立法上の責任轉嫁である。況してそれが裁判にも至らず起訴をも俟たずして、警察官の認定に依り得とせる現行質屋取締法第十六條は、立法當時の明治の中期時代は兎に角、現代に於ては既に時代錯誤の立法である。市制第二百二十六條には非常災害の爲必要あるときは、市は他人の物品を收用することが出来る。此の場合に於ても損失は補償することに定めてある。これは物の所有

權であるとしても、質權の目的でも同様の理である。盜品でも遺失品でも過失の責任あるべき被害者、遺失主が無償に還付を受け得ることは、民法第九十四條の一般的規定の適用で足りる。夫れ以上容易且便宜であることは反つて情弊の因ともなる虞れがある。犯罪の捜査檢舉の爲には、押收又は領置で足りる。被害者に還付する迄の要は無い筈である。法律が不備である以上危険の負擔率は多い。この不測の損害を保險することは、質屋業者古物商以外は見られない所である。質屋利子の特殊分子の主なる一である。

警察官の徵收だけでは、未だ直接に質物の損失とはならない。取締法第十五條の差押押收の場合も同様であるが、併し徵收保管は二年にまで涉り得るのであるから、長期に涉れば資金の回轉を阻止することは勿論である。その物品の金額又は貸付額が多額であればある程損害も少くない結果になる。この損害も保險せらるべきは當然である。

質種の物件の種々雑多にして、銀行に於ける主たる擔保の有價證券に比し處分が容易でないことを補見氏が説かれたのは、慥かに一見識である。之を小笠原氏の如く流失損即ち流品處分に因る損失と見れば、法律上は責任の歸屬も曖昧となるのであるが、補見氏の見解は適切である。質屋業者の擔保たる質種には、公定相場が無く又多くは公定相場も無い。處分の便宜と安定を失することは銀行業者に比し頗る負擔率が多いのである。手数料は質物の受入、整理、保管、受戻、鑑定及處分に要する複雑なる手数に對する報酬である。

第三節 高城氏の所見とその批判

コール貸借歩合(年四分八厘最低)が質屋貸付歩合に對して二割五分の開きを維持せるは主としてコール貸借に伴ふ手數と危険とが、遂に僅少なるの事實に基くものなりとす。此兩種の貸借は擔保なるの點に於て相類似せる所なきにしもあらざれども、其他の條件に於ては大に其性質を異にせり。(第一)「コール」貸借に用ゐらるる擔保は有價證券にして、借手が債務の履行を怠りたるときには債權者は直ちに擔保品を賣却して貸付元金を回收することを得るに反し、質屋業者が其顧客より受領する擔保品は、貴金屬製品、衣類又は其他有價證券に比して即賣の困難なる性質を備ふる物品なるを常とするを以て、容易に貸付元金を回收することを得ず。(第二)所謂質權の鑑定 保管及保存上の手數と費用とは、有價證券に於けるものゝ比に非ず、(第三)「コール」貸金の融通を仰ぐ者は、多く取引所の仲買人等にして、多少の資産もあり、金融界に於て相當の信用を有する者なるが故に、擔保品に就き債權者が大損失を受くること少なきに反し、質屋の顧客は主として無資産階級に屬する者にして徳義心を缺ける者も少なからず、從つて質權として提供せられたる物品が往々にして贓品なることを發見せられ質屋業者が不測の損失を蒙ること稀なりとせず、(第四)コール貸借の金額は數百圓又は數十圓に止るを常と爲すが故に貸付金額に比して貸付の手數少なきに反し、質屋の貸出は少額なるを以て、貸付の手數比較的多し、(第五)最後に「コール」の貸付者は此特種の貸借の性質上何時たりとも、或は短期の豫告を以て債務者に元金の返済を要求し得るに反し、質屋業者は此權利を有せざるを以て、後者に對する貸付の危険は前者に對する夫れに比

して幾倍なるかを知らざるなり。

此等數種の事情の爲め質屋業者は「コール」の貸付者たる銀行業者よりは、遂に多額の手數料並に保險料を徴收せざるを得ず。從て一般的利息制限法と質屋取締法との間には一刻以上の利差を認めたり。此差率は政府が質屋の貸付手數料として受領することを許容せるものに非ざるや。

(高城仙次郎氏著「利子歩合論」より)

x x x x x

小口少額の貸金利率が、概ねそれ以上の貸金に對するより高利なるは、社會政策上の見地から之を一般的に稱へると、如何にも不合理の如くである。下層細民の借入利率は安く、庶民階級のはそれよりも高く、上層餘裕者流へはそれよりも尙高くして然るべきである。金融を受くる方面より觀れば、正しく左様無くてはならぬ。然るに質屋利子は今も昔も貸金の額と利息の率は反比してゐる。利息制限法の一般原則も左様であるが、質屋利子に至つて殊にその差が顯著である。高城氏の第四項には、簡明にその理が説いてある。質取引の手數は大も小口も同様である。否實際に於ては寧ろ面倒が小口に多い。手數が同しとすれば受くべきその報酬は同額であらねばならぬ。抽象的には報酬が同じであつても、貸金の額が少なければ、その率が割高になるのは當然であつて、之を動かし得ぬ經濟上の理據を持つのである。而かも多數取扱の故を以て、その割引を望むことも不合理である。蓋し取扱の都度各別に同一の勞力を要し、之を統制劃一することは、事業の本質上許されないからである。その借主の側に被むる不利益は、別に緩和の方策を講ずるの外は無い。高城氏所論の第五項無期限若くは短期

のコール貸付に對し、質屋の流期拘束の不利益は一觀察ではあるが、この點は返期の長き特約ある貸金は總て一様である。コール又は時貸立替の如きもの以外、普通貸金との考較には役立たぬ所であらう。只質屋の流質期間は法律制のもので、當事者の同意を以て之を短縮し得ざるを原則とすることは、この場合考慮せらるべき特殊の事情であらねばならぬ。

第七章 結 論

本章は本編の編者が、最近衆議院に利息制限法改正案審議の當時、民營質屋業者を代表して、日本辯護士協會の利息問題座談會に招待されて列席せる際、主催者側の指名に依り發言せる意見で、本編の全體に渉る見解を略に綱羅してゐるので、多少の補修を加えて茲に結論に代へることとする。

御指名でありますからお先へ申述べさせていただきます。私は本日東京質屋組合並に全國質屋聯合會代表といふ資格で参りましたが、實はその兩方の法律顧問をいたして居りますので、個人としての職業はむしろ御主催側に屬して居りますが、これから申し上げる意見は民間質屋業者の多數の意見を取次ぐものと御承知を願ひたいのです。質屋業者も辯護士協會が意見を徴して下さるといふことは、多大の満足と光榮を感じて居る次第であります。この全體の案につきましては、政府案も新聞に傳へられるところを拜見いたしました。大體に於てこの制限率が高いか低いといふ只今清瀬代議士からの御意見もありましたが、これは次の時代に於ける金利の趨勢も無

論斟酌されなくてはならぬものでありますけれども、法律を以て一般的に定められる以上は、そう一々その時代の金利に拘泥する譯にも参りませんから、やはり相當の餘裕を見込んで、その範圍だけは或る程度まで廣くせられて置くのが、法律上の建前としては相當ではなからうかと考へられますが、元來質屋の如きは特別法に基き全國的に多年の慣習を有する特殊の官許營業であります。尤もこれは獨り質屋ばかりではなく、こゝに御列席になつて居ります何れ後に御意見を承ることが出来やうと思ひます無盡業、信用組合、或は一部の銀行業にもさういふ傾向があらうと思ひます。それかくの如く特殊の法律によつて監督を受け、取締を受けて居る官許營業者の貸金については、やはり利息制限法に於きまして相當の除外例を認めて頂くか、又は全く特別法の規定に讓つて戴きたい。これは決して自我の立場に於て勝手な希望を申上げる次第ではないので、元來質屋業者は御承知の如く動産の質權設定が専門の營業であります。動産に質權設定をせしむるには、法律上どうしても質物の占有を移さなければならぬ。現行法の建て前に於ては質物の移轉、保管、それが必要條件になつて居るのであります。所が大小長短種々雜多の物を持込んでくる。この質物の責任ある完全保管といふことを致します爲めには、特殊の設備即ち堅固なる土造、石造の倉庫杯の外、特殊の手續を要しますから自然固定資金を度外に要するのであります。度外と申すのは營業費に相當の額となるからであります。これは同じ擔保貸金業でありまして、不動産抵當もあれば、不動産質權もある、又權利質といふやうなものもありますが、何れもその保管に特殊の費用手数はかゝらぬ。一般に銀行の如きは、擔保を取りましても、それが有價證券なれば概ね一定の形式を備えて居り、金庫内の保管に至つて便宜であり、その他の擔保物件殊に動産は、倉庫業者に保管せしめて、即ち債權者若しく

は第三者の費用と手数と責任に於て擔保を寄託し、否寄託せる擔保をその儘利用し、簡易の引渡若くは代理の占有に依つて質權を取得し、自分はそれについて保管上何も負擔してゐない。又その質章の種別、性質に就ても千差萬別であり、公定相場も市場價格も無いものも多いのであります。否處分すべき市場さへ無いのであります。其品質の眞贋精粗に付ても亦その時價に付ても餘程の智識經驗を要し、店主自ら之を有しなければ、別に之を有する者を雇用して、評價に當らしめる必要がある。之に比べますと、銀行の有價證券、商品乃至土地建物の評價鑑定なぞの方は頗る單純であります。又現行質屋取締法には第十六條に、盜品、遺失物なるときはそれがせめて判決の結果なれば、即ち民事事返還訴訟請求の如きであれば格別、單に警察官の認定に依てその質物を徵收し無償にて之を被害者に還付するか、被害者の分らぬ場合は二年間は、警察署に於て保管も出來れば、質屋に質物保管を命ずることも出来る。還付すれば質屋は貸金は丸損、質置主より損害の賠償を受くるなぞは、權利は有つても到底見込は無い。還付しなくとも保管中は質屋の資金は回轉を妨げられる。質屋に故意又は過失でもあるのなれば、其制裁とも責任とも謂はれ得るのでありませうが、過失が被害者側にあり、質屋の側が善意無過失の場合でも左様なので、質屋は私にこの十六條を呪咀してゐるのであります。洵に無理からぬ所と同情に堪えませぬ。この還付額だけで東京市の質屋業者の貸金損失が年十數萬圓に及ぶと云ふのですから大きい。又流質損の方は或は鑑識違ひだ。或は時勢の業で仕方があるまい。その代り反對に儲かるときもあらうかと申さるればそれ迄のやうですが、御承知の通質屋には滿四ヶ月の公定期限があつて、その経過するまでは質入主の承諾があつても、流期を繰上げて處分を早めることは公には許されてない。相場が下つても見す／＼指を喰えて流期まで

眺めて居なければならぬといふのは情無いと思ひます。要するに擔保處分時機の選擇權が無いことに歸着する。全く無いのではないが随分制限されてゐる。それに景氣の上向と共に物價が騰貴すれば、質置主は遠慮なく受戻し、自分の手許で賣拂つて利得を圖りますから、流されるのは多くは物價下落で質置主も諦める時でありますから、質屋に得のゆくことは寧ろ妙いのであります。畢竟流質益を以て流質損を償ふて尙餘りありとは乍遺憾参りませぬ。

かういふことの爲に單純なる貸金と區別しなければならぬといふ、元より當然の理據に立つのであります。その上に尙ほ必要なる資金を即座に合はせ得るやう。絶へず常に手許に利息の生ぜぬ相當の現金を用意して遊ばして置かねばならぬ。且多くは小口で取扱が煩雜で、質入主の身許を確め、又一々記帳附札包装等の面倒もあります。そこで米國の或州の如きは月三分、百弗について三弗といふやうな割合の定めもありまして、これは州によつて多少違ひませうけれども、一概に少額貸金法、少額なる融通を目的とする貸金は、法律上大口の普通貸金の利息制限法の外に措き、概ねその率を高く致して居るのであります。又英國の如きは、別に若干の手數料を取り得る、利率は低くとも結局の収入は少くない。それから我國古來の文献を見ましても、時代によつて多少の差違はありますけれども、大體一月一割程度の利率になつて居るやうであります。私はこゝに一寸個人の意見をまぜますが、元來少額貸金に對して利率を高くし、大口多額の貸金について利率を低くして居るといふことは無論少額は比較的面倒である。手数が割合に餘計かゝるといふ理由から來て居ると考へますけれども一面に於て社會政策の本義からいへば、一體そふいふ事はいつでも認められることであらうかと考へさせられます。そこ

でこれは質屋業者といたしましても、極く小口の貸金については、何もそれが爲に特別に利息を餘計貰ひたいといふ考へはない。金額は多くても少くとも質物の保管の責任を果し、營業經濟の立ち行き得る程度に於て認めて貰ひたいといふのでありますから、無理に現行制息制限法の如く、將亦質屋取締法の十圓以下の場合の如く三段にも四段にも分たなくても、二段位にされて、その率を平均に調和されるやうな建て前でも、一向苦しくないといふことでもあります。要するに現在の質屋業者に對しては、現行の質屋取締法第九條の一項に、十圓以下の利率だけが規定してあります。十圓以上は何等の規定も制限もない所が、これも古い法律で、明治二十八年時代でありますから、この當時の質としては貸金十圓以下で間に合つたか知れませぬが、今日では十圓以上のものも相當に多い。而かもその貸す事情、借りる事情並に質屋と顧客の關係は、十圓以下と十圓以上と左程大した區別がない。従て十圓以上についても前に申し上げたやうに擔保保管の特殊な設備、手数、鑑定の智識經驗、徴收還付若くは長期保管の損失等の危険の率の高いのは同様であつて、夫の現品保管の責任と負擔とを有せざる單純なる貸金殊に銀行貸金と一樣に律せられるといふ事は、誠に營業上心外千萬であります。これでは質屋は立ち行きません。かういふのが業者多數の意見であります。さういふ特殊な理由と事情とを特に認めて、適切なる除外規定を設けていたゞきたいと思ふのであります。尙ほ只今一寸銀行貸金と申しましたが、これは勿論概ね商行為であります。商行爲即ち商事貸金もこの中に含められるかどうか、即ち制限法を適用せられるかどうかといふ事は、明かに責任ある御意見を伺つて置きたいと思ふのであります。又、手形、小切手の割引日歩、かういふものはどうなるのでありますか、それが除外せられるといふ事であれば、質屋の取引も實は商事取引、商行爲と申して差支

へないのではありますまいか。尤も判例等を見ますれば資金の集積方法に依ては反對の趣旨もあるやうですが、質屋を營業とする者を商人にあらずとすることは、社會取引の通念から見ましても、是認せられない意見であると思ひますから、私は元來これは商事の取引と認めていたゞきたいものである、さうすれば單純なる民事上の貸金とはまた區別して取扱はるべきものではないかと考へます、單純なる銀行貸金の方は商行爲として、單純ならざる質屋貸金より多く利息損害金を徴し得る場合があるのは、全く不合理不權衡であります。

終りに今日質屋は決して暴利を貪つてゐるやうなことはありません、一般營業の實績統計が之を例證して居ります、十圓又は十圓以上について通例月二錢五厘、これは質屋と客との合意を以て定めて居ります。法律に制限規定がありませんから、凡そその程度で取引をして居ります、これは多年の法的慣習も認めてゐると申して宜しいと思ひます、これに對して一部に暴利を貪つて居るやうに唱へられて、御列席の〇〇代議士もさういふやうに御主張なすつたやうに傳へ承つて居りますが、決して事實さういふ事ではないといふことを、特に此際付加へて申上げておきます。

暴利の話を致しました序に申し上げますが、巷間の民營質屋の爲めには、暴利と稱するものよりも、寧ろ反つて暴害——名稱が甚だ妙に聞えますが、一種の暴力に因つて被る不測の損害といふものも、決して尠くないといふことに、御同情御理解を願ひ度い。即ち近年頻々として生ずる強窃盜の侵害なのであります。質屋は何分夜分の營業を特色とする、元來顧客は自己の財産を提供し之に對し相當の融通を受くる堂々たる對等の取引であるに拘らず、白晝質屋の暖簾を滑るのを潔しとせずして、少しく身分ある者は夕景以後の時間を選ぶので、從て質屋も深更まで手許に相當の資金を保管して置かねばならぬ、而かも現金でなければ間に合わぬ、店舗切後も残金を銀行へ預け入るゝ譯に行きませぬ、而かも又對手が手代小僧でありますのと銀行の如き嚴重なる警備の途もありませぬので、窃盜或はギャングの爲めには、全く外れの妙い好ねらひ場と目指されて残念至極にも大切な店頭を彼等不逞漢の蹂躪に任せねばならぬ、下手な抵抗は生命身體にも關する。新聞に大々的に報導されると幾ら質屋とは云ひ俵、一家の面目にも關する。一面又一層彼等の活躍を一層刺激せぬとも限りませぬ。斯くて這種の被害は盡くる所を知らませぬ。是等の損失は畢竟他の營業に多く見ざる所でありまして、切に諸君の深甚なる理解と同情とを仰ぎますると同時に、營業經濟上の御參酌をも求めねばなりません。一般から申せば詰らぬとのやうでありますが、質屋自身の爲めには、重大なる一種の社會事情とも考へられますので爰に一貫申添えて置く次第であります。

第三編

利子を中心として觀たる民營質屋と公益質屋

第一章 序 説

第一節 民營質屋の現況

所謂庶民金融としての質屋は、最も古き歴史を有し、常に重要な職責を果しつゝ今日に至れるは、一般讀者の等しく認むる所である。この間、各時代によつて幾多の消長變遷に遭つたとは言へ、能く其の職能を發揮し庶民階級間には欲く可らざる機關として引續き利用され來つたのである。

然るに時代思潮は質屋をして單なる金融機關として觀察する丈けにとどまらず、重要な一つの社會問題の對照として取扱はれんとする形勢となり、即ち社會政策的見地から、中産以下の救済的福利的施設として多大の關心をもつてみらるゝ事となつて來たのである。これ實に業態そのものより推しても、時代の進展と經濟機構の變化とによる必然的歸趨と言ふ事が出来るであらう。

即ち茲に於いてか公共的社會事業として、彼の公益質屋なるものが出現したのである。特に昭和二年八月公益質屋法の實施によつて、我が國質屋界に一大變化を齎らし、爾來民營質屋と公益質屋とが併立する現狀となつたのである。

公益質屋と民營質屋とは非營利的なると營利的なるとに於て、自ら職分を異にして居る事は勿論である。前者は國家及び公共の庇護の下に、着々隆盛の域に進みつゝあるに反し、後者は私企業的營利業者として極めて不利の立場におかれ、漸次不振の狀勢を示しつゝあるは、最近の統計の一端を見ても明瞭である。

即ち大正九年度末に於て、全國を通じ約二萬一千余戸を數へし營業戸數が、昭和七年度末に於ては一萬三千六百余戸に減少し、僅々十二ヶ年間に實に七千四百余戸の激減を示して居る事は、大いに注目すべき現象と言はねばならぬ。

今最近數年間の統計を表示すれば左の通りである。

大正十三年度末	一八、八二六
大正十四年度末	一八、〇八五
昭和元年度末	一七、三九五
昭和二年度末	一六、七五〇
昭和三年度末	一六、四〇四
昭和四年度末	一五、七七六
昭和五年度末	一五、一〇五
昭和六年度末	一四、四八〇
昭和七年度末	一三、六一三

以上の如く八ヶ年間に於て、已に五千二百〇三戸の減少であつて、質屋業界の不振を如實に物語るものであらう。

更らに府縣別に就て見るに

北海道	九五〇	昭和七年度末	六四一	山梨	一五四	一〇九
青森	一一九	六八一	二三一	長野	四九八	一〇六
岩手	一二四	六三	二八四	岐阜	二八四	一九四
宮城	三四九	二五一	五二五	静岡	七六八	二五九
秋田	一九八	一四五	七六八	愛知	四八三	二〇八
山形	三三四	二四九	二四七	三重	六九〇	一一〇
福島	六五三	四〇一	二四七	京都府	一五六八	四六六
茨城	五四四	二五三	九六八	大阪府	二八二	一四二〇
栃木	三〇七	一七一	二八一	兵庫	九六八	七八七
群馬	四〇八	二二六	二六二	奈良	二八二	一七四
埼玉	二九七	一五五	二二五	和歌山	二二五	一二七
千葉	六四五	三〇五	二四五	鳥取	四六〇	二九五
東京府	一〇四一	一四八九	二二五	島根	五二九	三七三
神奈川	四〇四	三八四	四九〇	岡山	四九〇	三二七
新潟	四〇八	二四八	一〇三	広島		
富山	一九〇	一一五		山口		
石川	二二五	一三八				

徳島	一九四	八五	熊本	三四四	二二六
香川	二二七	一一三	大分	二四二	一九五
愛媛	四〇四	二八七	宮崎	一三六	六三
高知	二四三	一一五	鹿兒島	一四一	八八
福岡	八八三	六七七	沖繩	一七六	一一八
佐賀	二四六	一六七	總計	一九、六四九	一三、六二三
長崎	三二三	二〇二			

之れによつて見るも、九ヶ年間の減少が約六千戸に達し、質屋業の前途頗る憂慮すべきものと言はねばならぬ。唯東京府に於ては増加を示せるかの觀あるも、これは彼の大震災の打撃によつて激減せる大正十二年度末を基準とせるがための一特殊例であつて、青森、岩手を初めとし、約半減せる府縣は、實に二十二に及び、民營質屋の受難期に際會せるものと云ふ事が出来る。

第二節 民營質屋の趨勢とその考察

質屋の真相を知らず何等の理解もなきある一部の者にありては、民營質屋なるものが余りにも暴利を占むるが如き酷評を下すものがある。此の事實にして果して然りとするならば、暴利を貪ると云はるゝ質業者が、廢業又は轉業によつて、前節に示せるが如き業界の頽勢を辿らざるを得ない事は、一體如何なる理由によるものであるか説明の出来ない事となるのである。即ち之等の事實に徴するも、現在の質屋業は一部の人の云ふが如く暴利を貪るものに非ずして、之れと反對に利潤の薄き事が營業の繼續を不可能に導く結果となり、又は經營上極め

て不利なる事情によつて、廢業若くは轉業の止むなきに至れるものであると云ふ事が出来る。質屋營業が眞に利潤多きものである限り、質屋業者にして進んで他に轉業し、又は廢業するものあるとは何人と雖も考へ及ばぬ所であらう。必ずや此の營業を廢せざるを得ない複雑なる事情の存する事は、容易に察知し得らるゝのである。今左に其の根本的理由の二三を説く事とする。

第一 近年の不況

近代稀に見るこの世界的大不況は、あらゆる階級に其の不振を齎らした事は云ふ迄もない。特に中産以下の階級に於ては身動きならぬ苦惱を喫せしめ、所謂質屋利用者の階級をして流質を餘儀なくせしめた事は、物價の底落と相待つて質屋に對して甚大の損害を蒙らしめたのであつた。この事實は彼の東京市設公益質屋の實際に就て見るも極めて明瞭であつて、今更贅言を要しない事である。

〔東京市公益質屋の實狀（參照）〕
貸付額を時價の七掛と限定し、これを實行せる公益質屋に於てすら斯くの如くであつて見れば、後章に詳説するが如く對人信用を多分に加味して、殆んど時價迄も貸付を行ふ民營質屋にあつては、流質による損害は頗る甚大であつた。流質による損害を幾分でも軽減せんがために、街頭に進出して流質品の即賣を斷行せるが如きは、恐らく質屋界空前の事であると思ふ。斯くして薄資の業者は當然にして倒産の止むなきに至り、或は轉業を余儀なくせねばならぬ破目に陥つたのである。即ち前表に示すが如く大正七、八年頃を頂點として、この不況の深刻化するにつれ、營業戸數の減退は愈々顯著となつて居ると云ふ事實は、大不況の打撃に起因する所大なるものあることを示すものと云ふ事が出来る。

第二 公益質屋設置による影響

一〇六

（社會公共的施設としての公益質屋は、大正元年十月宮崎縣細田村に設置せられしを嚆矢として、漸次各地に及び、昭和二年八月には遂に公益質屋法が實施せられたのである。當時七十一箇所に過ぎなかつたものが、昭和八年度末に於ては國內に於て約一千箇所に及ばんとし、其の貸付金總額は約一千三百萬圓に達せんとするの状況にあるのである。然して國家的社會公共的事業としての公益質屋は、第二章に於て詳述するが如く、凡ての點に於て極めて有利な立場に置かれ、民營質屋としては到底之れに對抗し得ない所であつて、其の壓迫は當然顯著となり、民營質屋の進路を沮むのみならず、頽廢の餘儀なきに立至らしむるものである。而して此の事實は大都市に於けるよりは寧ろ特に地方小都市に於て明かに其の例を見る事が出来る。

第三 經濟生活の簡易化

近來社會生活の様式に非常なる變化を來したる事は一般の認むる所である。即ち凡てが簡易化して身廻り品その他萬事が實際的に必要なるもの丈けに限られ、所謂無駄を省くと云ふ傾向が明白となつた。従つて質草として利用すべきものが少くなつた事は質屋にとつて大なる影響を齎らしたものと觀察して差支ない。

一例を示せば彼の貸衣裳屋の隆々たる發展を見ても、現代人の生活簡易化の一般がうかゞはれるものではあるまいか。

第四 質屋業の營業方針

質屋は慣例を尙び、徒らに傳統にとらはれ、依然として舊態を固執するかの嫌ひがあるとの世評は、必ずしも

不當の言ではない。勿論かゝる營業にして徒らに新規を追ふ事は望ましからずとするも、時勢を解し、これに適應せる營業方針を樹立することは、一應研究を要すべきではあるまいか。唯舊慣を墨守するが如き事あらば、類似の業者によつてその業域を浸され、自然衰退の悲哀を嘗むるが如き場合に遭遇しないとも限らないと思ふ。質屋月報第十四號十七頁に於てK-I氏が「質屋衰微の原因」と題して「吾人は時代を意識せねばならぬ。暗い暖簾の奥深く算盤をはぢく時、時代は進展して、あらゆる制度、あらゆる政策は時代の浪につて改新され、清算されて行く。嘗ては一代に君臨する唯一の金融機關たる質屋はいつしか取り残されて、業界衰微の遠因となつて居る」と説いて居るが如きは、吾人にとり考慮を要すべき一言である。

上述の如き一、三の事實は民營質屋の趨勢に直接の動因となるものであつて、其の根本を極め、最善の對策を講ずる事は、業者としての急務であると吾人は斷言したいのである。

即ち不況對策、流質品處理、低利資金の獲得、店員の養成、對公益質屋等の諸問題の解決は、民營質屋の消長に關する重大なる問題として將來質屋業者に残されてある問題であらう。

第三節 東京の質屋と地方の質屋

東京に於ける質屋の實際に關しては、曩に東京組合に於て一大調査を完了し、統計の蒐集により其の内容を檢討して嚴正なる批判説明を試み、詳細に叙述せんとすることは第五編に譲る事とする。

又地方の質屋と云ふも農漁村の質屋なるものは副業的內職に經營せるもの多かりし爲め、殆んど質屋としての

世田谷区

形態を完備せるものなく、特に近來公益質屋の増設、及び經濟界の不況等によつて營業至難を告げ、廢業するもの續出し、唯都市に於ける質屋のみが僅かに營業存続の可能性を有する傾向にあるものと云へる。従つて茲に言ふ地方質屋とは、主として地方都市の質屋を對照とせるものである事は云ふ迄もない。而して東京市に於ける質屋は昭和七年十月一日より舊群部を併合して所謂大東京市となり、戸數その他に大なる變化を來したのである。故に極めて最近の統計によつて、其の一般を左に示す事とするが、大體に於て東京市の状態が他の都市と相違する點は、利子が幾分高く、轉賃の慣例を存続する事、猶豫期間は三日である事、流期到來後は流品の徴收を受けぬ事等にあつて、特に質屋の殆んど大部分が專業者なる事等である。

區名	質屋數	公益質屋	貸出總數		受戻總數		流賃		徴收	
			口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
書市部區	六九四		四、九一	三、七〇一	三、七二	一、七五二	二、四九八	四、一〇八	三、九〇	
麴町	一四		九四	六、四	四二	三、七	五	一〇二	五、四	
神田	四三		三三〇	一、八六六	三〇五	一、一九三	一八五	三、七〇	一、八六	
日本橋	三三		二二四	七、四	一四	五〇二	一、八五	八四	六、四	
芝橋	元	市營一	二、五六	一、三九七	一、四	九〇六	二、四	二、〇	一、〇	
麻布	五		三、九七	二、四八	二、八	一、五三	三、六	二、八	二、四六	
赤坂	二		一、七九	一、〇三	一、二	六、九	九七	一〇	四	
四谷	元		一、二八	一、〇九	六、五	六、八	一、三	二、三	三、七	
合計	元		一、八九	一、二八	六、四〇	九、〇	四、三	二、二	一、〇	

區名	質屋數	公益質屋	貸出總數		受戻總數		流賃		徴收	
			口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
牛込	五		二、九三	一、七〇	二、八	五、九〇	一、七	三、〇	一、六	
小石川	五		三、〇	一、六三	二、八	五、〇	一、〇	二、九	七、六	
本郷	三		四、三	二、八六	三、五	三、五	一、八	一、九	七、六	
下谷	七〇		四、二	三、五五	三、三	四、七〇	三、三	三、五	二、四九	
浅草	八		六、四	三、三三	四、〇	五、〇	三、九	四、〇	四、〇	
本所	六		五、六	二、六一	三、七	四、八〇	一、八	一、三	五、三	
深川	五		四、三	一、八三	三、七	四、〇	一、五	一、七	一、七	
新市部區	六七		四、九〇	一、八、八三	二、八	三、九、六	一、六、八	五、四七	四、三〇	
品川	四		三、九	一、六七	二、〇	三、〇	二、八	二、三	三、〇	
目黒	七		二、三	一、三三	一、七	四、五〇	一、〇	一、九	一、九	
荏原	三		一、三	五、三	一、七	四、五〇	一、〇	一、九	一、〇	
大森	元	市營一	一、九	一、〇七	一、七	五、〇	一、〇	一、〇	一、〇	
蒲田	六		二、二	五、九	一、七	五、〇	一、〇	一、〇	一、〇	
世田谷	六		二、二	五、七	一、七	四、三〇	一、〇	一、〇	一、〇	
澁谷	六		三、五	一、八七三	三、三	五、〇〇	一、〇	一、〇	一、〇	
中野	四		三、九	一、八〇四	三、七	五、〇〇	一、〇	一、〇	一、〇	
杉並	四		三、三	一、〇八八	三、三	四、六〇	一、〇	一、〇	一、〇	
豊島	三		一、六	七、九	一、三	四、八〇	一、〇	一、〇	一、〇	
荒川	三		一、七	一、六五	一、三	四、〇〇	一、〇	一、〇	一、〇	
王子	三		一、六	一、三	一、三	三、〇〇	一、〇	一、〇	一、〇	
其他	二		一、三	一、三	一、三	三、〇〇	一、〇	一、〇	一、〇	
合計	元		一、六三	五、五三	三、四〇	九、〇	四、三	二、二	一、〇	

板橋	二七	九〇	二六	二八〇	一五	一六二	一三〇	三九	一三三
足立	三〇	四七	三七	三〇	一九	三〇	一〇八	三三	五〇
向島	三〇	四七	三七	三〇	一九	三〇	一〇八	三三	五〇
葛飾	三〇	四七	三七	三〇	一九	三〇	一〇八	三三	五〇
江戸川	三〇	四七	三七	三〇	一九	三〇	一〇八	三三	五〇
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	六八	三〇	三九	三〇	三三	三〇	三〇	三〇	三〇

(東京市編纂昭和九年版産業統計年鑑に據る)

六大都市ニ於ケル民間質屋業績調

區別	民間質屋數	貸付資本總額 同一ヶ所平均	昭和八年内ノ 貸付總額 同一ヶ所平均
東京	一、四〇〇	一八、四三九、〇三	四、〇七二、五五
京都	三三三	一、六五五、一七	三、五七〇、九三
大阪	一、〇五七	八、八五七、五八	一、五八二、三〇
横濱	一、七五	六九、五七	一、八二二、六九
神戸	二八〇	五、九四七、八二	八、七七八、三
名古屋	三九	一、九八〇、八九	三、一三三、二五

昭和八年内ノ 利用者數 同一ヶ所平均 貸付總額 同一ヶ所平均	昭和七年末 昭和一ヶ所平均 貸付總額 同一ヶ所平均
六、五三二、二七	三、八二七、八四
四、〇七二、五五	一、〇四四、四六
三、一三三、二五	一、〇一六
三、五七〇、九三	一、三三、四八
三、一三三、二五	一、七三四、四八
三、一三三、二五	一、七三四、四八

備考 一、右統計ハ昭和八年十二月末現在ニ依ル
但東京市分ハ昭和七年十二月末現在トス
二、利用者數ハ利用者實人員トス
但東京市分ハ口數ニ依ル

次に地方都市の状況に關しては本年五月東京質屋組合利子調査研究会に於て各地都市の組合に照會しその回答に接したるものを表示して参考に資する事とせば左の如きものである。

組合名	戸數	昭和七年末 昭和一ヶ所平均 貸付總額 同一ヶ所平均	昭和七年末 昭和一ヶ所平均 貸付總額 同一ヶ所平均	利子歩合	流期	徴收ノ 口數金額	流期後ノ 徴收	現行取締法 改正ニ關ス ル意見
大阪組合	1030	未詳	未詳	二〇圓以上	一ヶ月(猶豫期間一ヶ月)	未詳	一定セズ	保留
横濱	175	未詳	未詳	二〇圓以上	六ヶ月	未詳	一定セズ	現狀維持
八王子	13	未詳	未詳	二〇圓以上	六ヶ月	未詳	一定セズ	現狀維持
清水市	13	未詳	未詳	二〇圓以上	六ヶ月	未詳	一定セズ	現狀維持
金澤市	13	未詳	未詳	二〇圓以上	六ヶ月	未詳	一定セズ	現狀維持

若松市	下關市	水戸市	足利市	横須賀市	川崎市	宇都宮市	大津市	津市	豊橋市	一宮市	静岡市	沼津市	三島町	大垣市	新潟市	高岡市	松江市
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
89,600	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
4,960	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
4,960	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
任意	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5
3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5
六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ
改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム

弘前市	青森市	米澤市	福島市	佐賀市	佐世保市	熊本市	松山市	今治市	小樽市	釧路
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
任意	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5
3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5	3,5
六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	六ヶ月
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ	徴収受ケズ
改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム	改正テ望ム

戸数に於ては東京が第一であつて、(東京の分は後編参照)大阪がこれに次ぐ。しかし右の表中の一戸當り入賃金額、口数、在賃金額、口数等は何れも大體の豫想數字であつて、單なる参考として擧げたに過ぎぬものであるから、これをもつて直ちに確實なる論據する譯には行かないのである。又利子歩合に就ても各地方により、永年の慣例、地方の状況等複雑なる事情によつて各々一定しない。百圓以上の貸付利子に對しては、今治市の一步二厘を最底とし、米澤市の一步五厘があり、然し普通二歩乃至二歩五厘である。十圓以上百圓迄は一步五厘より二歩乃至二歩五厘が多い。十圓以下の貸付に對しては概して所謂法規通り實施せられて居る様である。唯貸金十圓

以上の現行取締法に規定なきものに就ては、足利市、豊橋市、松江市、熊本市等の如く任意契約による方法を採る所もあるが、利率割合は矢張り一步五厘乃至二歩五厘位である。流期に關しては概して四ヶ月となるも、例路の三ヶ月を最短とし、横濱、若松、宇都宮等の六ヶ月の所も多少見える。然し一般は矢張り四ヶ月である。これ等につき東京のそれと比較するに、震災の大打撃により、利子を組合としては、二錢五厘乃至三錢以内を内規としこれを實行して居る事は、他の地方質屋と趣きを異にして居る。尙ほ流期に於ては一般に四ヶ月を實行し居るが最近の不況に直面してより流質多く、従つてその損害も莫大なるが爲め、損害を輕からしめんとして流質事を好まず、勢ひ延期を認める様である。ために流質の處分は概して八ヶ月乃至一ケ年に及ぶものが相當に多い。流期到来後の徴收に關しては區々にして一定せず、唯東京にあつては當局の方針として徴收せざる事にして居る。以上は右表を中心としての比較であるが、實地踏査に依る見聞の二三を略記して参考に資したい。

一、大阪の質屋

茲に特記したいのは大阪の質屋に於ける轉質の制度である。大阪に於ては擔保物件の移動をなさず、手形行爲によつて圓滑に一切が處理せらるゝ事である。勿論一名乃至二名の保證人を要するも、利子は平均一ヶ月一圓に對して一錢二厘であつて、これによつて左の特長を認める事が出来る。

- A 親質屋の利益
 - (1) 火災保險の負擔なし
 - (2) 親質屋としての倉庫設備不要

- (3) 手數の省略
- (4) 人件費の節約

B 子質屋の利益

- (1) 顧客に對する不體裁の除去
- (2) 手數の省略
- (3) 人件費の節約
- (4) 能率の増進

轉質制度を採用する東京の質屋より見れば、實に望ましき方法であつて、大いに學ぶべき手段なりと思はれる。次に大阪に於ては副業としての質屋が多い事である。その數は約三百と稱せられ、全部の約三分の一に當ると云ふ。この理由は主人が他の業務に服しつゝ、妻其の他の家族が少額の資金をもつて營むものであつて、堅實な利殖と云ふ意味に於て好適とせられて居る。従つて完備せる倉庫とてもなく、單なる副業である。故に此の地方に於ては相當な大資本を投じ計画的に初めた質屋が却つて二三年にして廢業を見る事があるが、却つて副業的この手段による方が確實であつて、収益の率も多いと云ふ事である。利子は十圓以下は法規の通りであるが、十圓以上は隨意示談となつて居る。十圓以上は安いのが二錢、高いのが二錢五厘から三錢で、大概二錢である様だ。流期は一般に三ヶ月であつて、期間後一ヶ月の猶豫を認めて居る。月またぎの猶豫は一日であつて、東京の二日に比すれば短い。

二、神戸の質屋

大阪に隣接して居るが、神戸の質屋は大阪とは多少の相違がある。比較的副業者は少く、寧ろ質業者は資力の豊富な専業者と云つてもよい。競争的氣分に漲る港街だけに、概して生氣潑潑たる氣分が多く、大阪の小質屋的業者の多いのに比して格段の相違がある。大阪の古橋子造りの店舗の多いのに較べて近代的な構造が見受けられる。大阪と同様矢張り轉賣の制度は行はれず、利子は十圓以上は概して二錢位である。

三、京都の質屋

戸数は約二百五十位で、質屋は割合に括氣がない。質屋の電柱廣告は殆んど見當らないのは異様な感がある。これは不當競争を防ぐ手段であると共に、當局が古都の風致保全のために不許可の方針を採れる故なりと云く。大正九年生糸の暴落による影響によつて、質業者も悲境に陥り、其れ以來副業として質屋を営むものが多くなつて居る。

従つて倉庫設備のないものも相當に多いやうである。流質の處分に就ての研究は頗る熱心なるものも多く、毎月一回の競市を開催し、研究に資すると共に流質の整理に當つて居る事は結構な事である。

月初めの猶豫は全然ない。此の事は已に十年前も以前から實施せる所であつて、京都質屋の特長とも云ふ事が出来る。

四、名古屋の質屋

名古屋の質屋は總數三百五十余で、兼業即ち副業としての質屋が特に多い事は大阪や京都に比して更に著しい。

様である。即ち倉庫を有するものは全質業者中僅かに二三十戸に過ぎぬと云ふ事は、其の規模が如何に小さいかと云ふ事を立證して居ると思ふ。轉賣の必要も認めず、また倉庫もないと云ふ事は一つの内職とも見られ、遊資によつて僅かに利殖を圖らんとする傾向である。かゝる事情であるから其の利子が比較的低利であつても營業として成り立つこととなり、従つて利子は概して低い様である。

名古屋組合に於ては警察當局の理解ある處置により密告又は申告に對しては期間中と雖も無償徴收による事なく、貸付元金の還附を受けて居ると云ふが、望ましき合理的な方法と思はれる。

五、静岡の質屋

静岡にあつては、質屋数は三十有余であつて、流期は東京と同じく四ヶ月である。利子は十圓以下現行法通りで十圓以上は二錢四厘、三十圓以上二錢二厘であつて、月初めの猶豫は三ヶ月である。轉賣制度は今殆んどなく自力によつて營業を存続して居る。

六、横濱の質屋

横濱の質屋も東京と同じく大震災による悲惨なる苦い經驗をなめた所だけに、末だにその苦しみは残されて居る様だ。營業戸数は百八十位であるが、休業者が相當に多く、實際は百三四十位と云はれて居る。業態も大體に於て東京のそれと變りはない。

以上述べた所によつて見るも、東京の質屋業者が震災による打撃は非常なものであつて、關西諸都市の質屋に對して内容の充實して居ない點は云ふ迄もない。又兼業的内職的質屋が多い地方質屋に比べて種々の點より考察

するも尤も不利の立場に置かれて居る。ために利率問題に就ても勢ひ高率となるは亦止むを得ない事を云はねばならぬ。

第四節 公益質屋の起因と其の發展経路

文化の進展に連れて經濟機構の推移は豫測も及ばぬ複雑さを加へ、資本主義的社會經濟狀勢は、上下兩階級間に極端なる差別を生ぜしめた。茲に簡易なる金融方法要望の聲は、下層階級に於て特に盛んになつて來た事は争はれない事實だ。我が國に於ける公益質屋の開祖たる宮崎縣細田村質屋庫は、斯かる要求に對して當然に生れたものと言はれ、大正元年十月に設立された。(詳細は市政調査會發行「公益質屋」一六八一—一八二頁參照)

其の後漸次各地に設けらるゝに至つたが、其の發展は極めて微々たるものがあつて、大正十四年度末に於て辛うじて三十七箇所に過ぎず、更らに昭和元年十二月末に於て五十六箇所を數ふるにとゞまつたのである。

勿論當時にあつては市町村又は公共團體として、救済的施設としての質屋經營の可否に關しては相當の論議の行はれたものであつたが、當局に於ても之れを認むる事となり、更らに昭和二年二月大藏省に於て設けられた金融制度調査會の準備委員會決定案たる「公益質屋制度ニ關スル調査」(左記)に基き、公益質屋法案が議會を通し昭和二年八月法制上明瞭にされた正式の公益質屋なるものが確立されたものである。

公益質屋庫制度ニ關スル調査

我國庶民金融機關中質屋ハ古來中産階級以下ノ間ニ廣ク利用サレタル金融機關ニシテ最も重要ナルモノ、一ニ

屬ス。特ニ簡易ナル動産擔保ノ制度ニ依リ下層金融上ノ障ト認ムベキ信用ノ欠陥ヲ補足シ得ルノ結果、信用組合、無盡等ノ如ク之が利用者ヲ限定スルノ要ナク、一般ノ需要ニ應ジ得ルト共ニ其ノ貸付手續ノ簡便ナルハ他ノ金融機關ノ追隨ヲ許サル所ニシテ、質屋ガ下層金融機關トシテ最も適當ナル所以亦實ニ此ニ存セリ。

然ルニ現時ニ於ケル質屋營業ノ實情ヲ見ルニ、其ノ金融ノ方法タル依然大體ニ於テ往時ノ舊慣ヲ踏襲セルニ過ギズシテ、他ノ金融機關ニ比スル時ハ其ノ發達著シク遅レタルノ感アルノミナラズ、特ニ社會政策的見地ヨリ觀ルトキハ遺憾ノ點少カラザルモノアリ。而シテ此等ノ缺陷タルアル程度迄在來ノ制度ニ改善ヲ加フルニ依リ之ヲ矯正シ得ルモノナキニ非ズト雖モ此ノ如キ方法ヲ以テシテハ到底之ガ全キヲ期スル事能ハズ。是レ新ニ營利ヲ離レタル公益的質屋ノ經營ヲ爲シ、此等階級ニ對スル金融ノ便益ヲ計ルノ要アル所以ナリ。

公益ヲ目的トスル質屋ノ經營ハ既ニ古クヨリ歐洲諸國ニ於テ行ハル、所ニシテ、其ノ成績頗ル顯著ナルモノアリ、我國ニ於テモ近時公共團體及ビ社會事業團體ニ於テ質屋ヲ經營スルモノアルニ至リ、何レモ相當ノ成績ヲ擧ゲツ、アルガ如キモ其ノ數未ダ極メテ少ク然モ其ノ經營ノ方法區々ニシテ之ガ機能ヲ充分ニ發揮シ居ラザルモノナキニ非ズ。今日之ガ統一的ノ制度ヲ樹立シ其ノ普及發達ヲ圖ルハ眞ニ急務ナリト云ハザル可ラズ。

質屋ニ關スル各國ノ法制ヲ觀ルニ質屋ハ専ラ公益ヲ目的トスルモノニ限リ營利質屋ノ存在ヲ認メザル方針ヲ採レル國アリ。然レ共我國今日ノ狀態ニ於テ營利質屋ヲ廢止シテ公益的質屋ヲ以テ之ニ代ヘントスルガ如キハ到底不可能ノコトナリト云フ可ク依テ我國ニ於テハ營利質屋ト併行シテ公益的質屋ノ發達ヲ助長シ、兩々相俟ツテ庶民金融ノ實ヲ舉ゲシムルコト最も時宜ニ適セル策ナリト認ム。以上述ブル所ノ趣旨ニ從ヒ本委員會ハ公益的質屋

經營ノ社會政策上極メテ必要ナルヲ認メ、之ガ統一的ノ制度ヲ樹立スルノ急務ナルヲ惟ヒ茲ニ以下右項ノ如ク公益質屋制度要綱ヲ決定セリ。(以下略)

擬て我國公益質屋ノ發展過程は最初極めて不振ノ状態を辿れるものであつて、大體左ノ通りであつた。

年 度 開設數

大正元年 一

同自二年 無

同至七年 一

同 八年 一

同 九年 一

同 十年 四

同 十一年 六

同 十二年 五

同 十三年 六

同 十四年 七

同 十五年 六

總 計 三七

然して公益質屋法ノ實施せられたる直前昭和二年七月に於ては七十一に過ぎなかつたが、公益質屋法ノ實施と

共に急速なる發展振りを示して居る。

即ち當局は公益質屋の増設と其の充實とに銳意力を注ぎ、全国的に普及を圖つて庶民金融閉塞打開の爲めに盡んとしたのである。

ために昭和七年三月末に在ては左表の如く、愈々活潑なる發展の経路を示し、着々實績を擧げたのである。

全國公益質屋調べ (昭和七年三月末現在)

名稱別	營業主體	公益質屋數	貸付金額
市	九九	五七	三、四三六、七〇八 _円
町	一一六	一一五	一、八八九、一三一
村	一〇一	九九	一、一二七、八七九
公益法人	二〇	一一	四二六、〇〇〇
總計	三三六	二八三	六、八七九、七一八

更らに次年度にありては一段と躍進の程を現し、統計の示す所は次表の通りである。

府縣別公益質屋調 (昭和八年七月現在)

府縣別	戶數	府縣別	戶數	府縣別	戶數
北海道	五七	新潟	九	三重	一七

東京府	三〇	埼玉	一三	愛知	一一
京都府	九	群馬	二	静岡	二
大阪府	四	千葉	八	山梨	六
神奈川	一	茨城	四	滋賀	五
兵庫	一	栃木	一	岐阜	二
長崎	一	奈良	二	長野	九
石川	五	徳島	二	愛媛	四
富山	七	和歌山	三	高知	四
鳥取	四	山口	〇	福岡	一
島根	九	徳島	二	大分	七
岡山	五	香川	五	佐賀	六
宮城	一	青森	五	福井	四
福島	三	山形	三	熊本	七
岩手	〇	秋田	四	宮崎	八
鹿兒島	七	沖縄	二	計	六五九

當局は更らに公益質屋の増設に關し一段の努力を加へ、昭和七年度の追加豫算として二百ヶ所の増設を臨時議會に提案し、其の協賛を得るや、直ちに實施に着手し、越えて昭和八年度に於ては尙ほ三百ヶ所の大増設を目標とみ、愈々其の發展の爲めに全力を盡しつゝあるものである。然し乍ら昭和九年四月末現在の公益質屋数は全國を通じて七百八十七戸にして、昭和七年十二月末現在に於ける全國民營質屋數一萬三千六百二十三戸に比較する時は僅かに十七分の一にすら達せざる状態である。

更らに貸付状況を観るに

年度別	年度内業務取扱質屋數	貸付口數	貸付したる金額	貸一口平均	年度末日現在の貸付金額
昭和二年度	八一	三二一	一、六六二、三八二	五、三四	九一九、四六九
同三年度	一一九	六〇三、六七六	三、二二七、二七二	五、三五	一、五五二、七一九
同四年度	一九六	九四九、八六〇	五、一七二、三二八	五、四五	二、六三三、三三八
同五年度	二六一	一、二二八、六七二	六、四七九、八五三	五、二七	三、八〇九、九七二
同六年度	三三四	一、四三三、〇二〇	七、二四二、三九八	五、〇五	三、六七五、八七八
同七年度	五一〇	一、七三一、四七六	八、四七五、〇九二	四、八九	四、〇三一、二四二

昭和七年度に於て貸付總額は約八百五十萬圓であつて、民營質屋の貸付額約一億五千萬圓に比し遙か下位にある事を知るのである。

第五節 東京市設公益質屋概要(東京質屋組合公益質屋調査研究會の調査に據る)

一、市設公益質屋の現況

現在、東京市並に近郊の公益質屋は東京市設質屋二十個所、東京府社會事業團體經營質屋八ヶ所、押上信用組合經營質屋一個所、及鶴見維持社會事業部經營質屋一個所の多きに上り、前二者は純粹の公益質屋なるも、後者

の二個所は各種特異の性質を具へた公益質屋と謂ふべきものである。
 東京市設公益質屋二十個所の現在の在庫高は約六十萬圓、十四萬口、二十七萬點にして、他の五大都市全部に相當する膨大な内容を有してゐる。そして之に従事する人員は總計七拾人、年額俸給三萬五千圓、他に手當等を加へて人件費に四萬圓を要し、其他の物件費を見積れば所謂事務費に七萬二千圓を要す。昭和七年度及八年度の豫算額合計百五十萬圓の多額に上り、社會事業施設の中に於ても一、二を争ふ地位を占めてゐる。

昭和七年十一月現在に於ける市營質屋の分布状態並ひにその所在を左に掲げると、

質屋名	所在地	開所年月日
月島	京橋區月島西仲通八ノ三	大正一三、四、一
龍泉寺町	下谷區龍泉寺町四二九	同 一三、五、一
古石場	深川區古石場三ノ一七ノ二	同 一三、四、一
龜澤町	本所區龜澤町三ノ一二	同 一三、四、一
猿江	深川區本村町一八九	同 一五、五、一
押上	本所區業平橋三ノ二ノ七	同 一五、七、一
松葉町	淺草區松葉町一二一	昭和 二、二、一
大塚	小石川區大塚仲町三六	同 二、四、一
田中町	淺草區田中町三八	同 三、七、一七
千田町	深川區千田町四七七	同 四、九、二六

富川町	深川區富川町三三	昭和 四、一〇、二二
既橋	本所區既橋四ノ三ノ八	同 四、一、一一
今戸町	淺草區今戸町三ノ一ノ七	同 五、三、一一
新宿	澁谷區千駄ヶ谷町五ノ一〇〇三ノ五	同 五、五、一
白金	芝區白金三光町二五	同 五、六、一六
入谷町	下谷區入谷町一九九	同 五、七、一七
山伏町	下谷區山伏町五九	同 五、一、二六
三好町	深川區三好町三ノ一三ノ三	同 五、一、二五
西巢鴨町	豐島區池袋一ノ一三四ノ三	同 六、七、一〇
大井町	品川區大井關ヶ原町一三七二ノ二	同 六、一、一五

二、沿革

大正十二年九月の大震災前にも公益質屋設置の聲高く、再三計劃せるも、實現するに至らず、大震災により民營質屋の多くが復活の状況遅々たるを見るに及び、至急之が應急策として公益質屋建設の運びとなり、大正十三年四月一日初めて、月島、龍泉寺、龜澤町、古石場の四質屋を施設し、爾後十八ヶ所設置の基定計劃を樹立し、着々之が實現に努力して昭和五年十二月三好町質屋を設けりとして前述十八ヶ所の完成を見たのである。その後大東京市實現即ち市域擴張により西巢鴨町及大井町營の二質屋を合併して、現在は二十ヶ所となつてゐる。

三、資金關係

東京市は公益質屋施設に當り大正十三年度に、震災善後會より寄附金拾五萬圓、大正十四年、大正十五年度に内務省より二十萬圓と四拾二萬圓、合計六十二萬圓の交付金を受け、前後を通じて七十七萬圓と云ふ利子を支拂ふ必要な資金を以て建設されてゐる。前記金額の中、建設費一ヶ所平均の建設費一萬八百圓、初年度調算費二千餘圓十八ヶ所分總計二十五萬圓を建物其他の設備に要し、他は運轉資金として充當したが、在庫高の膨張につれ資金の不足を告げ、昭和六年五月逓信省簡易保險局より二十一萬圓年四分八厘の借入金、二十ヶ年賦で借入れ、他に西巢鴨町の借入金三萬七千圓年利四分八厘、大井町の借入金三萬四千四百圓年利四分八厘を引繼いでゐる。東京市の公益質屋事業は七十七萬圓の寄附金並に交付金と二十八萬一千四百圓の借入金合計百五萬一千四百圓の資金により經營されてゐるものと云つてよい。而も各質屋毎に運轉資金の割當を定めることなく、全部一括して處理して居る。

四、事業成績

東京市設公益質屋經濟は、大正十三年開設以來昭和四年度迄は相當の利益を擧げてゐる。之は流質處分による損害なかりしと運轉資金の過剰分が相當多額の利子を生みしためであるが、昭和五年度の下半期約五千圓の欠損を見たるに始まり、昭和六年度七年度は少からぬ損害を蒙り、而も今年度よりは前記借入金の元利償還に約三萬

圓を要するに於て恐らく欠損は三十四萬圓を下るまいと思はれる。昭和六年度の事業成績の概要を示せば次の通りである。

貸付金	口數	九五一、六八三、九八
口數	二二三、六四三	
返還金	口數	四八二、八六五
口數	八一九、三九五、二一	
更新(利上)	口數	一九〇、五三七
口數	四一四、八三九	
返還金ニ伴フ利子	口數	四四六、六二三、〇九
更新(利上)ニ伴フ利子	口數	九三、九七七
計	口數	一九五、九九六
流質處分成績	口數	三三、四三九、一〇
貸付金	口數	二九、六九七、八六
利子相當額	口數	六八、一三六、九六
口數	一一〇、八七五、七九	
點數	五、五〇八、二三	
口數	二四、二五七	
點數	四八、二二九	

賣拂金 七五、九六〇、六四

貸付元金ト賣拂金トノ比三割二分ノ欠損

徴收成績 三九七、七五
口數 八三、〇〇
點數 一、四〇六、〇〇

取引者數及職業別

勞働者	五七、六三一人
俸給生活者	二六、六五二人
小工業者	一六、七九一人
小商人	二九、七二五人
農業者	六八
漁業者	一一二人
其他	一三、五七四人
合計	一五四、四九一人
質物種別	
債券	四、六七八
業務用具	七一九
家具	一、〇一四
	五、五八八
	二、九一九
	一、七八二

裝身具	二四、三六二	二七、九四三
衣類	一九〇、三三一	四三四、八七四
其他	二、二九〇	六、四七五
合計	二二三、三九四	四七九、五八一

普通、制限外、生産資金貸付の三種となつてゐるが、普通貸付が全體の七〇%を占めてゐる。而して一家族五十圓と云ふ規定であるが事實は相當の額まで貸付けをなされてゐる。之は合法的脱法行爲の爲であり、公益質屋が事實中産階級の利用が漸次多くなりつゝある傾向である。生産資金貸付は現在に於ては成績はよくなく、約五千圓位と見られてゐるが、事實は恐らく千圓台であると。

流質處分残余金の返還
右は公益質屋の最特質の一に掲ぐ可き事項であるが、五年來行はれてゐない。これは流質損失により五年來處分による残余金のなきことがその理由であるが、一括して處分してゐる爲め個人としての残余金は不明であると云ふ點である。

五、事業成績より見たる質屋經濟

右に示した事業成績より見て利子收入と事務費とは殆んど同額にして、特別會計としての質屋經濟は至つて恵まれたる感あれど、流質處分の欠損三萬圓、借入金元利償還三萬圓の支出を加ふれば、到底收支償へ難く、

特別會計の立前よりすれば利上の必要を痛感する一方、社會事業施設としては利下の要もあるべく、互に矛盾せる兩者の調和を見出すには相當の困難がある。昭和四、五年の豫算百三四十萬に比すれば現在少くとも二百萬以上の豫算を計上する筈なるも、今年豫算の百四十七萬圓に過ぎざるは、前には資金の回轉率を三、七回轉と見來したるも、実績を鑑み二、五回轉に減少して豫算を組みたる結果である。

流質處分も昨年度迄は年額五六千圓にすぎず。而も良好なる成績を擧ぐるため損失を見ざるものゝみを流質處分せるも、昨年度より所謂死質を處分する方針で、一躍十一萬圓餘を處分し、三萬餘圓の損失を見たるも次第に各質屋の在庫物に堅實性を増し、現在に於ては賣拂金が貸付元金に達するものも三四ヶ所に上る成績を示して來てゐる。

六、結 論

以上に依つて東京市設公益質屋の大體の調査を了したのであつて、尙今後も引續き調査研究の必要を感ずるが、一先づ之を以て調査報告となす次第である。

本委員會はその調査半ばに於て殆んど空前に等しき公益質屋主關係者の不正事實の暴露に遭遇したるも、その初期の方針に従つて調査研究を進め、徒らに公益質屋の欠點を指摘するを之事とせず、實際的立場に立つて公益質屋の實狀を微細に亘つて調査し、如何なる内容に於てその社會的施設としての使命を行使してゐるかの點を専ら調査研究せんとしたのである。

今回の公益質屋の不正事實は、質屋業態の内容を仔細に調査すると共に、その不始末が單に運用關係者そのものに歸せしむる事よりも一般質屋業態から見て、斯かる不正事件の萌芽を多分に藏し民營質屋の支店制度の發達に思はしからざる等の點より見て一面首肯される可きものありとす。

而して昭和七年度十一月末の調査によれば

在庫額	約六十萬圓
利子總收入	六萬八千參拾六圓
支出總額	十二萬八百餘圓
内資本利子拂	一萬三千四百九十餘圓
人件費	四萬圓
物件費	三萬二千圓
不正徵收額	約四百圓
流質損害額	三萬五千圓
差引損害額	五萬二千六百餘圓

にして、この數字よりしても該損害金五萬二千餘圓を利子によつて補給せんとせば、二錢二厘二毛の利子としなければならぬ。而して又、資本利子、税金を民間質屋と同等に支拂ふならば實は利子四錢五厘となる。尙右の數字によれば一口平均四圓五十錢、一點平均金額二圓十錢にして、公益質屋利用者が既に無産階級より

中流階級層に移りつゝあると云ふ事實を見るのであり、現在の公益質屋が真に無産者の爲に社会的施設として完全なる使命を果しつゝあるや否やと云ふ點を多分に疑問視せざるを得ぬ次第である。或は又差引損害金が人件費と相比肩する點等より見てこの公益質屋統制上、其の將來に大なる疑點と問題とを殘せるものと云ふも過言ではあるまい。

以上は東京市設質屋の現状であるが、東京府も別に社會事業協會に於て八ヶ所の公益質屋を開設し、鋭意全力を注いで其の經營に當つて居る。詳細なる業績等に關しては東京市設質屋を参照する事としてこれを省略する。

第二章 民營並びに公益質屋の特性

第一節 民營質屋の特長

一、貸付額の高率なること 公益質屋に於ては規定によつて一種の制限があり、時價の六掛乃至七掛の範圍を超ゆる事が出来ない。然るに民營質屋にあつてはかかる束縛もなく自由なる立場から取引し、一面同業者間の競争も手傳つて殆んど時價迄も貸付に應ずる事が多い。特に永年の顧客たる所謂顔馴染客に對しては、時に對人信用を多分に加味して時價以上の貸付をする事すら尠くない。

公設貸付の割合

市名	最高	最低	普通
東京	〇、九〇	〇、二五	〇、七〇—〇、八〇

市名	最高	最低	普通
大阪	—	—	〇、七〇—〇、八〇
神戸	一、〇〇	〇、三〇	〇、八〇—〇、五〇
名古屋	〇、九五	—	〇、八〇
横濱	〇、八〇	—	〇、六〇
長崎	—	—	〇、八〇
函館	—	—	〇、七〇
岡山	〇、八〇	—	〇、七〇
小樽	—	—	〇、八〇
横須賀	〇、九〇	—	—
徳島	〇、八〇	—	—
福井	〇、九〇	—	—
高松	〇、九〇	—	—

(市政調査會發行「公益質屋」一〇九参照)

顧客の立場よりすれば、原價を考慮に入れる關係上、貸出が極めて低い様に説く者もあるが、公益、民營兩質屋を利用せる者に言はしむれば、この間の消息は自ら明瞭となるのである。質屋の貸出が時價の二分の一若くは三分の一位であるかの如く説明する者もあるが、それは骨董書畫の如き特殊の場合であるか、又は古物としての價格を辨へぬ者の言と云はねばならぬ。

假りに價格の二分の一位の貸付をもつて普通とするならば、流質によつて質屋の益する所頗る大となる。打算に敏なる顧客が果して質屋に益せしめるか。常識をもつても理解出来る所である。元利を償ふて尙ほ餘りあ

るものを顧客が流すべきか。今日質札の賣買が盛んになり、新聞廣告によつて迄も一般的に行はるゝ際、貸付元金及び利子を加算して尙ほ餘りあるものは絶対質屋の手によつて處理せらるゝものはないと云ふも過言ではない。時價の二分の一乃至三分の一の貸付によつて顧客が満足し、營業が存続し得らるゝものならば、一般の質屋が流質を歓迎すべき所なるも、却つてこれを嫌ふ事は、要するに貸付額が高率なる爲めであつて、これは業者としては顧客吸引の一策として止むを得ざる所である。

二、顧客に対する態度 營利的業者である限り顧客に對しては飽くまで町重であり、親切である。場合によつては質物の持ち運び位の奉仕もする。形式束縛にとらはれず、簡便に敏速に金融の途を與ふる事が質屋の本質であらねばならぬ。型に入れた形式や束縛は、顧客の心理に合はぬ。最も気軽に其の意を満たしむる事が肝要であつて、時間外と雖も時に其の出し入れにも應ずる事も考へてやらねばならぬ。顧客としては唯利子の低率なる事だけが希望する所ではない。

むしろ利子の高低よりも急場の際に合ふと云ふ所に質屋の意義が存する。即ち取引が最も平易であつて、簡単であるが爲めに質屋を利用するのである。

三、貸付額に制限なき事 公益質屋の如く一口又は一世帯に對する貸付金額に何等の制限がない。従つて一部の細民階級の利用を目的とせるととまらず、一般人に對する需要に應ずる事が出来る事は民營質屋の特長であらう。

四、普遍的に存在する事 質屋の数は非常に多く、都市に於ては勿論地方にありても殆んど全國可及的に散

在する事は利用者にとつて極めて便利である事は云ふ迄もない。

第二節 公益質屋の特長

公益質屋の特長として擧ぐ可きものは (自治研究第九卷第九號公益質屋の現況 持永義夫氏)

(1) 經營主體 原則として其の主體を市町村として居るが、實際的經營の立場から特別に公益法人にも之れを許可して居るもので公益質屋總數六百五十九ヶ所中二十一ヶ所を占めて居る。

(2) 貸付金額の制限 本邦公益質屋法に於て一口金拾圓迄一世帯金五拾圓迄と制限を規定せるは、外國の立法にも例を見ない特長である。これは公益質屋法の基準たる前掲の金融調査會の決定せる答申書(一一九頁參照)中に見らるゝ如く、在來の民營質屋と競争の無理を避け、主として下層階級の救済を目的とせし所である。即ち質屋取締法と公益質屋法との間には質屋として同一の職分が存するが、そこに自ら明確な分野があるのであつて、民營質屋は比較的自由的範圍に於て活潑なる經濟機關として全般的庶民の金融機關であり、公益質屋は限定せる細民救済をもつて任じ、最下層の金融機關たらしめんとするのである。

公益質屋に於て貸付金額を制限した理由としては、(一)運轉資金に一定の限度があり、然かも出來得る限り細民大衆の利用に應ぜしめんとするが爲めであり、(二)資金の運轉を圓滑ならしむるが爲めには成る可く貸付額を少くするをもつて適切なる事、(三)公益質屋が社會的施設として設備費の補助低利資金の融通を受け、事、匡正事業費として特に利子の補給を受くる事等の特典ある所から見ても、ある程度の制限を妥當とし

たものである。

(3)貸付利子 公益質屋の貸付利子は一ヶ月百分の一、二五(即ち利息制限法第二條の規定に依る元金百圓未満の利息年一割五分)を超えざる事としてゐる。尙ほ利子の點に關しては後に説く事として略記する。

(4)貸付利子計算の方法 一般質屋は永き慣例によつて所謂月計算を實施してゐる。然るに公益質屋に於ては月の計算は民法上の規定によることとし、唯一ヶ月に満たざる端數を生じたる時は其の端數が十五日を超ゆる場合は之を一ヶ月とし、十五日未滿の時は之を半ヶ月に計算する事によつて居る。更らに質物の交換又は拔出の時は「オドリ」を取らざる事とする。

(5)流質物處分に因る剩餘金の返還 流質物の處分によつて剩餘が生じた場合に於ては、これをその儘公益質屋の所得とする事なく、元利金並びに一定の手數料を差引き殘金ある場合は、之を質置主に返還するのである。

以上公益質屋の特長と見らるゝ所であるが、民營質屋に於ける特長と實際的立場から比較する事とする。

参考として實例を掲げると、質屋月報第十七號十五頁に於て「公益質屋」と「私營質屋」の標題の下に磯部信太郎氏は説く。

「公益質屋が設置されて庶民金融上大なる貢獻を爲しつゝある事は世間周知の事實である。而して斯の公益質屋の生命とも謂ふ可き利子の低廉さは奈何としても到底吾々民營質屋の企て及ぶべきものではない。此の點が社會政策上重要な一事業として世間から相當歡迎される所以である。併し乍ら民營質屋は利率の點に於てこそ遺

憾乍ら公益質屋に一隅を踰するの止むなきも、その他諸般の取扱ひに於ては自費乍ら敢へて公益質屋の右に出づる事を斷言して憚らないものである。これは社會の大家が齊しく認めらるゝ處で、今更茲に贅言を要しない。で聊か吾々民營質屋の二、三特色を擧げて大方讀者の御參考に供しやうと思ふのである。

(一)私共の取引客で、公益質屋へも取引がある人がある。其の人曰く公設は利子が安いから行くが、融通が利かない。(融通とは貸付値段の低い事を云ふ)であるから金の少しでも餘分に必要が迫られた場合は君の店へ来るのだ。吾々は利子の安いのは都合が宜いには相違無いが、急場の際少額でも餘分に利用し得る事は到底利子の安い位に比較の出來ぬ。大助かりだと此處調子で彼れは公設も利用するが所謂融通の利く私營質屋へも喜んで来るのである。之等は眞に善く双方の長短を活用する近代的プロであらう。

(二)昨年の六月十日夜十二時頃私共店頭の戸を激しく叩くものがある。私はトロッと一と寢入の夢を破られ遊い眼をコスリ、戸を開けると、一人の見なれぬ男が立つて居る。而して其の人は金指環を出し質取りして呉れと云ふではないか。私は突然而もこの深夜に即時質取る事の出來ぬ理由を述べて拒絶した處、彼れは警察署の證明を持つて居るから質取して呉れと懇請する。依て彼れが提示する菊屋橋署より交付せる彼れの住所證明書に基き該指環を預かる事にした。其の際種々事情を尋ねた處、彼れの曰く(同人住所氏名府下西多摩郡三田村二俣尾一〇九二自動車運轉手淺野某)私は今夜淺草公園遊覽の歸途の際墓口を紛失して吃驚した。而も東京には知人あるも、住所不明にて其の上、明朝早出仕事(トラック運轉)の約束もあり、どうしても今晚中に歸村せねばならず途方に暮れて菊屋橋署へ出頭致願した處、此の住所證明書を下附されたので御店へ御頼みに來たので、幸ひ只

今融通を願はれば、上野驛終列車で送中乗換へ青梅線二俣尾下車午前一時半頃には歸宅出来るとの陳述によつて私は彼の持参指環二十金一匁二分付で金四圓五十錢を融通し與へた所、彼は非常に感謝し御蔭で今晚歸宅が出来て大變に助かりますと繰り返し禮を述べて急ぎ去つた。そして其の指環は同年九月二十八日に至り受戻して行つた。如斯菊屋橋署が民衆保護の適當處置と相俟つて吾々私營質屋が時間外に拘泥せず眞に庶民金融てふ天職を念とする立場から將亦四海兄弟の同情の微意により多少なり共民衆の利便に供しつゝある事柄は、吾々私營質屋の一般が通常事として敢行しつゝある隠れたる一大特色であつて、之等は到底公設質屋では眞似の出来ない吾々民營質屋の所謂生きた金融の實例である。

(三)事件は大分古いが、大正九年五月某日晝下り私の店頭へ五十歳位の田舎おやちが二十歳位の娘らしいのを伴れて現はれた。そして其のおやちさんの曰く。私は仙臺〇町の者だがこれなるは私の娘で、この娘を先年東京本所押上町富士瓦斯紡績會社へ女工として雇はれ出京した處が、今度雇傭期間満了となつたので歸國するに付て娘から手紙で私に迎ひに出京して呉れと云つて來たが、其の日に追はれる身の旅費と言つても汽車賃だけの少額な金にも差支へたが、吾が愛娘の依頼でもあり漸やくに片路だけの金を算段してさて考へた。娘も永年會社へ勤めたのであるから若干貯金も有るだらう。そして少く共仙臺迄歸國の二人分位は確かに持合せて居るとの見込みで誠に御恥かしいが娘の懷中を當てに出京、久々で大きく成つた娘の顔を見て嬉しさ一杯で恙なく會社より暇を買ひ、上野驛へ向ふ途すがら問題の汽車賃を娘に尋ねれば、意外にも娘は私の懷中を頼つて居る様な始末、そこで二人の財布の底をさらつた處での有金は上野驛から仙臺驛までの汽車賃に二圓也の不足が生ずると云ふので

ある。而も東京には一人の知人もないから融通の方法は絶対にない。折角娘と歸國の出来る喜びを胸に抱きながら途方に暮れ歩行中ふと私共の看板がおやちさんの眼に入り店へ見へられたのであつた。私は事情を具さに聞き大いに同情して彼れが質草として提供の脱いだ衣類を押し返し更めて彼の所持せる(彼は仙臺市で俾挽きを職業とする人)俾の鑑札を印として金二圓也を貸與した。そこで兩人はホット蘇生した面色で厚く禮を陳べて雀驛上野驛へ行かれたのであつた。其時彼れは歸國次第此の恩借金は御返しすると言はれたが、其の後三週間ばかり何の音沙汰もない。私は半信半疑に思つて居る矢先、彼から細々と心を籠めた禮狀と返金の爲替券が届いた。私は何共言ひ知れぬ心嬉しさを感じて、早速彼れへ預り置き鑑札を返附した。そして彼からの禮狀は私の社會奉仕の微意の記念として保存する中、偶々大正十二年の大震災の際焼失して了つた。以上端的事實は吾々私營質屋が常に見聞接觸しつゝある事柄であつて、吾々は夫等特種の場合常に滿腔の同情の念を寄せて其の急迫を扶掖し、以て聊か庶民金融の天職の一端を果たして居る次第である。要するに公益質屋は其の活動範圍を單に一方のみ偏せず常に大局に着眼して眞の庶民金融に遺憾なく其の大使命を全ふせんことを念願とするものである。されば公私双方の質屋は所謂車の兩輪の如く其の御互ひが健全なる發達に依つて茲に庶民金融の完璧が期せられるものと私は信ずるものである。

第三章 民營質屋並びに公益質屋の利子

第一節 民營質屋利子の現状

質屋の利子は大體に於て、現行質屋取締法に依つて規定してある金二十五錢以下一ヶ月一錢、金一圓以下四錢金五圓以下三錢、金十圓以下二錢五厘の率を實行して居る。但し十圓以上の貸付に關しては種々の批評、議論の存する所であつて、改めて後章に詳細を述べる事にする。唯實際に於ては左表に示すが如く必ずしも一定せず、地方の狀勢、質屋の慣習、貸付金額、質物の種類、資金の多寡等によつて多少の相違はある。

組合名	利子				組合名	利子			
	100圓以上	100圓以下	10圓以下	5圓以下		100圓以上	100圓以下	10圓以下	5圓以下
大阪組合	二、〇以内	二、〇以内	二、五以内	三、〇以内	豊橋市	任意	任意	二、〇	〇、〇
聯合會	二、〇以内	二、〇以内	三、〇以内	三、〇以内	一宮市	二、〇	二、五	二、五	〇、〇
横濱市	二、〇、二、五	二、〇、二、五	三、〇	三、〇	松江市	任意	任意	二、〇	〇、〇
清水市	二、〇	二、〇	三、〇	三、〇	青森市	一、七	二、〇	二、〇	〇、〇
金澤市	二、〇	二、〇	三、〇	三、〇	米澤市	一、五	一、五	二、〇	〇、〇
福島縣	一、五	二、〇	三、〇	三、〇	佐世保市	二、〇以上	二、〇	二、〇	〇、〇
若松市	一、〇	二、〇	三、〇	三、〇	熊本市	任意	二、〇	二、〇	〇、〇
高岡市	二、〇	二、〇	三、〇	三、〇					
水戸市	一、五	一、五	二、〇	三、〇					

組合名	100圓以上	100圓以下	10圓以下	5圓以下
宇都宮市	〇、二	二、〇	二、〇	〇、〇
大津市	一	〇、二	二、〇	〇、〇
今治市	一、〇	二、〇	二、〇	〇、〇
小樽市	二、〇	二、〇	二、〇	無利子

以上によつて見るも、貸付金十圓以上のものに於ては大體該組合の内規によつて、或は任意とするもの、或は一定の率に於て組合員相互が協定して利率を定むるもの等があるが、十圓以内の貸付利率は殆んど同様に規定以下にある事は云ふ迄もな。

十圓以上のものにあつては、今治市の一步二厘、米澤市の一步三厘を最低として、他は凡そ二歩乃至二歩五厘である事は實際が示す所である。

東京に於ては彼の大震災に遭ひ、一時は市中の全質屋が殆んど潰滅の狀態であつて、其の後徐々に復舊したが其の痛手は未だに癒えず、質屋の内容は頗る苦境に立つものである。大震災直後東京に於ては一時三錢の率で收受して居たが最近に於ける質草の枯渴等より在質減少し、競争も手傳つて大體に於ては二錢五厘以下（規定以下）に低下せるものが相當多い様である。

第二節 公益質屋の利子

公益質屋法に依れば、第五條に於て利率は貸付元金に對し月百分の一、二五（利息制限法第二條に依る金百圓未満の利息は年一割五分）を超えぬ事となつて居る。この利率の制定に當りては種々なる事情を考慮して定めし由にて、社會局書記官藤野惠氏の説明する所に據れば

「元來公益質屋の經營に對する費用は三つに分つ事が出来る。(一)流動資本たる性質を有する借入金其他の資金 (二)固定資本たる性質を有する土地、事務所、倉庫等購入又は新築資金 (三)經常費たる性質を有する人件費及び物件費等これである。以上三つの中如何なる經營を質屋利用者に負擔せしむるか云ふ問題である。この中質屋利用者に轉嫁して宜しからんと思はるゝ費用は第一の流動資本に關しては、其の元本に非ずして其の元本を他より借入れ、若しくは他の經濟より繰入れた場合、其の償還又は繰戻しの爲めの利子と云ふものだけは質屋利用者に負擔せしめても差支へないものと思はれる。

次に第二の固定資本は全然これを質屋の利用者に負擔せしむべきでないと思はれる。

第三の經常費たる物件費、人件費等はこれ當然質屋の利用者に負擔せしむべき性質の物である。そこで第一の流動資本の利子と第三の經常費を大體に於て事業収入即ち貸付利子と云ふものに依つて支辨し得る程度の利率を定むる事が妥當と考へられる。尤も一言せねばならぬ事は質業に於ける利子は金融上の利率と違ふものであつて銀行が手形を日歩八厘位で割引する場合の利子は所謂純然たる金融利子であつて、質屋に於ける利子は一般の金融利子の外に質屋保管——ナフタリンを入れて紙で包んで立派に保管する其の保管料等が入つて居る——其他若し誤つて贖物等をとつた場合には没收される。この徴收還付等の危険負擔もこの中に入れねばならぬ。茲に保管料、利潤、徴收還付等の危険負擔と云ふものゝ外に金融上の金利を含めたものが所謂質屋の利子である。随つて年一割五分と計算せらるべき利率に公益質屋としては餘りに高過ぎると云ふ者もあるが、それは質屋に於ける利子の性質を解せざる爲めである。と説明して居るが、質屋利子の考究に當つては頗る参考

となるものとして茲に掲載した所である。

公益質屋は利子として月一、二五(年一割五分)を超えざる程度に於て課する事を規定して居るのは前述の通りである。想ふに公共的社會施設としての利率としては必ずしも低率なりとは言ひ得ないが、經營の實際的立場にある所謂當事者の言明によつてもこの年一割五分の利率に對してすら低率なりとの不滿のあるのは事實であつて、如何に質屋其のものゝ本質上經營至難なものであるかが解るであらう。

元來公益質屋は其の設立に當つて土地購入、事務所及び倉庫の建築其の他の營業設備費等の總額の半額は國庫より補助を受け、運轉資金は凡て低利資金(現在は三分二厘)を仰ぎ、尙ほ且つ利拂への不足に對し補助を受くる等大なる特典あるに拘らず其の實績比較的專がらざるの事實は其の原因が果して那邊にあるものなるかは興味ある問題と言はねばならぬ。

現に東京市に於ける公益質屋の實際に徴するに開設以來數年間は相當の好結果を招來せしも、これは在賃高少くして政府より融資された金額の内貸出の残額が銀行預金となり、其の利子の額も相當に上りたる爲めであつたが、其の後流質の損害頗る多く現在にありては非常なる苦境にあると云ふ事である。

これ等の事實に徴するも公益質屋の利子歩合は、理論上妥當なものとしてあるが、實際上から觀察する時は、多大の論難が残されて居る事は今更爭はれないのである。

第三節 質屋利子に關する批判の一般

質屋の利子に就ては種々なる批評が加へられて居る。之が利子の一般を見るに左表の通りである。

貸金利率調べ(年利)

(市政調査會「公益質屋」一二九頁参照)

一四四

市名	最高	最低	普通	市名	最高	最低	普通
東京	四、八分	一、二〇	三、六分	岡山	四、八分	二、四分	三、六分
大阪	四、八分	一、〇〇	三、五分	横須賀	四、八分	三、〇〇	三、六分
神戸	四、八分	一、二〇	三、五分	下關	四、八分	三、〇〇	三、六分
名古屋	四、八分	一、〇〇	三、六分	静岡	四、〇〇	二、〇〇	三、〇〇
京都	四、八分	一、五〇	三、六分	前橋	三、〇〇	一、二〇	三、〇〇
横濱	四、八分	二、二〇	三、六分	福島	三、〇〇	二、〇〇	三、〇〇
長崎	四、八分	二、二〇	三、六分	高松	三、〇〇	二、〇〇	三、〇〇
広島	四、八分	二、二〇	三、六分	小樽	二、八分	二、〇〇	三、〇〇
函館	二、五分	一、五〇	二、〇〇	富山	四、八分	二、四分	三、六分
吳							

然し乍ら最高四割八分といふも、全般的に四割八分ではない。即ち壹圓以下の質物に於て、規定通りの利率を收受すれば四割八分となるものであつて、これとても嚴然たる取締法の規定に則つてやつて居る事であつて、必ずしも不思議でもなければ内密でもない。今日壹圓以下の貸付は極めて少く、場所によつて多少の相違もあらうが總入質數の一割にも達しない。東京市内に於て見るも麹町、神田、日本橋、京橋方面に於ては殆んど無いと云ふも過言ではあるまい。斯くの如き實狀なるに拘らず最高四割八分と表示するが如きは單に質屋の利子は斯くも

高利なる場合もあると云ふ單なる一例を示す材料に供する以外、何等の實益無き事にして寧ろ惡意的に質屋の高利を攻撃するためかと思考せらるゝのである。然らば壹圓以下の貸金に對し何故にかゝる高率を課する法律を制定したかと云へば、此の壹圓以下の小額の貸金に對する純利子は極めて僅かなるも、其の一口當りの營業費、手数料等は大量の貸出しと同様な負擔となるを以て、此の純利子以外の一口當りの負擔の爲め高率になりたる故であつて、此の法律的规定は寧ろ當然と云ふ可きである。

相當甚大なる固定資金を倉庫その他に投じ、一部の運轉資金の利廻りが普通どの程度になるかは、恐らく業者自身のみが解し得らるゝ所であつて、年三割六分の利子が直ちに暴利だと斷言するは無謀の言と云はねばならぬ。吾人は質屋利子の構成をこゝで述べんとはしないが、普通貸借利子、銀行利子等とは全然別個な要素を保有するものである事は後編に於て理解出来るであらうと思ふ。然るに何等事情を考慮せず一般に質屋の利子三割六分なりと直感する者は遂に左記の如き酷評を下す事となるのである。

即ち前田繁一氏はその著「庶民金融」の質屋の改善と公益質屋の運用と云ふ項に(同書三四一頁―三四二頁参照)於て左のやうに述べて居る。

「質屋は弱身に付け込んで高利を貪る事は知つて居ても、質屋利用者の苦痛は知らぬ。金が借りたさに一片のお世辭を並べたり、必要な金を貸して呉れぬかも知れぬと云ふ不安から高い利子も値切らずに金を借りて行く。之れをしも直ちに高利も眼中におかずと斷定し得るであらうか。質屋營業者の云ふが如くに金を借りて喜ぶ利用者であるなら、その喜ぶ利用者か全國に五六百萬人もあると云ふのに、何故質屋の門をくゞるのを恥とするのであ

らうか。何故質屋業者を世間から悪く云ふのであらうか。質屋業者たるもの冷水三斗して此の點を十分に考究すべきである。他人の子供の出世をそねみ、之を妨げるに先立つて、先づ自分の子供の成績を調査し、その出世を計るべきである。徒らに公益質屋の出現普及を妨げるよりも、自分等の營業狀態を省みて、公益質屋出現普及の必要を無くする様に努むべきではあるまいか。時代は刻々と進歩してゐる。質屋獨り舊體を維持すべき時ではない。何時迄も封建時代の思想を嚴守し、獄屋の冷さを思はせる様な太い格子作りと店舗に燈火も十分につけず、如何にも悪い事でもする様にこそ、入質者を店舗に忍び込ませ、こそ、と仕事して行くと云ふが如きは時代錯誤も又甚だしい。銀行に平氣で出入する様に、質屋利用者をして大手を振つて出入さすべく、先づ其營業振りを改めると共に高利を貪る事を止め、庶民階級の金融機關として明るみで十分活動し得る様にすべきである。斯くすればやがては利用者をも質屋の利用を何等恥としない様になり、質屋に對する悪口も又何時しか消えて、名實共に庶民金融機關として尊重せらるゝに至るであらう。」と

以上は單なる抽象的な批難であつて、質屋の本質を極めた論議とは見られない。更らに研究の歩を進めて、質屋の實狀、内容を調べたならば、必ずや斯様な無理解な批判は斷じて下し得ない事であらう。質屋が規定に違背した高利を收受するものならば、或は相當論難の餘地を存する所ならんも、規定利率を收受するからとて、これを排撃するには當らない。現行取締法の規定が今日の時勢に副はぬものとするならば、何故に其の是正を責め様とはしないのか。先づこれが改正を叫ぶべきが妥當ではあるまいか。

次に取締の衝に當る警視廳保安課二町仁二氏は、法律時報第三卷第八號に於て、質屋に對し相當の理解をもち

公平穩健なる説明を試みて居る。参考までにその一部を抜萃すれば左の通りである。

質屋取締法第九條に依れば「質屋ハ次ニ掲ル制限内ノ利子ノ外何等ノ名義ヲ以テスルモ金錢ヲ領收スルコトヲ得ス」

「貸金二十五錢以下ハ一箇月一錢

一圓以下ハ一箇月百分ノ四

五圓以下ハ一箇月百分ノ三

十圓以下ハ一箇月百分ノ二半」

と規定し、十圓以上の利子に關しては、何等の規定がないのである。そこで營業者中には相互契約と稱して、十圓以上に對しても、十圓と同様百分ノ二若くは百分ノ二半、又は百分ノ三を徴して居るものがある。所が或人は十圓以上は當然利息制限法に依るものであると解釋し、質屋の横暴を叫び警察取締の不行届を責めるのである。即ち利息制限法第二條に依れば

「契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓未滿ハ一ケ年百分ノ十五、百圓以上千圓未滿ハ百分ノ十二、千圓以上百分ノ十以下トス」

と規定して居るのである。然し立法の精神が果して十圓以上の利子は利息制限法に依るものとするれば、なる程現在質屋の收受して居る十圓以上の利子は、甚だ不都合であることは勿論であるが、是處に注意を要するのは同條末項に「若シ此ノ制限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其ノ制限迄引直サシムヘシ」と規定するから、結

局不服である者は、裁判上の判決を待たなければならぬと云ふことになるのである。又曰く「立法當時の十圓は現下の百圓に匹敵した爲め、當時それ以上を規定しなかつたのだ」と。さすれば現在質屋法令中規定のない十圓以上に對して、質業者が質置主と特別契約で利子を定めるのは止むを得ないことと思はれる。又質屋取締法令第九條第二項に「本條ニ違反シタル質契約ハ其ノ違反セル部分ニ限り無効トス」と規定してあるのは十圓以下の利子が違反して居た場合を指すので、現在では警察は之れを強制するの途に乏しいと云ふ譯になるのである。元來利子は警察本然の目的から言へば、敢て深く干渉すべき範圍でないと思はれるのであるが利子の規定が質屋營業者と質置主とを保護する爲の規定であるとするならば、宜敷時代の推移に従つて適當に改正するのが至當だらうと思ふ。利子問題を餘り八釜敷云つた爲め十圓以上の質物を取ることは面倒だとして、全部十圓以下に分割して數口に質受した爲め、質置主の負擔が重くなつたと云ふ奇觀を呈した事實があつたこともある」

兎に角質屋利子に關しては世の誤解を招く點が頗る多いのであつて、慎重なる研究に待つ事なくんばこれが疑惑を解く事が出来ないのである。質屋の内面的實際を調査する事によつて、質屋の經營が洵に至難なるものである事が理解出来る。一個の質物に就て見るも、鑑定、記帳、保管等に渡つて十數回の手數を要するものなる事等は外觀丈けにとらざるゝ者の察知し得ない所であつて、その他贓品の無償徵收等の挫折を受けねばならぬ。然かも贓品は近年の不況によつて愈々増加し、東京市内の徵收状態を見るに、昭和三年にありては口數一千七百六十五口、金額一萬六千八百八十七圓なりしものが、昭和八年に於ては、四千百〇八口、金額に於て三萬五千九百八十圓の多きに達して居る。斯る點にも質屋營業の困難なる一端がうかがはれるのである。

經濟事情その他國狀の相違する外國の質屋利子をもつて直ちに比較するは必ずしも妥當とは云ひ得ないが、一例を示せば、米國の質屋利子はアリゾナ洲に於て年四割八分、デラウェア洲に於て年九割六分、ニューヨーク洲に於て年十二割となつて居る事、又一般質屋利子の外に保管料又は手數料を徵收する等は次編に於て詳述する所である。

これ等によつて見るも内國民營質屋利子が普通年三割六分の割合(法規)となつても一概に論難すべきではない。質屋に對する認識を深め最善の考究を遂げて然る後に其の是非を定むべきではあるまいか。

第四節 民營並びに公益質屋の利子の比較考察

質屋人として觀たる公益質屋の利子に關しては、大體其の見解を同じうして居る様であつて、其の一例は江東漁人氏が「質屋月報」第十六號に掲載せる左の如きものである。

「公益質屋は政府より約半額の建設費を下附され且つ年四分二厘の低利資金を得てこれを年一割五分の割合を以つて貸付を行ふものなるは今更申述ぶる必要もない。公益質屋が假りに三萬圓の買取高とすれば一ヶ月の利上り平均豫算三百七十五圓にして低利資金の利子百〇五圓也を差引たる額は貳百七拾圓である。而して聞くところに依れば現在の公益質屋は非常に手厚き政府の保護あるに拘らず利益がないとのことである、果してそれが眞實なりとすれば右の貳百七拾圓は經費であつて貸付金一圓當り九厘に相當し然も此内には税金は勿論建設費の消却が含まれて居ないと思ふ。税金や消却を計算すれば少くとも一錢何厘かになるのである。而て此の公益質屋の經費

次は即ち、公益質屋の経営上に於ける支出關係に就て、私は覺東ながらの若干考察を下記に表示することにした

質契約一口ニ對スル消耗品費調査 (其の一)

内 譯

品名	數量	單價	耐久力	一日間消耗費額	一日五十口ニ對シテ厚毛糸忽微額
毛筆	本	一〇〇〇	十日	一〇〇〇〇	二〇〇〇
墨	瓶	三〇〇〇	五日	六〇〇〇〇	一〇〇〇〇
蠟燭	本	五〇〇〇	十日	五〇〇〇〇	一〇〇〇〇
燭	本	七〇〇〇	十日	七〇〇〇〇	一四〇〇〇
朱燭	本	一〇〇〇〇	十日	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇
草履	足	七五〇〇	二ヶ月	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇
朱燭	本	一七〇〇	二ヶ月	一三六〇〇	四七二〇
草履	足	一五〇〇	二ヶ月	一三六〇〇	四七二〇
スタンプ	瓶	一五〇〇	二ヶ月	一三六〇〇	四七二〇
包紙	組	一五〇〇	二ヶ月	一三六〇〇	四七二〇
結東	組	一五〇〇	二ヶ月	一三六〇〇	四七二〇
印紙	組	四四〇〇	一日間所要五十枚	五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

質帳	數量	單價	耐久力	一日間消耗費額	一日五十口ニ對シテ厚毛糸忽微額
通帳	冊	一〇〇	一日間所要二十五枚	二五〇〇〇	五〇〇〇
傳票	冊	三〇〇	一日間所要二十五枚	七五〇〇〇	一五〇〇〇
報告紙	冊	六	一日間所要五十枚	三〇〇〇〇	六〇〇〇〇
貸付金月計表	冊	四	一日間所要八枚	二二五〇〇	四五〇〇〇
貸付金月計表	冊	一五〇	一ヶ月間所要一枚	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
貸付原簿表	冊	一五〇	一ヶ月間所要一枚	一五〇〇〇	一〇〇〇〇
貸付原簿表	冊	八〇	一日間所要三枚八分ノ	一五〇〇〇	五〇〇〇〇
流質物整理簿	冊	四五〇〇	常備所要四冊三年間	一六六六六	一一三三三
現金出納簿	冊	三三〇〇	常備所要四冊三年間	一六六六六	一一三三三
前渡金整理簿	冊	二〇〇〇	常備所要四冊三年間	一六六六六	一一三三三
計	冊	二一〇〇	常備所要四冊三年間	二七八〇〇	五五六〇〇

備考

- 一、換寸一兩ハ拾ケ入トス
- 一、印刷一組ハ三箇ニシテ左記ノ通り
 - 一、年月日入線出スタンプ
 - 一、愛戻用スタンプ
 - 一、店舖用スタンプ
- 一、質札及通帳ハ各均等使用ト見做シ算定ス(但通帳一枚十行十枚全百行トス)
- 一、報告用紙ハ毎旬報告用及臨時報告用トス
- 一、貸付原簿用カードハ二十四行兩面ニシテ一口三點平均トシ五十口ニ對シ五百十行所要
- 一、壹ケ月ハ三十日 壹ケ年ハ三百六十日ヲ以テ算定ス

賃契約一口ニ對スル經費調査 (其の二)

名稱	計算ノ台本員數	所要日額	所要日額	
			十圓十錢厘毛糸	一日五十口ニ對シ一口ノ割充額
俸給	主務者二名 主務者二名	一八〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	一一〇〇〇〇
賞與		一七、八五〇	三六〇、〇〇〇	二〇〇〇〇
借地料		七〇	二二四、二〇〇	一一九〇
水道料		二、三〇〇	八、四〇〇	四六六
電燈料	一月月 一月月 一月月 一月月	四、八〇〇	二七、六〇〇	一五三三
木炭費	一月月 一月月 一月月 一月月	一、〇〇〇	五七、六〇〇	三三〇〇
町會費		一、〇〇〇	一一、二〇〇	六六六
清潔料		四〇	四、八〇〇	六六
糞尿取料			二〇〇、〇〇〇	一一一一
營業所償却費	建設費一萬圓 雜什器等々		二〇〇、〇〇〇	五五五五
同修繕費			一〇〇、〇〇〇	五〇〇〇〇
同火災保險料			九〇〇、〇〇〇	一九六〇五三
計	金額三萬圓		九八〇二八〇	

備考

- 一、賞與金額ハ俸給ノ二ヶ月支給ノコト
- 一、營業所償却費ハ建物保存期間ヲ五十年トシテ算定ス

- 一、火災保險料ハ利率千分ノ三〇ヲ以テ算定ス
- 一、壹ヶ月ハ三十日トシテ算定ス

附記 一、本表以外ニ平均一ヶ月間ニ對シ約五圓ノ不正品徴收ノ損害アリ

これに依りて賃屋經營上ノ支拂方面を見るときは、賃物契約一口に對する所要經費は計二十錢一厘五毛を算することゝなるのであつて之れを内譯すれば五厘五毛は賃契約一口に對する消耗費であり、十九錢六厘は賃契約一口に對する經營費である。この調査は當時在庫高七千二百口内外、貸付金參萬二千圓内外にある某公益賃屋に就て行ひしものである。(東京府社會事業協會報 昭和三年十月發行) (公益賃屋研究會 公益賃屋主任嶋澤幸三郎氏)

以上は公益賃屋の實際を表明した内容である。これによつて見るも公益賃屋が相當の業績を收めつゝありと云ふが果して信ぜらるゝ言であらうか。ある一部の公益賃屋等において、其の事務に當る者が殆んど犧牲的奉仕によつて事務費等の輕減する事などによつて實績を擧げつゝあるものもあるが、一般的に良好なる成績を求むる事は不可能の事であらう。建設費の支給、低利資金の借入、利子支拂の補給、納税の免除等、の種々の特典を有する公益賃屋が、年一割五分の利率をもつて社會奉仕的な施設なりと云ふ所より推斷しても民營賃屋が個人的營利的企業として、何等の援助もなく多額なる納税の義務を負つて生活を維持せんとせば、年三割乃至三割六分の利子を收受するからとて、徒らにこれを責むる事は無謀の極みと言はねばならぬ。賃屋利子を批判する者にとつては宜しくこの間の事情を考究すべきであつて最も根據ある参考資料たるを失はぬものである。

公益賃屋が極めて順調に發展しつゝありと云ふが、事實に徴するに必ずしも當らぬ所であつて全國公益賃屋の

收支状態につき東京市政調査會法學士岡野文之助氏は次の如く明言して居る。(都市研究第十九卷第三號) (五一頁—五二頁)

全國に於ける公益質屋の收支状態に關しては、調査中に屬するとの事であつて、今昭和四年度以降昭和六年度迄の分を示せば次の通りである。

年 度 別	收 入	一般會計よりの繰入	計 支 出	差 引 残
昭和四年度	四一八、八〇三 ^円	八一、七一 ^円	五〇〇、五一六 ^円	八六、三七五 ^円
同 五年度	四九九、三三三	一三九、八〇〇	五〇九、六九二	一一九、四三一
同 六年度	五六二、八一	一六九、〇六一	六〇五、九三九	一一五、九三三

即ち右の表によつて觀るに、全國公益質屋の營業收支においては一應差引殘金を見せて居る。しかしこれは收入の部に於て收支の均衡を得ざるがために、一般會計(公益質屋は特別會計をもつて經理されて居る)より繰入をなして居るがためであつて、若しこれなかりせば、支出は遙かに收入を超過して其處に欠損を生ずべきである。従つて公益質屋の財政現狀は今までの所では正に赤字の連続である。

勿論多くの公益質屋中には純粹なる意味に於ての收支差引殘金を得てゐるところがないでもない。例へば中津町質舖の如き、堂島村公益質屋の如き、何れも大體連年比較的多くの收支差引殘金を見せて居る。而してこれが原因につきこれら公益質屋の收支状態を些細に檢する時吾々は支出の部で、町村吏員の犠牲的

奉公によつて經費が過分に切下げられて居るとか、若くは借入金元利償還が充分になされて得ないとか、又は町村民の理解によつて流質の例を見たることなきとか等の原因によることを發見するのである。

然らば收支の状態において連年かくの如く赤字を出して居るのは何がためであらうか。由來公益質屋の經營は公益質屋法の理由に觀ると自給自足が出来る事が好ましく又自給自足すべき建前となつて居る。即ち貸付利子及び流質賣却益金等事業収入の外、預金利子、寄附金、その他収入を以て、俸給、雜給、需用品(備品費、消耗品費、通信運搬費等)からなる事務費及び借入金利子、保険料、土地及び家屋賃借料其他支出を支辨して行く事が出来るのが望ましいのである。然るに建設資金に對する國庫の補助、運轉資金に對する低利資金の融通をうけて、しかも尙ほ收支相償はずとするは、いかなる所に原因するのであらうか。

公益質屋開設當初にありては、利用者も少なく従つて貸付利子収入もなく、また經費は割合にかかるが故に欠損を生じ勝ちであるが、公益質屋制度も創始以來相當年限も経過してゐるから、かかる理由の抗辯は許されまい。

以上の如き最も公平なる論評によつて見ても、公益質屋の現狀は豫期の目的を達して居ないことが解るのである。これを要するに年一割五分の公益質屋利子は、收支相償ふには余りに低率なりと云ふ事實(一五〇頁末)とも觀られるのであつて、現在の民營質屋利子が果して高利なりや否やは常識ある者の容易にうなづくことの出来る所ではあるまいか。

庶民金融対策に關しては世上種々論議されつゝある今日、質屋に就ても亦その改善が叫ばれて居る事は周知の事實である。質屋は古き沿革を有する丈に、其の長き傳統と慣習が今もつて多分に殘されて居るものであつて彼の紺の暖簾や太い格子作りの店舗等が未だに相當見受けられるはその證據であり、其の經營方法等に就ても勿論多少舊弊にとらはれた形式がないでもない。

又現行質屋取締法が明治二十八年の制定にかゝるものであつて、當時の社會經濟の諸情勢は今日のそれと比較にならぬ相違が存する。従つて該法規が現代に副はぬ點の多々存する事は何人も認むる所であらう。其の一例は當時貸付額十圓迄の利子割合を定めて何等差支へを生じなかつたものが、今日となつては極めて不都合を來して居る。その他仔細に點檢すれば現下の社會情勢に適合せぬ點も相當に多い。従つてこれが改正を要望するもの當に所管當局のみならず、業者間にも決して尠くはないと言つてよいのである。

然して最も重大なる論議の焦點は質屋の利子問題であらねばならぬ。極言すれば質屋の改善とは利子問題の解決に存すると云ふも決して過言ではない。

世上一般に質屋の利子は高率なりと云ふ批評を聴くが果して暴利であらうか。世人は質屋利子の高率なりと斷定する前に一度靜かに質屋の内容に就て、一段の研究が必要であるのではあるまいか。銀行利率に比して高いと云ふのか、一般金利に比して高いと云ふのか。我が國古來の質屋利子を觀るも、外國の質屋利子に徴するも質屋の

利子が他の金利に比して概して高率である事は茲に説明の要もない。

徒らに質屋利子の論議をやめて、一體質屋利子を如何にせば其の低下を圖る事が可能なるかを研究する事が最も賢明なる方法であらう。

質屋が經濟上社會上樞要なる意義を有する限り、其の機能を充分に發揮せしめ、利用者の便益を圖る事が先決問題であつて、現在質屋の資金が閉塞されて居る事がやがて質屋利子高率の一因であるならば何等かの方策によつて資金の獲得を易からしむる必要があるのではあるまいか。即ち低利資金の如きを流用せしむる事は總て質屋をして全般的に改善を保證づけものたる事は必條である。

故にこれが實行せらるる曉に於ては利子歩合の引き下げ、「オドリ」の改訂、半月勘定等の諸問題は質屋が利用し得らるゝ低利資金の總額、條件等の如何によつて自ら改廢し得らるゝものであつて、現状の下に於いての質屋の改善は結局こゝに存するものと思はれる。

何等の策を施さず唯々改善を叫ぶもこは水を高處に流さんとするに等しく先づ不可能の事に屬する。即ち之等の方法は却つて質屋業者の減少と庶民金融への資金の不足とを來たす。遠からず改正せらるべき運命にある質屋取締法も、當局がこの點に留意せらるゝ事なくんば、質屋をして更らに苦境に導びくものであり、民營質屋の將來をして危機に陥らしむる結果とならう。

「今日質屋が高利の資金を運用する故、其の利率を低下する事能はざるもの」とすれば、一方質屋の營業資金の低下に對する根本方策は將來質屋をして相互組織の銀行を開設するとか、若しくは一般的金融界より廣く低利に

その營業資金を吸収し得るやう何等かの方策を構すべきである」とは「公設質舖の助成」第三九〇頁に説く所であつて一般識者も納得し得らるゝ所であらう。其の他質屋の名稱、店舖の構造、經營の方針の刷新等尤も時代に適合せるものを選び、これによつて民營質屋の發展を企圖するは業者自らの責任たるを免れ得ない。

第四章 結 論

以上は最近に於ける我國質屋界の趨向、並びに利子問題に關する研究の概要である。これによつて質屋の實際を檢討し、大局的に其の内容を極めんとするに資する所あらば幸甚である。

想ふに近年の世界的大不況に直面してより以來、一般社會大眾即ち庶民の疲弊困憊は其の極に達し、これが圓滿なる金融打開の道は、質屋の活潑なる發展に期待せらるべきもの頗る大なるものあるは、何人と雖も認識する所であらねばならない。

最近の新聞紙（昭和九年九月二十四日）の報する所に據れば左の如く傳へて居る。

「大藏省は豫て中小商工業金融問題につき調査を進めて居るが、當局としては更らに銀行の貸付を得られない零細小口貸付を必要とする細民を対象とする信用組合、質屋、無盡等の貸付状況をも緊急必要なりと認め、目下鋭意これが調査中である。即ち當局の意圖は、

一、中小商工業者の資金難に陥れるのは事實であるが、その貸付金の用途は生産乃至營利増殖を圖らんとするにある。然るに細民貸付金は少く共消費的であり、生活上使用されるもの丈に其の性質は中小商工業者に對

する貸付金より、或る意味に於て重視すべきものである。

一、信用、擔保共極端に薄弱で、營利的金融機關より貸付を得る事は實際上出来ない。

一、社會政策的から見て、かゝる細民資金の機關を設ける必要がある。

以上の見地から近く市街地信用組合、公設質屋、無盡會社等の檢討を進める模様であつて、結局大藏當局は中小商工業者の金融問題に先行して、細民金融問題に主力を注ぐのではないかと見られる」と。

事實庶民金融問題は閉却すべからざる刻下の重要問題であつて、庶民の金融機關の隨一と目せらるゝ質屋の意義は更らに重大さを加ふる所であらう。

然るに質屋取締法は其の制定極めて古く、時代に副はざる幾多の欠陥があり、これが適當なる改正は最も必要である事は既述せる通りである。尙ほ公益質屋に就て見るに、果して運用宜しきを得て豫期せるが如き實績を挙げつゝありやと云ふに、茲に大いなる疑問の存するものなるは、次の一文によつても理解出来る所であらう。

即ち東京市政調査會の岡野文之助氏は「都市問題」第十九卷第三號（四百三十一頁参照）に於て

「思ふに公益質屋の收支状態の良好ならざるは經營上に於ける拙劣乃至無理が存するのではなからうか。即ち運轉資金の不活潑なる回轉、經營費の濫費、經營者の技能の拙劣より來る質物の評價、鑑定の拙劣等のために收支相償ひ得ざるのではなからうか。

公益質屋法制定の當時、公益質屋の利子を法定するに際しては、公益質屋の支出費用として人件費、物件費及び借入金利子の償還費を見込み、収入費目としては貸付資金の八割までが常に貸付らるゝものとして、其の利

子収入額と残りの二割が銀行に預金されるものと見て、其の利子収入額を見込み、收支均衡を得べきものとして算出されたものであるから若しこの計算の基礎に誤なしとすれば、收支の均衡を得ざるは、必ずや其處に經營の拙劣がなければならぬ筈である。

經營支出も資金の回轉も上首尾であり、然かも收支の均衡を得ざるとせば、現在の貸付利子をもつてしては、經營し得ざる事を表明する譯である。果して現在の公益質屋の赤字連續は何れに原因があるか。この點は政府乃至關係當局の詳細なる再吟味を煩はし度き點である」と論評して居るが、尤も公平明快な批判であつて、傾聴に値する所である。公益質屋の實際が示すが如く、其の收支計算に於て赤字の連續は、確かに質屋經營が世評の如く簡單なるものに非ずして、頗る至難なるものであると云ふ一證左たるべきものであらう。

茲に於てか公益質屋經營の一切を民營質屋に委譲し、所謂商賣人の手によつてこれを經營せしむる事は尤も時宜に適した方策なりと思ふ。勿論具體的實行方法に關しては、更らに考究の余地あるも大體に於て公益質屋の事務經營を民營質屋に代行せしめ、關係當局は單に之が指導監督に任じ、其の實踐を擧げしむる事が却つて公益質屋本來の趣旨を發揮せしめ得るものではあるまいか。斯くする事によつて、設備費、人件費等の冗費を省くと共に民營質屋にありては低利資金の獲得によつてこれを運用し、業務の擴張に資する事が出来るのである。

現に下關市にあつては己に公益質屋の經營を一切民營質屋に委譲し、相當なる成績をあげつゝありと云ふが如きは其の一例である。今や本編を終らんとするに當り、公益質屋を民營質屋へ委譲すべき事が、庶民金融刷新の實策なるを提唱して、業界識者の研究を乞ふ次第である。

第四編 外國及び我國外地に於ける質屋の概要

外國質屋の概要

本論に於ては外國質屋——民營及び公益質屋——が如何なる法律の下に統制され、また如何なる條件の下に經營され居るかといふことが研究の對象である。殊に最も關心を持つことはこの研究によつて、外國の質屋法が民營質屋利子に如何なる解釋を與へて居るかを明らかにすると共に、我國の現行民營質屋利子が外國のそれに對比して、如何なる地位にあるかを知らんとするにある。

次に本論の讀者に對し、特に注意して置かねばならぬことは、支那及び滿洲を除く他の諸外國の質業には、法律的に解釋して、我國の如き「流質」なる制度がないのである。即ち外國に於ては、質物の留保期間が經過しても、その質物が絶對的に質屋の所有權に移らず、必らず之を競賣に附し、而してその賣却價格が貸付元金、利子及びその他競賣に要した費用等の總和以上であつた場合、即ち賣却過剩金があつた場合には、質入主の請求あり次第之れを返還せねばならないのである。たゞ英國に於ては十志以下の質物に對してのみ、法文に「留保期間經過と同時に質物が絶對的に質屋の所有權に移る」ことを明記してあるが、これは例外的のものであつて、全般に見る時外國質屋の質物の處分と我國のそれとは、處分といふ事實は同じでもその内容に於て大なる相違があ

る。
支那、滿洲を除く他の諸外國篇中、「流質」又は「流質物」の代りに、「質物の處分」(sale of pledge)又は「受戻しなき質物」(unredeemed pledge)「處分されたる質物」(sold pledge)なる文字を使用したのは、右の理由によるのである。

扱て、現在世界に於ける主要國の質業制度を見るに、民營主義、公益主義、公民兩營主義の三種が行はれてゐる。今國別に示すと次の通りである

- 日本 公民兩營主義
- 米 國 民營主義 (公益類似ノ法人組織ノ質屋アリ)
- 英 國 民營主義
- 獨 逸 公民兩營主義
- 伊 太 利 公民兩營主義 (一九二三年以來制限的ニ民營ヲ許可ス)
- 佛 蘭 西 公益主義
- 白 耳 義 公益主義
- 和 蘭 公民兩營主義
- 支 那 民營主義
- 滿 洲 民營主義

而して今之等諸外國の貨幣の邦貨換算率(平價)を便宜のため誌ると左の通りである。

- 米 國
 - 1 Cant (仙) = 2.0082錢
 - 1 Dollar (弗) = 100(仙) = 2.0032圓
- 英 國
 - 1 Penny (片) = 4.03799錢
 - 1 Shilling (志) = 12(片) = 48.8155錢
 - 1 Pound (磅) = 20(志) = 9.76318圓
- 獨 逸
 - 1 Pfennig (布) = 4.8厘
 - 1 Mark (馬克) = 100(布) = 47.8錢
 - 1 Krone (クローネ) = 10(馬克) = 4.779圓
- 佛 蘭 西
 - 1 Centime (參) = 3.871厘
 - 1 France (法) = 100(參) = 38.7093錢

第一章 米國の質屋

第一節 利子の不統制

米國に於ては質屋業法の施行されてゐる州と、然らざる州とがある。而して貸付利子は、質屋業法の行はれてゐる各州に於ても夫々相異があり、又業法の行はれてゐない州に於ても各々差異がある。要するに米國の貸付利子は各州各市まちまちといふことになる。

然らば質屋業法の行はれてゐる各州の質屋利子に、如何なる相異があるかといふに、ミネソタ州及びコロンビヤ地方における一ヶ月一分を最低率とし、ヴァージニアの如き廿五弗以下の貸付に對し、一ヶ月一割を徴收するのを最高率として區々であるが、この兩極端の間に位する普通の利率は、一ヶ月三分のやうである。この規定に従つてゐる州は比較的によく、次のやうな州がある。

コロラド、デラウェア、イリノイス、ミシガン、モンタナ、ネバダ、オレゴン、ワシントン等

質屋業法のない州では質屋利子に關し、何等制限を設けてゐないから、その利子は銀行と同様、年六分乃至一割といふ一般の利息制限法の適用を受けてゐる。しかしかゝる低利率では到底質屋を經營し得るものではない。故に質屋業法のない州又は一ヶ月三分以下の低利率の規定ある州では、利息制限法による利子の外に、手数料とかその他の名目を以て、これに數倍する料金を質入主から徴收してゐる。

第二節 利子以外の料金

然し利子以外に手数料、保存料、保険料、藏敷料等の如き名義による、質入主の負擔に歸すべき費用は、全米四十八州のうち十八州では、法文によつて禁止してゐるが残りの半數の州では之等の負擔に關し何等制限を設けてゐないから、これを取つてゐるやうである。

而して之等諸費用の徴收を法文に明記して、積極的に認めてゐる州もある。即ち

ジョージア、ミシシッピ、ネブラスカ、オハヨー、ペンシルベニア、ヴァージニア、ウイスクンシン等

の諸州が數へられる。

第三節 質物處分の期限

質物の留保期間に關しては、全米の十三州に於ては、之れを規定してゐるが、他の多くの州ではこの定めなく右の期間を明文により、又は言外の意味を以て當事者間の協定に任せてゐるやうである。

次に質物處分の期限に就ては留保期間と同様、州によつて區々であるが、多くは質物の留保期間經過後一定の猶豫期間を定め、その猶豫期間の満了後を以て初めて質物の處分を許してゐる。しかしこの猶豫期間も亦、州により長短がある。

第四節 質物の処分方法

前記猶豫期間後の質物販賣權に關しては、各州多くは之れに色々の制限を附してゐる。即ち販賣方法に關する制限、販賣の告知方法、販賣過剰金の返還等がそれである。

而してこの種の規定あるところでは、質物の處分に際し先づ質入主に通告後、競賣又は個人販賣に附すべきこととなつてゐる。告知方法は特定期間に(一)新聞紙に廣告するか、(二)公開揭示するか、(三)質入主に個別的の通告を發するか等の三つの方法を用ひてゐる。但し一定金額以下の質物は當事者間の合意により、通告及び競賣方法を省略し得ると規定して居る州もある。

第五節 質物處分による過剰金

質物を處分して生じた過剰金の歸屬を規定せる州は極めて尠なく、僅かに十八州とポート・リコトである。此等の州では過剰金は質入主に返還すべきものと規定してゐる。

また州によつては過剰金を受取るべき資格ある質入主の請求期間を定め、この期間中に質入主より請求なき場合は、當然質屋の所得に歸すものと規定して居る。また請求期間經過後は過剰金が那の收入となることもある。

之に反しルイジアナ州の如きは、質物處分によつて質屋が損失を蒙つた場合には、質入主にその損害の賠償を請求し得る権利を認めてゐる。

第六節 贖品

質物が盗まれたものであるか、又は入質する権能なきに入質されたものである場合には、質屋は原則として、その貸付金及び利子を失ひ、質物を正當な所有者に返還することとなつてゐる。

第七節 諸規定の一覽表

以上縷々述べた如く米國質屋の諸規定は、各州夫々趣きを異にして居るが、之れを一覽表にして見ると次の如くである。

(1) Franklyn W. Ryan "Usury and Usury Laws", (1924) 及 R. Cornelius Fahy "The Regulation of Pawnbroking" (1924) に依つて作製せるものである)

A 月五分以上の州

州名	利子	手数	料數	留保期間	販賣方法
ジョージア	月五分	倉敷料廿五仙			質入主ニ通告三十日後競賣ニ ヨリ最高價附人ニ販賣ス
ニュー・メキシコ	月一割	禁止			營業所前ニ一ヶ月間公示シ、 六ヶ月猶豫ノ後質賣ニテ販賣 セザルベカラズ 過剰金ハ質入主ノモノ

ア リ ゾ ナ	ハ ワ イ	メ リ ー ラ ン ド	ポ ー ト リ コ	ネ バ タ	モ ン タ ナ	デ ラ ウ エ ヤ
月三分五厘	廿弗以下月四分ヨリ 百弗以上ニ對シ月一分マ テノ遞減制	月三分五厘	月四分	月三分	月三分	月三分
禁止	禁止	禁止	禁止	無規定	禁止	禁止
			契約ニヨル			四ヶ月 着用衣類ニヶ月
留保期間満了後六ヶ月以内 ニ販賣スベカラズ、十日間ノ 公示ヲ要ス	留保期間満了後六ヶ月以内 ニ販賣スベカラズ、十日間ノ 公示ヲ要ス	六ヶ月以内ニ請求サレタル時 ハ質入主ノモノ	留保期間満了後六ヶ月以内 ニ販賣スベカラズ、(衣類ノ場合 ハ三十日)七日間公開揭示シ タル後競賣セザルベカラズ	留保期間満了後九十日以内 ニ販賣スルコトヲ得ズ	質人主ノモノ	販賣前合理的期間ヲ質入主ニ 實際上通告ノ後競賣ニヨリ販 賣セザルベカラズ

C 月三分以下の州

ウ イ ス コ ン シ ン	ミ ゾ リ	ミ ネ ソ タ	ア イ オ ア	コ ロ ン ビ ヤ 地 方	カ リ フ オ ル ニ ア	ベ ン シ ル バ ニ ア	州 名
法定利率年六分 契約利率年一分	月二分	月一分	月二分	月一分	月二分	一ヶ年六分ノ法定利率	利 子
二百弗迄ノ貸金ニ對 シ一ヶ年七分 百弗以上ニ對シテハ 一ヶ年四分	無規定	禁止	手数料徴收	禁止	禁止	倉敷料ノ他ノタメ 一ヶ月五分ヲ越ユベ カラズ	手 数 料
					契約ニ從フ	八ヶ月 (反物及ビ衣類 ハ四ヶ月)	留 保 期 間
質物ノ價值ガ百弗以下ノ時ハ 利子不拂三ヶ月後質入主ニ 面通告ニ後競賣スルコトヲ得 百弗ヲ超エタル品物ハ判決ニ ヨリ留置權確定	留保期間満了後六十日以内ニ 販賣スルコトヲ得ズ				留保期間満了後六ヶ月間競 賣前五日間公開告知セザル ベカラズ	十日間ノ公示ノ後競賣ニヨリ 販賣セザルベカラズ	販 賣 方 法

D 質屋業法の無い州

州名	利子	手数料	留保期間	販賣方法
アラバマ	法定利率年八分		六十日	廣告ニヨリ十日間ノ通告ノ後 賣主ニヨリ販賣ス
アーカンサス	法定利率年六分 契約利率年一分			
アイダホ	法定利率年七分 契約利率年一分			
フロリダ	法定利率年八分 契約利率年一分			
ケンタッキ	法定利率年六分			留保期間満了後九十日以内ニ 販賣スルコトヲ得ズ
ミシシッピ	法定利率年六分 契約利率年一分	調査料トシテ五弗ニ 對シテ五仙 三十五弗以上六十弗 迄ニ對シテ二弗 六十弗以上ハ貸付金 ノ六分		
ルイジアナ	法定利率年五分 契約利率年八分		契約ニ從テ	過剰金ハ賣主ノモノ

E 米國各市に於ける取締法

市名	利子	手数料	質物處分方法	過剰金
シカゴ市	月三分	一切禁止	利子滞納後一ケ年	
フィラデルフィヤ市	法定利率年六分	月五分以内	期間經過後十日間 新聞廣告	質屋ノモノ
バツファロー市	十弗以下月一分 七十五弗以上月一分五厘		期間後三ヶ月	二年以内ニ請求アレバ賣 入主ニ返還ス
ロツチエスター市	十五弗迄一ヶ月五分 三百弗以上月一分	最小限廿五仙	留保期間一ケ年ニシ テ期間後十日間ニ通 告	

第八節 統一質屋法草案 (Draft of Proposed Uniform Pawnbroking Bill)

第一項 統一質屋法制定の要望

前記一覽表に目を通した讀者は、米國に於ける質屋の業態が各州各市により、如何に區々町々であるかに驚くであらう。そこには何等統制といふものがない。かゝる状態の下にあるが故に市にあつては、市と州との双方の

取締を受け、またその法律が相互に抵觸する場合が生ずる。

殊にアリゾナ、コロラド、インディアナ、メイン、メリーランド、ニューハンプシャー、ニューヨーク、オハヨ、オレゴン等の諸州に於ては、質屋業法の外に小額貸付法 (Small Loan Act) もあつて、之れを質屋に適用し得ることになつてゐるため、質屋は二重の法規に支配されて、各種の問題が齟齬する状態にある。

抑々米國に於ける質屋業法のうち古いものは、一八二三年三月八日のペンシルバニア州法エル第二頁第一章と一八七六年のニュージャージー州の法律と、一八八三年のニューヨーク州法とであらう。而して非常に古い歴史を持ち廣い範圍に渡つて營業をなす質屋が、この古い法律の下に今日まで不完全のまま経過して來たのである。何故かと言へが、その理由は左の三つからである。

- 一、質屋營業は人口の多い都會に發達するのみで、地方の市ではその發達が不充分であつたこと。
- 二、營業の沿革も古くまた法律も古いが、その割合に完全な法律を制定せねばならぬやうな、營業状態の變化が無かつたこと。
- 三、立法府をして法律の改正を促がす如き重要原因となる、質屋に關する訴訟が割合に尠ないこと。

然し金融組織の發達と共に各種庶民金融機關の進展せる今日、庶民金融機關として多大の特異性を持つ質屋が從來の不合理、不統制のまゝで居ることは出来ない。既に久しい間米國斯業研究者の間には、統一質屋法 (Uniform pawnbroking law) の制定が要望されてゐたのである。

即ち、一九二〇年に至り米國救濟貸付聯合會 (National Federation of Remedial Loan Associations) —— 第九

節参照——は合衆國全土に共通適用さるゝ統一質屋法の草案を發表した。この案は一九二二年ワシントン市で開催された前記聯合會で修正され、現在同會より米國各州に向つて之れが採用を勧告してゐる。

この案が從來の質屋業法の缺點を補つてゐる特長は左の如くである。

- 一、質屋は州が監督統制し、市の警察權は州に從屬すること。
- 二、質入主を壓迫せず、同時に營業上の危険と特殊性とを持つ質屋營業に對し、その資本金が合理的の利益を保證せらるゝやうに、その利率を制定せること。
- 三、質物受授に關し關係者の權利義務を尊重して、各々に對して正當な規定を設け、殊に質札を所持しない善意の質入本人に質物を渡すべき質屋の義務を規定せること。

統一質屋法草案は全篇四章百八條より成つてゐる。今少しくその要點を検討して見よう。

第二項 利 子

利子に關しては第三章第五十九條に於て左の如く規定してゐる。

「質屋ハソノ貸付ニツキ正シク貸付殘額ニ對シテ計算シ、一ヶ月三分ヲ超ユル利子ヲ徵收シ又ハ受取ルベカラズ。但シ最初ノ一ヶ月以内ニ受出サレタル貸付ニ對シテハ一ヶ月ノ利子ヲ徵收シ得、尙マタ斯ク規定セラレタル利子ニシテ十五仙ニ充タザル時ハ最低利子トシテ十五仙ヲ徵收シ得、若シ質屋ニシテコノ規定ヲ超エテ利子ヲ徵收シ又ハ受領シ、マタ本條例ニ認メザル如何ナル料金ヲモ設ケタル場合ニ於テハ、元金及ビ利子ヲ沒收セ

ラレ、且ツ元金及ビ利子ノ提供ナクとも、質入主ノ要求並ビニ質札ノ提出ト共ニ質物ヲ返還スベシ。モシカ、ル過超又ハ不法ナル料金ニシテ、質入主ニヨツテ既ニ支拂ハレタル場合ニアリテハ、質入主ハ質屋ニ對スル民事訴訟ニヨリ、若シ元金モ支拂ハレキタル場合ニハ之レヲモ含メテ、該金額ヲ取戻スコトヲ得」

これによつて見れば、貸付高の増加に従つて還減する利率制を排して、貸付高に關係なく、月三分といふ固定利率制を採つてゐる。そして最小限徴收料十五仙を認めてゐるから、貸付金五弗に對する一ヶ月分の利子も、貸付金一弗に對する一ヶ月分の利子も、同じく十五仙なのである。十五仙は五弗に對しては三分に當るが、一弗に對しては實に、一割五分となる。これは小口貸付が大口貸付に比し遙かに大なる手數と費用を要するが故に、利子以外に相當の手數料を含ませ、以て小額貸付に對して有利にするを妥當としたに由るのである。

第三項 質物に對する危険負擔

質物に對する危険負擔に關しては第六十條「質物ノ保管」に於て次の如く規定してゐる。

「質屋ハ火災、窃盜、強盜其他如何ナル原因ニ依ルヲ問ハズ保管上合理的注意ノ實行ヲ缺キタルメ、質物ノ全部又ハ一部ヲ喪失或ヒハ毀損シタルコトニ對シ、責任ヲ負フベキモノトス。但シ質屋ガ適當ノ注意ヲ拂ヒタルモ、已ムヲ得ザリシ質物ノ全部又ハ一部ノ喪失或ヒハ毀損ニ對シテハ、豫メ特別ノ契約ノ存セザル限り責任ヲ負ハザルモノトス。正當ナル注意ヲ拂ヒシ事實ヲ確立スベキ舉證ノ責任ハ質屋ノ負フベキモノトス」

この條項は統一倉庫受取法中より同一規定を引用せるものにして、委託なるものが委託者及び受託者間相互の利益に於てなざるゝ場合、受託者は單にその保管場内に在る品物の安全保存のため、適當なる注意と努力の實行のみを爲すべきものなりとの、普通法の原則を包含せるものである。

第四項 質物の處分に關する規定

質物の處分に關しては

第六十一條に於て質物の販賣

第六十二條に於て販賣の通知

第六十三條に於て賣上金の處分方法

第六十四條に於て過剰金の歸屬

のことが夫々規定されてゐる。之れを左に逐次説明すれば先づ

質物の販賣 「受戻シナキ質物ハ總テ競賣ニヨリ販賣スベシ。但シ質屋ト質入主トノ間ニ證書ニ依ル契約或ハ免許官吏ノ許可ガ存在セザル限り、貸付日ヨリ滿十二ヶ月以前滿十八ヶ月以後ニ販賣スベカラズ」となつてゐる。

質物を販賣し得る以前に一定の期間留保すべき規定は多くの質屋法中に見るところであるが、受戻しなき質物を或る一定期間内に販賣すべしといふ規定は普通にはない。かゝる規定の目的は、衡平法が利子の堆積により消滅するまで無期限に貸金を帳簿に記載して置く代りに、返還期日滿了後合理的の期間内に質屋の質物留置權を解

除せしめんとするにある。

「販賣の通知」 「質物ハ少ナクトモ販賣ノ日ヨリ二十日以前ニ質入主ノ最近ノ住所へ、先ヅ手記或ヒハ印刷セル販賣通知書ヲ郵送セル後ニ非ザレバ販賣スルコトヲ得ズ。而シテ質屋ハソノ營業シテ居ル市又ハ郡ニ於テ發行スル日刊或ヒハ週刊新聞ニ三回連続シテ販賣廣告ヲナスベシ。コノ廣告ニハ販賣ノ時日、場所、受戻シナキ質物ノ年月日及ビ數量ヲ明記スベシ。但シアゲート號活字(我が國ノ七號活字ニ相當)五十行ヲ越エテ廣告スベカラズ」

賣上金の處分方法 質物販賣の賣上金は次の順序によつて處分される。

一、競賣費用

二、元金及び利子

三、總廣告費を販賣済品數にて割り出された廣告費用比例分擔額

而してなほ「過剰金アリシ場合ニハ之レヲ質入主又ハ、質物ガ販賣セラレザリシト假定シタ場合質物ヲ受出ス資格アル者ニ支拂フベシ。コノ過剰金ノ通知ハ質入主ノ最近ノ住所ニ郵送スベシ」となつてゐる。

右の規定は損失のあつた場合のことに少しも觸れてゐない。損失は總て質屋の負擔と解釋される。英國の現行取締法は「同一人ニ付一ツノ質物ニ對スル欠損額アリタル場合ニハ、ソノ欠損額ヲソノ他ノ質物ニヨル超過額ヨリ差引クコトヲ得」と判然と規定してゐる。

過剰金の歸屬 「競賣ニヨル過剰金ハソノ生ジタル時ヨリ五年以内ニ請求セラレズ又ハ支拂ハレザル時ハ、質屋ノ使用及ビ利益ニ歸屬ス。質屋ガ合法的ノ過剰金支拂ヲ拒絶セシ場合ノミニ限り、支拂ハルベキ未済過剰金

ニ利子ヲ附ス、ソノ利率ハ一ヶ年六分トス」

英國に於ては過剰金請求期間を三ヶ年と規定してゐるが、この期間内に請求されなかつた場合の處置に就ては何等明記してゐない。慣習的に質屋の所有となつてゐるのであらう。

第五項 贓 品

第四章雜規定の第百條は「質屋營業者の質物留置權」の名の下に贓品に關して規定してゐる。

「質屋ハ凡テノ場合凡テノ質物ニ對シ、ソノ貸付金及ビ利子ニ對シ第一留置權ヲ有ス。但シ質入主ニヨル質物ノ質入レ又ハ占有ガ、普通法ノ竊盜罪ヲ構成セル場合、或ヒハ他ノ法律ニヨツテ既ニ留置權ノ設定セラレアル場合ヲ除ク」

寶石の保管を委託されたる人が、その寶石を質入することが屢々ある。この場合その人が質入する權能を持つて居らぬといふ理由を以て、委託者——委任の撰擇を等閑にし或ひは知已淺き者に過重の信頼を置きたる委託者——がなすあらゆる種類の勝手な要求に對し、右の規定によつて質屋は保護されるのである。この場合は盜品ではないからである。

而して普通法に於ける竊盜とは、盜まんとする思慮ある計劃を意味する惡意の奪取をいふのであるが、現在大概の州では、他人に屬する財産を何等の權利なく占有することを、竊盜と解釋してゐる。